

第3部
応急対策
共通対策編

目次

第1章 応急対策の概要	1
第2章 市災害対策本部等の活動	2
第1節 応急活動体制の種類及び移行	2
1 体制の種類	2
2 体制の移行	2
3 留意事項	2
第2節 市・区警戒体制	2
1 目的	2
2 確立基準及び確立	2
3 責任者、組織及び主な活動	3
4 廃止基準	3
第3節 市・区警戒本部	3
1 目的	3
2 設置基準及び設置	3
3 責任者、組織及び主な活動	4
4 廃止基準及び廃止	4
第4節 市・区対策本部	5
1 目的	5
2 設置基準及び設置	5
3 組織及び主な活動	5
4 廃止基準及び廃止	6
第5節 配備・動員	7
第3章 防災関係機関への応援要請及び受援	13
第1節 自衛隊	13
1 要請等	13
2 派遣要請の主な範囲	13
3 市及び自衛隊の連絡調整	13
4 災害派遣部隊の派遣及び受入	13
5 経費の負担	14
第2節 緊急消防援助隊等	14
第3節 横浜海上保安部	14
第4節 関東地方整備局	15
第5節 広域応援活動拠点	15
第6節 地方公共団体	15
1 法令等に基づく応援要請	15
2 協定等に基づく応援要請	15
3 受援（他都市応援職員等の受入）調整	15
4 受援体制	16
第7節 海外からの支援受入	16
第8節 国・県による代行	16
第4章 情報受伝達	17
第1節 情報受伝達の基本	17
第2節 情報受伝達手段	17
第3節 情報の収集・共有	17
1 通報等	17
2 情報収集活動及び情報の共有	17

第4節	記録	18
第5章	都市施設等の応急復旧及び災害の拡大・二次災害・複合災害の防止	19
第1節	都市施設・ライフライン等の応急復旧活動	19
1	道路及び橋りょう	19
2	港湾施設	19
3	河川施設	19
4	水道施設	19
5	下水道施設	20
6	電力施設	20
7	ガス施設	21
8	電気通信事業者	22
9	鉄道機関（鉄道事業者）	22
10	バス輸送機関	23
第2節	公共建築物等の対策	23
第3節	被災建築物・宅地の被害状況の把握	23
1	被災建築物応急危険度判定	23
2	被災宅地危険度判定	23
第4節	障害物の除去	24
1	実施基準	24
2	実施者	24
3	方法	24
4	道路確保対策	24
第5節	二次被害等災害の拡大防止	24
1	有害化学物質等による大気汚染防止対策	24
2	河川・海域、土壌、地下水等の汚染防止対策	25
3	市及び災害時協定締結団体の協力	25
4	施設・設備等の保安強化	25
第6章	消防（消火、救助・救急）及び医療・救護	26
第1節	消防活動	26
1	初動体制の確立	26
2	主な活動	26
3	消防局による活動	26
4	消防団による活動	27
5	自主防災組織による活動	28
6	防災関係機関等による連携及び活動	28
第2節	医療・救護活動	28
1	災害時における医療救護体制の確立	28
2	緊急度及び重要度、並びに発災後の時間経過に応じた医療提供体制	29
3	搬送体制等の確保	30
4	医薬品等の備蓄、調達等	31
5	医療情報の提供	31
第3節	保健活動	31
1	市本部の活動	31
2	区本部の活動	31
第4節	こころのケア	31
1	早期支援及び継続的支援	31
2	こころのケアの実施	32
第5節	歯科医療	32

第6節	行方不明者の捜索	32
1	捜索活動	32
2	行方不明者の把握	32
3	後方支援活動	32
第7章	緊急輸送・交通・警備	34
第1節	輸送路の確保	34
1	道路啓開の実施	34
2	河川関係障害物の除去	34
3	ヘリコプター離着陸場の確保	34
4	海上輸送路の確保	34
第2節	輸送体制の確保	35
1	輸送手段の確保	35
2	燃料の確保	36
第3節	輸送	36
第4節	警備	36
1	県警察による警備体制の確立	36
2	情報受伝達	36
3	二次災害の防止	36
第5節	交通規制	36
1	交通規制に関する措置等	36
2	緊急通行車両	37
3	交通情報の収集等	37
4	交通情報の広報	37
第8章	避難	38
第1節	避難指示、警戒区域の指定	38
1	避難指示等	38
2	警戒区域の設定及び立退き	39
3	関係機関における情報共有	39
4	終了	39
第2節	避難指示の伝達及び避難誘導	39
1	避難指示の伝達	39
2	避難誘導	40
第3節	指定緊急避難場所	40
1	開設	40
2	運営	40
3	閉鎖	41
第4節	指定避難所（地域防災拠点）	41
1	開設	41
2	運営	41
3	避難者の受入	42
4	統合及び閉鎖	43
第5節	補充的避難所又は一時受入施設	43
1	開設	43
2	運営	43
第6節	在宅被災生活者及び任意の避難場所	44
第7節	福祉避難所	44
1	開設及び運営	44
2	受入れの決定	44

第8節	災害時要援護者支援	44
1	市民、地域等の役割	44
2	援護対策の基本方針	44
3	援護体制の確保	45
4	援護の実施	45
第9節	児童生徒の安全確保（学校における対策）	46
第10節	施設利用者等の安全確保（施設における対策）	46
1	施設利用者等の安全確保	46
2	避難場所等への協力	46
第11節	帰宅困難者対策	46
1	市の対応	47
2	関係機関の対応	47
3	一時滞在施設等	48
4	物資の搬送	48
5	帰宅困難者等の搬送	48
6	徒歩帰宅者への支援	48
第12節	避難行動	49
第9章	広報・情報提供、広聴	50
第1節	災害時広報・報道	50
1	災害時広報・報道の実施	50
2	混乱防止及び秩序の保全	51
第2節	放送機関の対策	51
1	基本方針	51
2	放送機関の対応	51
第3節	安否情報の提供等	52
1	安否情報の照会受付	52
2	安否情報の回答	52
3	情報管理の徹底	52
第4節	広聴	52
1	臨時市・区民相談室	52
2	災害時コールセンター	53
3	外国人災害時情報センター	53
4	県警察による被災者等への情報伝達・相談活動	53
第10章	物資等の供給	54
第1節	応急給水	54
1	給水方法	54
第2節	物資の供給	54
1	供給方法	54
2	供給対象者	54
3	物資の配分等	54
第3節	市が備蓄する物資が不足する場合の調達	55
第4節	救援物資の募集及び受入・配分	56
1	市の体制	56
2	募集に係る広報事項	56
3	受入・配分	56
4	協定等に基づく物資保管場所及び施設の確保等	56
第11章	衛生・防疫・遺体対策	57
第1節	生活衛生に係る市民等への広報	57

第2節	飲料水及び食品の衛生確保	57
第3節	感染症の拡大防止措置及び予防	57
1	感染症患者等の早期把握及び拡大防止措置	57
2	予防	57
第4節	動物の保護収容	57
第5節	遺体対策	58
1	関係機関との連携等	58
2	遺体安置所	58
3	遺体の処理	58
4	火・埋葬	59
第12章	災害廃棄物対策	61
第1節	災害廃棄物等の処理の基本的考え方	61
1	災害廃棄物の範囲（定義）	61
2	対応時期等	61
第2節	トイレ・し尿対策	62
1	トイレ対策	62
2	し尿汲み取り対策	62
第3節	家庭系ごみ対策	63
1	市における収集準備	63
2	収集の実施	63
第4節	廃棄物処理施設	63
1	施設の応急復旧及び機能確保	63
2	仮置場	63
第13章	社会秩序の保全及び応急教育の実施等	65
第1節	社会秩序の保全	65
第2節	応急教育の実施	65
1	教育再開の時期	65
2	被災施設の措置及び教育再開の準備	65
3	教材、学用品の調整等	65
4	給食	65
5	衛生管理	66
第3節	保育の早期再開	66
第14章	災害ボランティア活動	67
第1節	専門ボランティア活動	67
第2節	一般ボランティア活動	67
1	主な活動分野	67
2	対応窓口の設置	67
第3節	市災害ボランティア支援センター及び区災害ボランティアセンター	67
1	市災害ボランティア支援センターの主な役割	67
2	区災害ボランティアセンターの主な役割	68
3	活動しやすい環境の確保	68
4	ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報提供	68
5	風水害時の市・区災害ボランティア（支援）センター設置	68

第1章 応急対策の概要

- 市及び防災関係機関等は、災害時には、被害及び影響を最小限にとどめるための応急対策を実施する。各機関は、その保有する機能を発揮し、関係機関等と連携協力して、市民の生命及び身体の安全確保を最優先として、災害及び被害等の迅速な収拾並びに社会秩序の保全に努める。
- 市及び防災関係機関、市民、事業者等あらゆる主体は、災害時には、判断又は行動の躊躇、及び状況の軽視等が、被害等を拡大させ得ることを十分に認識し、主体的かつ積極的な行動を心掛ける。
- 市及び防災関係機関等は、災害時には直ちに対策本部等の必要な活動体制を執り、応急対策を実施する。応急対策に当たっては、従事者の安全を確保して二次災害を防止するとともに、人員を効果的かつ機能的に運用する。
- 市民及び事業者は、自助及び共助の重要性を認識し、自ら、及び周囲の人々の生命及び身体の安全確保を図るよう、主体的かつ積極的に行動する。また、市及び防災関係機関等の応急活動に協力する。
- 災害時は、迅速かつ正確な状況把握及び情報受伝達が重要である。市及び防災関係機関等は、情報を整理・集約し、災害の規模・態様を明らかにすることで、必要な応急対策の実施を図る。併せて、適切な情報発信を通じて、情報不足及び不確かな情報に起因する混乱、不安、思い込み等を防止して、社会秩序の保全を図る。
- 市及び防災関係機関等は、災害の拡大、二次災害又は複合災害の防止に努める。また、その保有する施設等の応急復旧を行う。特に、都市機能・施設、ライフライン等の応急復旧を確実に実施する。
- 市及び防災関係機関等は、消防及び医療救護活動を行う。また、応急対策の実施に要する人員及び物資輸送を行う。
- 市及び防災関係機関等は、避難指示又は誘導等が必要な場合は速やかに行う。市民等は、避難指示等があった場合、又は自ら避難の必要を感じた場合は、躊躇又は軽視せず、自ら及び周囲の人々の生命を守るために必要な行動をとる。また、市民等は、地域における避難所を運営し、又は協力する。
- 市は、応急救助のための物資等を供給する。また、衛生、防疫、遺体対策、災害廃棄物対策を実施する。
- 市は、応急教育の実施、保育教育の早期再開に努める。
- 市及び防災関係機関等並びに災害ボランティアは、互いの立場を尊重し、互いの良さを生かしつつ、協力して被災者の救援、救護及び自立の援助に当たる。
- 災害時には、計画に定めのない又は計画の定めと異なる対応が求められる場合も想定し得る。市及び防災関係機関等は、このような場合においても、連携協力してその責務を果たすよう、主体的かつ積極的に対処するものとする。
- 災害時は、原則として、応急対策の実施が優先となるが、市及び防災関係機関等は、社会秩序の保全のため必要不可欠であり、休止による影響が大きい業務は、確実な継続又は早期再開に努める。

第2章 市災害対策本部等の活動

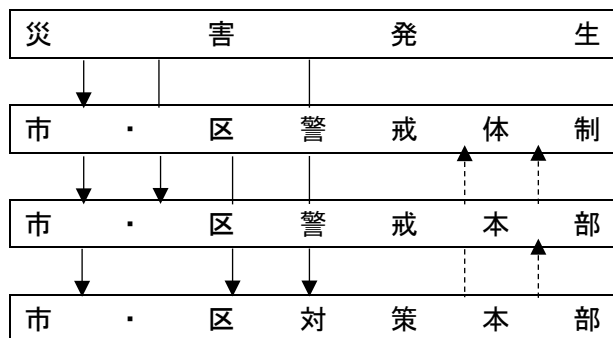
※本章は、「横浜市役所の内部事項」について定めるものとする。

第1節 応急活動体制の種類及び移行

1 体制の種類

- (1) 市全体又は局を中心とする体制（市本部）
 - ア 横浜市警戒体制（以下「市警戒体制」という。）
 - イ 横浜市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）
 - ウ 横浜市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）
- (2) 区における体制（区本部）
 - ア 区警戒体制
 - イ 区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）
 - ウ 区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）

2 体制の移行



矢印は体制の移行を示す。

3 留意事項

- 災害の種別及び規模等に応じた、体制の確立若しくは設置又は廃止基準、並びに組織及び運営に関する事項は、横浜市災害対策本部条例（昭和38年3月条例第2号）の定めによるほか、別に定める。

【参考】規程等

横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和38年9月災害対策本部規程第1号）

横浜市災害対策本部の組織及び運営等に関する要綱

横浜市警戒体制及び警戒本部の組織及び運営等に関する要綱

第2節 市・区警戒体制

1 目的

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、被害又は影響（以下「被害等」という。）の発生及び程度などが不明な初期の段階において、情報を収集し、状況を把握するとともに、対策の必要が生じた場合に速やかに実施できるよう備える（以下「警戒活動」という。）。

2 確立基準及び確立

(1) 確立基準

市域に被害等を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前項の目的のための警戒活動を必要とし、市・区警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合

(2) 確立

ア 市庁舎又は区庁舎に確立することを原則とするが、警戒活動の規模により、体制の責任者が指定する。平常時の勤務場所において、又は動員を伴わずに確立することも可能とする。

イ 体制の責任者は、必要に応じて、確立した旨を防災関係機関等に通知する。

※ 市・区警戒体制は、統合して確立することを可能とするが、区警戒体制のみを確立すること、又は市警戒体制とは区別して区警戒体制を確立することも可能とする。

3 責任者、組織及び主な活動

(1) 責任者及び組織

- 責任者は、危機管理副統括責任者（総務局危機管理室危機管理部長）をもって充てる。
- 区警戒体制を確立する場合は、区危機管理責任者（副区長等）をもって充てる。
- 責任者は、関係区局を指定する。

(2) 主な活動

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達
- イ 関係区局及び防災関係機関等との連絡体制の確保
- ウ 災害の種別に応じた必要な措置

4 廃止基準

- (1) 市・区警戒本部又は市・区対策本部を設置する場合
- (2) 災害防御活動が完了したと認める場合
- (3) 被害等が小規模又は限定的で、平常時と異なる活動体制による応急対策の必要がないと認める場合
- (4) 市域に新たな災害又は被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

第3節 市・区警戒本部

1 目的

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係区局が緊密に連携して、状況を注視及び把握し、必要な対策を実施するとともに、被害等の発生及び拡大に対処できるよう備える。

2 設置基準及び設置

(1) 市本部

ア 設置基準

(7) 市域に相当の被害等を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前項の目的のための活動を必要とし、市対策本部の設置に至らない場合

(イ) 市本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 原則として、市庁舎に設置する。

(イ) 市本部長は、設置した旨を防災関係機関等に通知する。

(2) 区本部

ア 設置基準

(7) 区域に相当の被害等を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前項の目的のための活動を必要とし、区対策本部の設置に至らない場合（設置区は、原則として、災害発生区とし、必要に応じて、市本部長が周辺区又は全区における設置を指示する。）

- (イ) 市本部長から設置の指示があった場合
- (ウ) 区本部長が必要と認める場合

イ 設置

- (ア) 区本部長が定める場所（原則として、区庁舎）に設置する。
- (イ) 区本部長は、設置した旨を市本部長に報告するとともに、区本部の構成機関及び防災関係機関等に通知する。

3 責任者、組織及び主な活動

(1) 市本部

ア 責任者（市警戒本部長）及び組織

- 責任者は、危機管理統括責任者（総務局危機管理室危機管理室長）をもって充てる。
- 責任者は、構成局を指定する。

イ 主な活動

- (ア) 災害及び被害等に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 構成局及び区本部の職員配備状況の把握
- (ウ) 区本部に対する指示
- (エ) 災害種別に応じた必要な措置

(2) 区本部

ア 責任者（区警戒本部長）及び組織

- 責任者は、区危機管理責任者をもって充てる。
- 責任者は、必要とされる活動に応じて、構成班及び参加する地区隊を指定する。

イ 主な活動

- (ア) 災害及び被害等に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 区本部及び地区隊並びに消防警戒地区本部の職員配備状況の把握
- (ウ) 災害種別に応じた必要な措置

4 廃止基準及び廃止

(1) 市本部

ア 廃止基準

- (ア) 市対策本部を設置する場合
- (イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合
- (ウ) 市域に新たな災害又は被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合（警報等の解除を含む。）

イ 廃止

市本部長は、廃止した旨を防災関係機関等に通知する。

(2) 区本部

ア 廃止基準

- (ア) 区対策本部を設置する場合
- (イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合
- (ウ) 区域に新たな災害又は被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合（警報等の解除を含む。）

イ 廃止

区本部長は、廃止についてあらかじめ市本部長に報告する。また、廃止した旨を区本部の設置構成機関及び防災関係機関等に通知する。

第4節 市・区対策本部

1 目的

市域に大規模[※]な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係区局が統合的に災害応急対策を実施し、被害等の発生及び拡大を最小限にとどめるとともに、被害等からの早期復旧を図る。

※ 災害救助法の適用基準を上回る又は上回ると予想される規模を目安とする。

2 設置基準及び設置

(1) 市本部

ア 設置基準

(7) 市域に大規模な被害等を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、関係区局が統合的に応急対策（応急復旧対策を含む。）を実施する必要がある場合

(4) 市本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 原則として、市庁舎に設置する。

(4) 市本部長は、設置した旨を防災関係機関等に通知する。

(7) 市本部長は、設置した旨を報道機関に発表する。

(4) 市本部長は、設置した旨を県知事に報告する。

(7) 市本部を設置した場合は、市本部の標示を掲出する。

(2) 区本部

ア 設置基準

(7) 区域に大規模な被害等を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（設置区は、原則として、災害発生区とし、必要に応じて市本部長が周辺区又は全区における設置を指示する。）

(4) 市本部長から設置の指示があった場合

(7) 区本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 区本部長が定める場所（原則として、区庁舎）に設置する。

(4) 区本部長は、設置した旨を市本部長に報告するとともに、区本部の構成機関及び防災関係機関等に通知する。

(7) 区本部を設置した場合は、区本部の標示を掲出する。

(3) 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）

ア 設置基準

市本部長が、現地における応急対策の実施に当たり、必要と認める場合

イ 設置

設置場所は、現地又はその周辺の施設とする。

3 組織及び主な活動

(1) 市本部

ア 責任者（市対策本部長）及び組織

市本部長は、構成局を指定する。また、災害及び被害等の規模等により必要な場合は、対策部等及び機能別チームを編成※して、局横断的な業務に対応する。

※ 編成しない場合は、本計画上の対策部等及び機能別チームに係る記載は、主たる所管局に読み替える。

イ 主な活動

- (7) 災害及び被害等、対応、復旧等に関する状況の把握
- (イ) 構成局及び区本部の職員配備状況の把握
- (ロ) 応急対策の実施
- (エ) 区・現地本部に対する指示
- (オ) 区・現地本部、防災関係機関等との連絡・調整
- (カ) 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (キ) 市域に設置された国の非常災害現地対策本部、緊急現地災害対策本部等との連携、支援及び協力体制の確保
- (ク) 災害の種別に応じた必要な措置

(2) 区本部

ア 責任者（区対策本部長）及び組織

区本部長は、必要とされる活動に応じて、構成班及び参加する地区隊を指定する。

イ 主な活動

- (7) 区域における災害及び被害等、対応、復旧等に関する状況の把握
- (イ) 区域における応急対策の実施
- (ロ) 市本部への報告及び市・現地本部、防災関係機関等との連絡調整
- (エ) 区の協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (オ) 市域に設置された国の非常災害現地対策本部、緊急現地災害対策本部等との連携、支援及び協力体制の確保
- (カ) 災害の種別に応じた必要な措置

(3) 現地本部

ア 現地本部長及び組織

現地本部長は、市本部長が、市副本部長、市本部員その他の職員の中から指名する。

現地本部員は、市本部長が、市副本部長、市本部員その他の職員の中から指名する。

イ 主な活動

- (7) 現地における災害及び被害等、対応、復旧等に関する状況の把握
- (イ) 市・区本部、国、県、防災関係機関等との連絡調整
- (ロ) 応急対策の実施
- (エ) 市域に設置された国の非常災害現地対策本部、緊急現地災害対策本部等との連携、支援及び協力体制の確保
- (オ) 災害の種別に応じた必要な措置

4 廃止基準及び廃止

(1) 市本部

ア 廃止基準

- (7) 市域における被害が限定的で、応急対策が小規模又は限定的であると認める場合（市警戒本部に体制を縮小する場合）
- (イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合

(ウ) 市域に新たな災害又は被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

イ 廃止

市本部長は、廃止した旨を防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

(2) 区本部

ア 廃止基準

(ア) 区域における被害が限定的で、応急対策が小規模又は限定的であると認める場合（区警戒本部に体制を縮小する場合）

(イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合

(ウ) 区域に新たな災害又は被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

イ 廃止

区本部長は、廃止についてあらかじめ市本部長に報告する。また、廃止した旨を区本部の構成機関及び防災関係機関等に通知する。

(3) 現地本部

ア 廃止基準

市本部長が、現地における被害が限定的で、市本部若しくは区本部の応急対策で足りると認める場合又は応急対策が概ね完了したと認める場合

イ 廃止

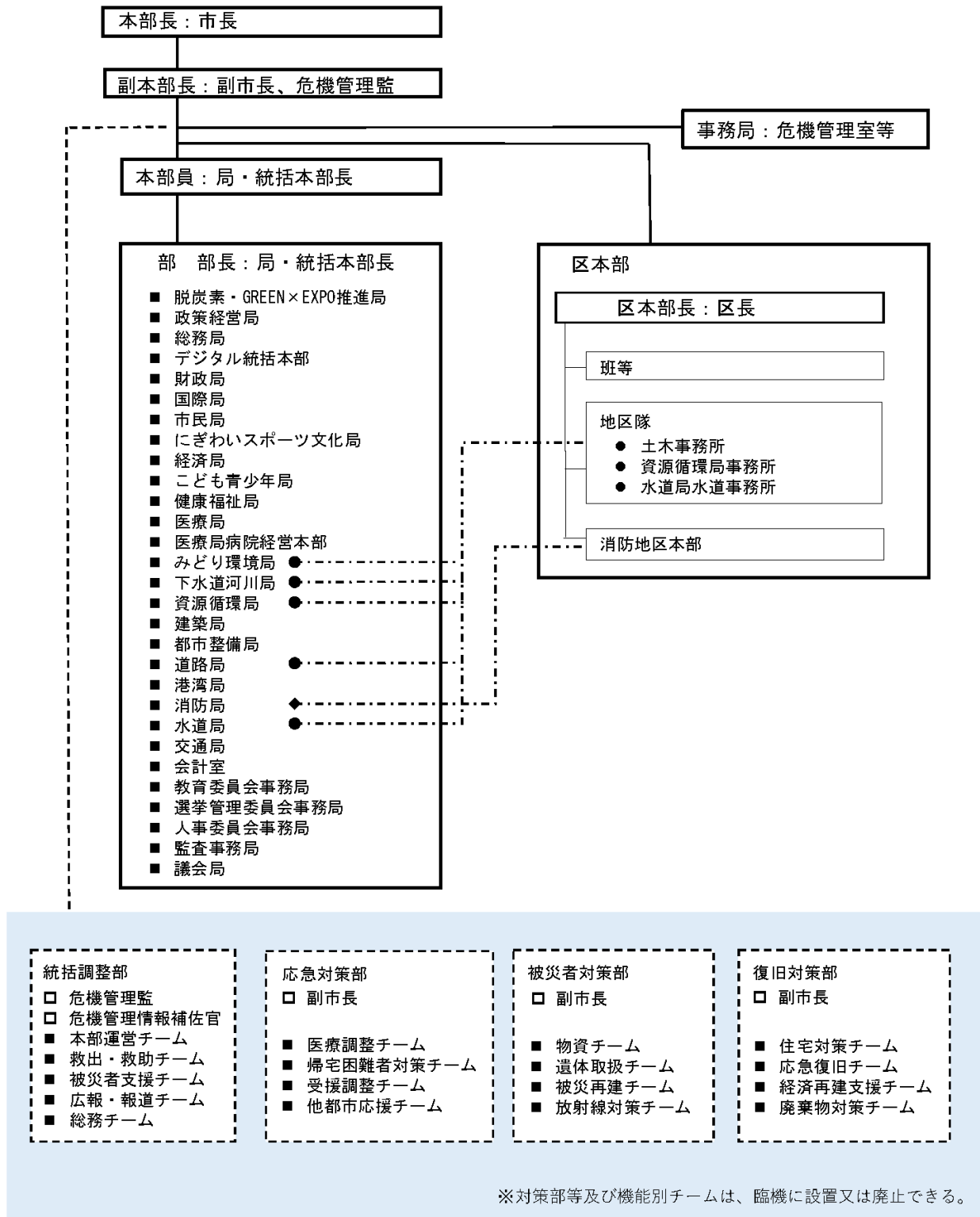
市本部長は、廃止した旨を防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

第5節 配備・動員

- 各区局は、災害の態様に応じた諸活動を実施するため、あらかじめ定める配備・動員計画に基づき、職員を動員し、配備する。
- 各区局の責任者は、職員を班等に配備し、応急活動を命じる。職員の参集を待つ場合は、職員の参集状況に応じて、順次応急対策に必要な班等を編成し、職員を配備して応急活動を命じる。この場合、あらかじめ定める職員以外の職員を指名して配備し、又はあらかじめ定める班とは異なる班へ配備して、応急活動を命ずることができる。
- 職員は、動員命令を受けたとき、又は自らが配備・動員対象となる参集事由が発生したときは、あらかじめ定める動員先に速やかに参集する。参集に当たっては、自身の安全確保に留意する。参集途上知り得た被害状況等は、所属の上司に報告する。
- 配備についての職員は、指揮命令に従い、災害応急活動を実施する。

■ 市本部組織図、並びに部及び区本部の事務分掌

1 組織図



2 部の主な役割

デジタル統括本部

- (1) 行政情報ネットワーク、住民情報系システム及びネットワークの保全に関すること。
- (2) 災害時における住民情報系システムの活用・調整に関すること。
- (3) 緊急を要する他の局への応援に関すること。

政策経営局

- (1) 本部長及び副本部長（副市長に限る。）の秘書に関すること。
- (2) 災害関連情報の報道及び広報、並びに映像記録等に関すること。
- (3) 報道機関等関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 災害に係る都市問題の総合調整に関すること。
- (5) 震災復興計画策定に向けた総合調整に関すること。

総務局

- (1) 本部の庶務に関すること。
- (2) 災害対策計画の立案及び総合調整に関すること。
- (3) 区本部及び現地本部、並びに関係機関等との連絡に関すること。
- (4) 災害関連情報の収集、集約及び伝達に関すること。
- (5) 職員等の罹災状況の集約、並びに健康保持、厚生、給与及び勤務条件等に関すること。
- (6) 重要文書及び公印の保全に関すること。
- (7) 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。
- (8) 自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請並びに受援に関すること。
- (9) 避難指示等に関すること。
- (10) 他の局の所管に属さないこと。

財政局

- (1) 予算経理に関すること。
- (2) 財源確保及び資金調達、並びに市が所有又は管理する土地又は施設等の確保及び利用調整に関すること。
- (3) 契約・調達等に係る連絡調整及び他の区局の支援に関すること。
- (4) 建物等の被害認定調査に係る区の支援に関すること。

国際局

- (1) 海外からの支援に係る連絡調整に関すること（他の局の所管に属するものを除く。）。
- (2) 領事館及び各国大使館との連絡調整に関すること。
- (3) 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関すること。

市民局

- (1) 地域住民組織及びボランティア等の活動に係る連絡調整に関すること。
- (2) 被災者の相談等に関すること。
- (3) 区本部の支援及び区の経常業務の再開に向けた連絡調整に関すること。
- (4) 市民利用施設及び区庁舎等所管施設の災害対策及び復旧に関すること。

にぎわいスポーツ文化局

- (1) 観光・スポーツ・文化施設等所管施設の災害対策及び復旧に関すること。

経済局

- (1) 救援物資の調達及び配給に関すること。

- (2) 中小企業等の応急対策に関する事。
- (3) 市内経済状況、商業及び製造業の被害状況の把握に関する事。
- (4) 市場、消費生活及び雇用に関する事。
- (5) 所管施設の災害対策及び復旧に関する事。

こども青少年局

- (1) 妊産婦、乳幼児、児童、障害児等災害時要援護者の保護に関する事（他の局の所管に属するものを除く。）。
- (2) 児童福祉施設及び保育所等所管施設の災害対策及び復旧に関する事。

健康福祉局

- (1) 災害救助法に基づく応急的な救助に関する事。
- (2) 高齢者、障害者等災害時要援護者の保護に関する事。
- (3) 福祉避難所の調整等に関する事。
- (4) 社会福祉施設等所管施設の災害対策及び復旧に関する事。
- (5) 医療（他の局の所管に属するものを除く。）及び保健に関する事。
- (6) 遺体取扱に係る調整及び火埋葬に関する事。
- (7) 被災者に係る生活支援に関する事。

医療局

- (1) 医療、防疫及び衛生に関する事。
- (2) 救援物資（医薬品等）の調達及び配給に関する事。
- (3) 保健所業務の総合調整に関する事。

医療局病院経営本部

- (1) 市立病院における医療に関する事。

みどり環境局

- (1) 災害時における公害発生の防止に関する事。
- (2) 農業用公共施設、公園及び緑地等の災害対策及び復旧に関する事。
- (3) 主要食糧の集荷及び配給に関する事。
- (4) 農業及び水産業に係る被害状況の把握並びに関係機関との調整に関する事。
- (5) 区本部土木事務所地区隊との連携に関する事。

下水道河川局

- (1) 下水道施設の災害対策及び復旧に関する事。
- (2) 水防に関する事。
- (3) 河川・水路等の災害対策及び復旧に関する事。
- (4) 区本部土木事務所地区隊との連携に関する事。

資源循環局

- (1) 災害時における一般廃棄物の緊急処理及び産業廃棄物の緊急処理指導に関する事。
- (2) トイレ対策及びし尿処理に関する事。
- (3) 所管施設の災害対策及び復旧に関する事。

建築局

- (1) 建築物、宅地、宅地造成工事、及び崖等の災害対策に関する事。
- (2) 応急仮設住宅等の供給並びに住宅の応急修理等に関する事。
- (3) 公共建築物の被害状況の把握及び応急措置の技術支援に関する事。

都市整備局

- (1) 個人、組合及び都市再生機構施行土地区画整理区域内の復旧に関する事。
- (2) 区画整理地区内街路等の災害対策及び復旧に関する事。
- (3) 被災市街地及び市街地開発事業に係る災害調査及び復旧計画に関する事。
- (4) 在日米軍との連絡調整に関する事。

道路局

- (1) 道路、街路及び橋りょう等道路施設の災害対策及び復旧に関する事。
- (2) 区本部土木事務所地区隊との連携に関する事。

港湾局

- (1) 港湾施設及び埋立事業関連施設の災害対策及び復旧に関する事。
- (2) 貯木及び在港船舶対策に関する事。
- (3) 所管区域及び施設、並びに船舶及び海難事故等の被害状況の把握に関する事。
- (4) 救援物資の受入、積出、荷役及び海上輸送体制の確保に関する事。
- (5) 海上交通に係る関係機関との連絡調整に関する事。

消防局

- (1) 消防に関する事。
- (2) 災害関連情報の収集、集約及び伝達に関する事。
- (3) 危険物等の措置に関する事。
- (4) 避難指示等に関する事。
- (5) 区本部との連携に関する事。

水道局

- (1) 水道施設の災害対策及び復旧に関する事。
- (2) 応急給水に関する事。

交通局

- (1) 市営交通施設の災害対策及び復旧に関する事。
- (2) 市営地下鉄及び市営バスの運行に関する事。

会計室

- (1) 災害時における会計事務に関する事。

教育委員会事務局

- (1) 児童及び生徒の保護に関する事。
- (2) 学用品の供給及び応急教育に関する事。
- (3) 文教施設の災害対策及び復旧に関する事。
- (4) 避難場所等としての学校施設の提供及び運営協力に関する事。

議会局

- (1) 災害時における議会活動に関する事。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局

- (1) 特命事項に関する事。
- (2) 緊急を要する他の局への応援に関する事。

3 区本部の主な役割

- (1) 区本部の設置及び運営に関する事。
- (2) 区災害対策計画の立案及び実施に関する事。
- (3) 本部、現地本部及び関係機関との連絡調整に関する事。

- (4) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 災害関連情報の報道及び広報、並びに記録等に関すること。
- (6) 避難指示、誘導及び避難者等の安全確保に関すること。
- (7) 職員等の罹災状況の集約、健康保持及び厚生、並びに予算経理、その他総務に係る総合調整に関すること。
- (8) ボランティア等の活動に係る情報提供及び連絡調整に関すること。
- (9) 諸証明の発行に関すること。
- (10) 地域防災拠点及び福祉避難所等の避難場所の開設及び運営、並びに任意の避難場所の把握に関すること。
- (11) 被害状況の調査及び把握に関すること。
- (12) 医療、保健、防疫及び衛生に関すること。
- (13) 災害時要援護者の安否確認、避難支援及び安全確保に関すること。
- (14) 被災者の生活相談及び地域住民の広聴に関すること。
- (15) 保育の早期再開に関すること。
- (16) 遺体安置所の設置及び運営に関すること。
- (17) 行方不明者の把握に関すること。
- (18) 救援物資等の調達及び配給に関すること。
- (19) 道路、街路及び橋りょう等道路施設、河川・水路等、下水道施設、公園及び緑地等の災害対策及び復旧に関すること。
- (20) 廃棄物の収集に関すること。
- (21) 応急給水に関すること。

第3章 防災関係機関への応援要請及び受援

- 市（市長若しくは市本部長、区本部長、又は区局長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その規模及び被害等から防災関係機関の協力が必要と認める場合は、関係法令及び相互応援協定等により協力を要請する。
- 防災関係機関は、法令又は協定等に基づき、自らの責務において、又は市の要請に応じて、災害応急対策に協力する。

第1節 自衛隊

1 要請等

- 市本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、県知事に要請する。通信の途絶等により、県知事に要請ができない場合は、最寄りの部隊の長（陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監）に災害の状況を通知する。
- 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条2項により自主災害派遣として出動する。この場合において、県知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく災害派遣に移行する。

2 派遣要請の主な範囲

- (1) 被害状況の把握（車両、艦艇、航空機等による情報収集）
- (2) 避難の援助（避難者の救助、避難者の誘導・輸送等）
- (3) 死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常、他の救援活動に優先）
- (4) 消火活動（空中消火が必要な場合は、航空機による消防局等への協力）
- (5) 道路又は水路の啓開（道路等交通路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去）
- (6) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は県又は市が準備）
- (7) 救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (8) 被災者に対する給食及び給水、入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。）
- (10) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物で、能力上可能なもの）
- (11) 予防派遣（災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合）

3 市及び自衛隊の連絡調整

- 市（本部運営チーム）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、最寄りの部隊と密に連絡調整を行う。市は、必要に応じて、自衛隊からの連絡班の派遣を、県知事を通じて要請するとともに、状況に応じて、市庁舎又は自衛隊の指揮連絡に適した場所に連絡班事務所を設置する。
- 自衛隊は、災害の状況に応じて通信系を設定し、市との連絡体制の確保を図る。市（統括調整部）は、これに伴う通信要員・機材の受入れ施設を提供する。

4 災害派遣部隊の派遣及び受入

- (1) 部隊派遣及び配分

- 陸上自衛隊第31普通科連隊及び海上自衛隊横須賀地方隊は、県知事の災害派遣要請に基づき、部隊を派遣する。
- 自衛隊は、防衛大臣による大規模震災災害派遣命令に基づき、増援部隊を派遣する。
- 県内における部隊の配分は、県と自衛隊との間で決定する。

(2) 受入調整

- 市（救出・救助チーム）は、災害派遣部隊の活動地域及び活動内容を調整し、決定する（対処方針）。この際、消防、警察等の救出・救助活動が有効に機能するように調整する。
- 市（統括調整部）は、対処方針に基づき、災害派遣部隊に対して、活動地域、内容及び拠点、被災地への進入・移動、救援活動のための相互協力、必要な資材等の提供等について連絡・調整する。災害派遣部隊との連絡は、市に派遣される連絡班を通じて行うが、未着の場合は県を通じて行う。
- 市（災害派遣部隊を受ける区）は、投入地区を調整・決定し、自衛隊、消防、警察等と連携して救出・救助に当たる。
- 市（統括調整部）は、防災関係機関の救援活動が競合重複することなく、有効に機能するように、活動等の進捗を把握し、相互に、かつ継続的に調整する。
- 市（統括調整部）は、災害派遣部隊の宿营地、ヘリポート、岸壁、活動拠点及び緊急離着陸場等の必要な施設を提供する。
- 市（統括調整部）は、給食、給水、入浴等救助活動以外の要望がある場合は、自衛隊に要望するとともに、派遣される部隊の配置を調整し決定する。

5 経費の負担

- 自衛隊の災害派遣活動に要した経費は、原則として市が負担する。
 - (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係わるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
 - (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
 - (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係わるものを除く。）の補償
 - (5) 艦艇の入出港のためのタグボートの手配及び費用
 - (6) その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義がある場合は、両者で協議する。

第2節 緊急消防援助隊等

- 市（消防局長）は、市域の災害推移状況から判断して他都市の消防機関からの応援が必要と認めるときは、緊急消防援助隊受援計画又は消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。要請する消防隊等の数は、火災、救助事象等の災害状況に応じて消防局長が判断する。
- 市（統括調整部）は、災害状況等から受入拠点を決定し、県知事に通報する。また、その旨を、受入拠点を管轄する消防地区本部長に通知する。

第3節 横浜海上保安部

- 市（消防局）は、「横浜海上保安部と横浜市消防局との業務協定（平成22年4月1日）」によるほか、臨海部の陸上火災の消火活動、人員及び物資輸送等について、必要に応じて、横浜海上保安部に協力要請する。

第4節 関東地方整備局

- 市（危機管理室）は、「災害時相互協力に関する申し合わせ（平成22年4月1日）」に基づき、必要に応じて、災害対策車両及び通信機器等の貸付、応急復旧資機材の貸与、人員派遣等の協力を要請する。
- 関東地方整備局は、特に緊急を要し、かつ市の要請を待ついとまがないと認められるときは、同協定に基づき、自らの判断により協力を実施する。

第5節 広域応援活動拠点

- 自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）の応援部隊による救出・救助等の活動拠点は、必要に応じて、市（危機管理室）があらかじめ選定する施設を活用する。活動拠点は、部隊集結のための交通の便、派遣人員の宿営及びヘリコプター発着等を考慮し、決定する。
- 市（危機管理室）は、被災地周辺拠点として、県立高校を対象施設に指定する。市が活動拠点として使用するとき、県知事に要請する。対象施設の所在区は、各高校に、使用する旨を伝達する。なお、活動拠点として使用しない場合は、補充的避難所や物資集積所等として活用する。

第6節 地方公共団体

1 法令等に基づく応援要請

根拠法令	応援要請の内容	要請先	
災害対策基本法	29条	指定地方行政機関に対する職員派遣の要請（災害応急対策、災害復旧に従事）	指定公共機関（特定公共機関に限る。）指定地方行政機関
	30条	県に対する指定地方行政機関、指定公共機関又は他の地方公共団体の職員派遣のあっせん要請	県知事（県くらし安全防災局）
	67条	災害応急対策にかかる他の市町村に対する応援要請	他市町村
	68条	災害応急対策にかかる県に対する応援要請	県知事（県くらし安全防災局）
地方自治法の17	他の地方公共団体に対する職員派遣の要請	他の地方公共団体	

2 協定等に基づく応援要請

- (1) 「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づく応援要請
- (2) 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定
- (3) 21大都市災害時相互応援に関する協定（都及び政令指定都市間）
- (4) 九都県市災害時相互応援に関する協定（首都圏を構成する1都3県5政令指定都市間）
- (5) 災害時における相互援助に関する協定（関東地方の7県の県庁所在市間）
- (6) 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定
- (7) その他、個別の都市と締結している応援協定
- (8) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請

3 受援（他都市応援職員等の受入）調整

- 市は、受援に関する事項について、受援調整チームを設置して統括する。ただし、専門性の高い業務で同チームを介することで非効率となるものは、各局が直接、調整する。この場合において、各局は、受援業務及び活動状況等について受援調整チームに報告する。

4 受援体制

(1) 情報の提供と応援手段の協議

- 市（受援調整チーム、主管局又は受援部署）は、災害の発生状況、被害状況、道路交通状況等、必要な情報を要請先に連絡し、応援の受入方法について協議する。

(2) 他都市応援職員等の活動

- 他都市応援職員等は、原則として、市（主管局又は受援部署）の指揮下で活動する。
- 市（主管局又は受援部署）は、他都市応援職員等の市内進入路及び集結地点、救援物資の受取場所等を選定し、応援隊を誘導する。
- 他都市応援職員等が、固有の知識・技術などを要する業務に従事する場合は、必要に応じて、あらかじめ主管局又は受援部署が研修等を行う。

(3) 受入環境

- 市（受援調整チーム）は、他都市応援職員等の待機場所（宿泊施設及び休息のための施設）として、各区1か所以上の施設を指定する。また、協定等に基づき、民間施設を活用する。
- 他都市応援職員等への食料の提供及び燃料の供給は、原則として、要請先で準備することを依頼し、必要に応じて、受援調整チームが調整する。
- 状況に応じて、他都市応援職員等に携行を依頼する品目（食料、寝具等）を決定する。

第7節 海外からの支援受入

- 市（国際局）は、県と調整しながら、国の緊急災害対策本部、関係省庁等と連絡するとともに、海外からの支援の種類、規模、内容等の受入れ計画について、情報収集に努める。また、受入に関する手続き、連絡・調整等を行う。

第8節 国・県による代行

- 災害により、本市が事務の全部又は大部分を行うことができない場合は、災害対策基本法第73条に基づき、県が本市の事務を代行する。県が代行できない場合は、同法第78条の2に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関が本市の事務を代行する。

第4章 情報受伝達

第1節 情報受伝達の基本

- 発災直後は、情報の早期把握が重要である。市及び防災関係機関は、関係機関及び市民等からの情報を整理・集約し、災害の規模・態様を明らかにすることで、必要な応急対策を速やかに実施する。
- 情報の収集及び伝達は、正確かつ迅速に行う。
- 適切な情報発信を通じて、社会的混乱の防止、市民生活の安定化、被災者の生活再建の促進を図る。

第2節 情報受伝達手段

- 市及び防災関係機関等は、あらかじめ、災害時における情報受伝達システムを定めるとともに、情報受伝達手段を確保する。
- 情報受伝達手段は、通常の電話及びインターネット回線による通信の他、無線（防災行政無線、アマチュア無線、関東地方非常通信協議会等）、専用回線、災害時業務優先回線、衛星（携帯）電話等を活用する。いずれの手段も取り得ない場合などは、必要に応じて、伝令を派遣する。
- 市は、応急対策に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた放送機関に対して、放送を要請する。
- 市内部における指示、要請及び情報共有は、原則として、危機管理システムにより行う。当該システム上に情報を集約し、即時共有を図ることで、対策に活用する。危機管理システムが利用できない場合又は不足がある場合は、有線電話、ホットライン、Fネット又は無線FAXを利用する。

第3節 情報の収集・共有

1 通報等

- 市は、災害に関する情報を速やかに把握する。職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある事案を覚知した場合は、直ちに主たる所管局又は危機管理室に通報する。区局又は関係機関等から通報を受けた主たる所管局は、その情報を危機管理室と共有する。
- 市民及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見したときは、直ちにその旨を消防、警察又は海上警備救難機関等に通報する。

2 情報収集活動及び情報の共有

(1) 主な活動

- 市は、関係機関等と連携し、当該災害に関する情報を収集する。
- 市は、収集した情報について適切に集約し、庁内関係部署、所管施設、及び必要に応じて関係機関等と共有する。
- 市は、市内巡回及び現地確認を実施する。港湾区域の被害など特別な場合を除き、原則、各区が、地区隊及び消防署と連携し、実施する。
- 市（施設所管区局）は、所管施設の被害状況等を集約する。集約した情報は、市本部又は危機管理室へ報告するとともに、必要に応じて、庁内関係部署等と共有する。

(2) 主な情報事項

- ア 災害の種別
- イ 発生日時、場所・地点
- ウ 原因
- エ 被害の状況（人的被害、建築物等の物的被害、道路・橋りょう・ライフライン等の状況、等）

- オ 負傷者の収容状況
- カ 各区局・機関による対応状況
- キ 避難の指示の実施及び避難の状況
- ク その他災害応急対策上必要な事項

(3) 中間・最終報告

- 市及び関係機関等は、被害及び対応状況等の変化に応じて、適時適切に情報の共有を図る。
- 市は、最終的な被害及び対応状況等を集約する。各区局は、被害が概ね収束し、さらに拡大するおそれなくなった時点で、市本部に最終報告を行う。
- 市本部長は、災害の状況とその措置の概要について、県知事に報告する。

第4節 記録

- 市（各区局）は、災害に関する情報を正確に記録するとともに、その後の検証、記録資料確保等のため、整理し、保存する。記録に当たっては、必要に応じて、写真、動画等を用いる。
- 市（政策経営局）は、必要と認めるときは、「災害時の映像記録撮影等の協力に関する協定」に基づき、横浜市ケーブルテレビ協議会に対して、映像記録撮影等の協力を要請する。
- 市（危機管理室）は、市の災害に関する記録を定期的に作成し、庁内共有及び公表する。

第1節 都市施設・ライフライン等の応急復旧活動

1 道路及び橋りょう

- 市は、緊急輸送路の機能回復、機能拡大を目的として応急復旧を行う。
- 市（道路管理者）及びライフライン事業者は、応急復旧工事に係わる情報の共有化、交換を行う。
- 市（土木事務所）は、道路啓開完了までに確認した情報に加えて応急復旧調査を行い、応急復旧が必要な箇所及び復旧方法等について道路局に報告する。
- 市（道路局）は、応急復旧に関する方針を策定する。土木事務所は、この方針に基づき、応急復旧を行う。

2 港湾施設

- 市（港湾局）は、港湾機能について被災状況を把握するため、岸壁、荷役機械、臨港道路、海上等の被害調査を行う。港湾局は調査、復旧作業に際し、「災害時応急措置の協力に関する協定」に基づき、横浜港災害対策支援協議会に対し出動を要請する。
- 応急復旧は、京浜港湾事務所と協力して進める。特に緊急物資の海上輸送基地となる耐震強化岸壁について、速やかな機能回復を図る。また、本牧ふ頭、南本牧ふ頭等の外貿コンテナふ頭についても優先的に機能の回復を図る。

3 河川施設

- 市（下水道河川局）は、護岸について、河川断面の確保及び緊急通行車両の通行の確保を優先し、河道堆積物の除去、仮設土留めなどの復旧工事を行う。

4 水道施設

(1) 停電対策

- 市（水道局）は、最低限の給水を継続するため、他系統からのバックアップ、非常用発電設備の稼働を行う。また、同時被災の可能性・交通アクセスを踏まえた他都市水道事業者との協力、並びに市内外の民間燃料取扱事業者の協力により燃料を確保する。

(2) 優先順位

- 応急復旧作業は、最初に、二次災害・被害拡大防止の応急措置を行い、現場の安全を確保した後、工事を行う。
- 優先順位は、復旧優先路線及び重大事故発生箇所とし、これらの復旧が終了した後、給配水管復旧（面復旧）に移行する。また、復旧作業は配水池を起点とし上流から順番に行う。
- 復旧優先路線は、①緊急給水栓へのルート、②災害拠点病院・救急告示医療機関等主要な医療施設へのルート、③地域防災拠点へのルート、④区役所・土木事務所へのルート、その他状況に応じ優先して復旧する必要があるルートとする。

(3) 応急復旧作業

- 市（水道局）は、横浜市管工事協同組合（「災害時における水道施設等の応急措置に関する協定」）、横浜建設業協会（「災害時における水道施設等の応急措置に関する協定」）、日本水道鋼管協会（「災害時等における水道施設等の応急活動に関する協定」）に対して協力を要請する。
- 前記に加えて、他都市応援職員等を含めた復旧活動体制で行う。

(4) 復旧資材の確保

- 管路の復旧に必要な資機材は、配水池等に保管してあるものを活用する。また、「横浜水道安全・安心パートナー制度（材料供給）」の登録事業者により材料供給要請を行う。

(5) 水質の保全

- 災害時の衛生環境の悪化を考慮して、水道水の残留塩素濃度の監視体制を強化し、必要に応じて適正な残留塩素濃度を確保する。
- 配水管路の破損箇所の復旧及び応急給水装置の設置が完了したときは、給水開始前に管内清掃及び水質検査を行う。また、給水作業中も適宜水質検査を行う。

5 下水道施設

(1) 管きよ

- 地域防災拠点の水洗トイレ機能を確保するため、市（下水道河川局、土木事務所）及び協力事業者は、地域防災拠点から流末の下水道管きよまでの損傷状態を調査し、応急復旧を行う。なお本業務は、救出・救助、物資輸送の妨げとなる下水道施設の撤去等の進捗に応じて実施する。
- その他の管きよ施設の応急復旧作業は、二次災害防止と早期機能回復の観点から、管の破損、土砂流入等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先し、継ぎ手の目地ずれ、マンホール蓋枠のずれ、管体及びマンホール壁体のクラック等は、二次的な復旧として取り扱う。応急復旧方法は、被害状況に応じて、仮設排水管や可搬式エンジンポンプにより排水機能の確保を図るとともに、道路陥没など崩壊の危険がある箇所についても、二次災害防止処置を行う。
- 市（下水道河川局）は、協定締結事業者などの協力を得て、調査及び応急復旧を実施するが、被害規模が大きい場合は、下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール等に基づいて他都市への支援要請を行い、体制を拡大して対応する。
- 取付管は、広範囲にわたる被害が予想されるため、市（下水道河川局）は、速やかな調査及び復旧に努め、早期機能回復を図る。一般家庭の排水設備は埋設が浅く、災害時には多数の被害が発生して、トイレの使用困難に伴う市民からの修理依頼が想定されることから、市は、横浜市管工事協同組合などの協力を得て窓口を一元化し、迅速な対応を図る。

(2) 水再生センター及びポンプ場

- 電気・機械設備本体は、地震による直接的な被害はないと考えられるが、配管等補機類の一部に被害が想定されるため、市（下水道河川局）は、速やかに要員宿舎等の人員を動員し、被害状況を調査するとともに、必要に応じて緊急措置を行う。
- 中央計算機の停止により機器の自動運転ができない場合は、現場運転によって対応する。沈殿池等のき裂による漏水により、地下に設置された機器が冠水した場合は、ポンプを仮設して排水を行う。応急復旧は、協定締結事業者などの協力を得て実施する。

6 電力施設

- 電力事業者は、災害により施設・設備に被害があった場合は、被害の拡大及び二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、施設機能を維持する。

(1) 東京電力パワーグリッド(株)の基本方針

- 災害及び被害の規模に応じて、非常災害対策本部・支部設置等の非常態勢をとり、対策を行う。
- 原則として、電力供給は可能な限り継続する。電力供給の継続が危険と認める場合は、その旨を関係機関に連絡し、運転停止などの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係機関へ速やかに連絡する。
- 防災関係機関から、災害応急活動の実施のための対応要請を受けた場合は、送電停止等の危険

予防措置を講ずる。

- 電力の緊急融通は、各電力会社が締結する全国融通電力受給契約、隣接する電力会社と締結する二社融通電力受給契約及び広域機関の指示に基づき、実施する。
- 自社設備等に係る人的・物的被害状況、停電及び復旧状況、資機材・物資等の状況、社員等の出勤及び被災状況、交通機関・道路等の状況、気象等情報等を収集し、把握する。
- 要請に応じて、市災害対策本部等へ職員を派遣し、防災関係機関等との連絡調整を行う。

(2) 東京電力パワーグリッド(株)の応急対策

- 災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ実施する。
- 各設備の復旧は、災害及び被害の状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。
- 防災上の重要拠点に対する電力供給は、災害及び被害の状況、復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。原則として、人命にかかわる箇所、官公署、放送機関、避難場所等に対しては、優先的に送電する。
- 復旧資材及び復旧資材置場としての用地を確保する。復旧資材の輸送は、原則として、予め契約する請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行うが、不足する場合は、他業者及び他店の協力を得て、輸送力の確保を図る。
- 自社所有の被害工作物が幹線道路上において支障となる場合は、早期に取り除く。

(3) 東京電力パワーグリッド(株)の広報対策

- 電気による二次災害（感電事故、漏電・通電火災等）防止の注意喚起、また、電力施設の被害状況及び復旧見通し等の広報を行う。
- 大規模停電事故が発生している場合は、東京電力パワーグリッド(株)及び市は、協力して広報する。
- 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、広報を行う。

7 ガス施設

- ガス事業者は、災害により施設・設備に被害があった場合は、被害の拡大及び二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、その機能を維持する。

(1) 東京ガスネットワーク(株)の基本方針

- 災害時は、非常体制に対応する災害対策組織により、災害対策活動を行う。
- 通信手段の活用又は市災害対策本部等への職員派遣により、防災関係機関等と連絡調整を行う。

(2) 東京ガスネットワーク(株)の応急対策

- 気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況及び復旧状況を把握する。
- 非常事態発生時は、可能な限り迅速に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握して、応急措置・応急工事を実施して、二次災害の発生を防止する。
- ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- 被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき復旧する。供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に留意し、被害状況に応じて、高・中圧導管及び低圧導管の復旧作業を組み合わせで行う。

(3) 東京ガスネットワーク(株)の広報対策

- 災害時は、時間経過及び状況に応じて、必要な広報活動を行う。
- 広報は、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ

- て、直接対象地域へ周知する。また、地方公共団体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。
- 復旧マイマップをホームページに公表して、ガスの供給停止及び復旧進捗状況を周知する。

8 電気通信事業者

(1) 基本方針

- 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）は、災害及び被害の状況等に応じて、災害対策本部等を設置し、被害状況の把握、重要通信の確保等の応急措置を講じるとともに、被害の拡大及び二次災害の発生を防止する。
- 重要通信のそ通確保として、一般通信への利用制限等を行い、非常通信を要する防災関係機関等の通信、110番・119番等の通信を優先的に確保する。
- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るとともに、通信の早期復旧を図る。
- 大規模災害時は、ライフライン・都市機能等の復旧、市民の避難・復帰、及び社会の復興状況等を勘案して、第一に重要通信、次いで一般通信の復旧を進める。
- 電気通信事業者は、必要に応じて、全国の人員若しくはグループ会社・協力会社等による広域支援体制を構築し、早期復旧に努める。
- 電気通信事業者は、市災害対策本部への人員派遣等、防災関係機関等との連絡調整を行う。

(2) 通信確保対策

- 電気通信事業者は、電気通信設備の巡回・点検及び措置、災害対策用機器及び車両の点検及び整備、並びに資機材の点検、確認及び輸送の確保を実施する。
- 電気通信事業者は、通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器を配備・活用し、施設の復旧及び通信の確保にあたる。また、断線箇所迂回等経路切り替え実施、臨時回線の作成、通信規制による疎通確保、移動電源車若しくは移動無線基地局車の出動、可搬型臨時基地局の設置等を実施して、通信サービスの復旧に努める。
- 東日本電信電話(株)及び(株)NTT ドコモは、通信孤立地域の早期解消及び災害時用公衆電話(特設公衆電話)の避難場所への設置に努める。また、避難場所への災害対策用移動機の貸出などを行う。
- KDDI(株)及びソフトバンク(株)は、避難場所における、衛星携帯電話又は携帯電話等の通信手段確保に努める。
- (株)NTT ドコモ、KDDI(株)、及びソフトバンク(株)は、防災関係機関からの要請がある場合は、災害時用の衛星携帯電話又は携帯電話の台数確保に努め、可能な範囲で貸出しを行う。
- 東日本電信電話(株)は、災害救助法適用規模の災害時は、公衆電話の無料化を行う。
- 電気通信事業者は、災害用伝言板、その他災害時提供サービスを開設する。東日本電信電話(株)は、災害用伝言ダイヤル171を開設する。

(3) 広報対策

- 電気通信事業者は、①災害復旧に対する措置、復旧状況等、②通信の途絶又は利用制限の状況及びその理由、③利用制限時の代替通信手段、④利用者への協力依頼又は案内(重要通信の優先、事業所及び各家庭等での電話機器の点検、災害時提供サービスの開設、復旧エリアマップの公開、臨時基地局の稼働状況、店舗の営業状況等)等について、広報を行う。

9 鉄道機関(鉄道事業者)

- 鉄道事業者(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、(株)横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道(株)、市営地下鉄)は、災

害及び被害の状況等に応じて、車両の停車、運転規制、乗客への冷静な行動の呼びかけ、車両及び進路の安全確認等を行い、乗客の安全を確保する。

- 鉄道事業者は、災害及び被害の状況等に応じて、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定める防災体制を早期に確立し、次の措置を講じて、被害の拡大を防止する。
 - (1) 被害状況の把握
 - (2) 負傷者の応急救護
 - (3) 旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者等優先）、混乱防止、輸送状況の広報
 - (4) 出火防止及び初期消火
 - (5) 線路、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧
 - (6) 通信による災害情報の緊密化、防災関係機関との連携
 - (7) 応急輸送活動

10 バス輸送機関

- バス輸送機関（東急バス（株）、京浜急行バス（株）、小田急バス（株）、相鉄バス（株）、川崎鶴見臨港バス（株）、神奈川中央交通（株）、（株）江ノ電バス、市営バス）の運転士は、災害及び被害の状況等に応じて、車両の停車、乗客への冷静な行動の呼びかけ、車両及び進路の安全確認等を行い、乗客の安全を確保する。
- バス輸送機関は、災害及び被害の状況等に応じて、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定める防災体制を早期に確立し、次の措置を講じて、被害の拡大を防止する。
 - (1) 被害状況の把握
 - (2) 負傷者の救出救護
 - (3) 旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先する。）、混乱防止
 - (4) 出火防止及び初期消火
 - (5) 車両、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧
 - (6) 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携
 - (7) 応急輸送活動

第2節 公共建築物等の対策

- 市（建築局）は、公共建築物等の被害状況により応急措置の必要を認める場合は、災害時応急措置の協力に関する協定に基づき、横浜建設業防災作業隊の出動を要請する。

第3節 被災建築物・宅地の被害状況の把握

1 被災建築物応急危険度判定

- 市は、二次災害を防止するため、民間住宅等の被災建築物応急危険度判定を行う。
- 市（各区）は、判定拠点を設置し、判定実施計画の策定、判定業務の実施、判定結果の取りまとめ、報告等を行う。建築局は、判定活動を指示するコーディネーターを配置する。
- 市（建築局）は、判定実施本部を設置し、情報の収集・整理、判定実施計画の集約、応急危険度判定士への参集要請、県への支援要請、判定拠点のフォロー等を実施する。必要に応じて、県に対して、支援及び他の地方公共団体に所属する判定士の派遣を要請する。

2 被災宅地危険度判定

- 市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状

況を把握し、危険度判定を実施して二次災害を軽減、防止する。

- 市（建築局）は、判定拠点を設置し、判定活動、判定結果の取りまとめ等を行う。応援判定士を受け入れる場合は、現地判定拠点を設置し、市職員は応援判定士の活動を支援する。
- 市（建築局）は、判定実施本部を設置し、情報の収集・整理、判定実施計画の作成、判定活動の支援、判定結果の集計等を実施する。被害状況に応じて、県に対して、他の地方公共団体に所属する判定士の派遣を要請する。

第4節 障害物の除去

1 実施基準

- 災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合、その他公共の福祉の立場から必要と認める場合に行うことを原則とする。
 - (1) 市民の生命、身体及び財産等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合
 - (2) 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
 - (3) 河川の溢水の防止、護岸等の決壊等を防止するため必要な場合
 - (4) その他公共の見地から除去を必要とする場合

2 実施者

- 道路、下水道、河川、港湾等の障害物除去は、その管理者が行う。
- 人命の救助等緊急の場合は、必要の限度において、市（各区局）が障害物の除去を行う。
- 水防活動を実施するため障害となる工作物の除去は、水防管理者又は消防局等が行う。

3 方法

- 実施者は、自らの組織、労力及び機械器具を用いて、又は土木建築業者等の協力を得る等状況を考慮して、行う。
- 障害物の除去は、目的に適応した応急的な措置とし、事後の復旧に支障がないよう配慮する。
- 除去した障害物、特に崩落土は応急措置として、最寄りの遊休地に運搬する。

4 道路確保対策

- 市（土木事務所）は、道路法面崩壊が予想される箇所については、事前にパトロールを行い、交通規制や土のう積シート要請等の措置を行う。また、横浜建設業防災作業隊等に対し、直ちに出動できる体制を整えておくよう要請する。
- 市（土木事務所）は、災害が発生した場合は、被害状況について現場調査を行い、交通規制等の措置を行うとともに、早急に横浜建設業防災作業隊等に土砂の処分や土のう積み等の応急措置を行うよう指示する。その後、必要に応じて石積等の本復旧工事を行う。

第5節 二次被害等災害の拡大防止

1 有害化学物質等による大気汚染防止対策

- 市（みどり環境局）は、大気汚染物質を排出する対象施設・処理装置等を設置する事業場について、被災状況等を把握し、大気汚染物質が大気中に排出している場合又はそのおそれがある場合は、事業者に対して緊急に適切な措置をとるよう指導する。
- 市（みどり環境局）は、対象施設等の管理状況について確認する。
- 市（みどり環境局）は、有害化学物質等による汚染の拡散状況について、一般環境大気測定局で測

定している風向、風速等の測定結果を、関係機関に提供する。

- 市は、石綿が使用されている建築物情報を把握及び集約し、市民等からの災害時における石綿に係る問合せに対応する。
- 市（みどり環境局）は、石綿の飛散のおそれのある個所について、飛散状況等を調査する。飛散を確認した場合は、建築物の管理者・所有者等に対して、飛散・ばく露防止措置を講じるよう指導する。また、建築物解体等の現場における石綿除去等を指導する。

2 河川・海域、土壌、地下水等の汚染防止対策

- 市（みどり環境局）は、汚染物質を排出する対象施設・処理装置等を設置する事業場について、被災状況等を把握し、有害化学物質等が公共用水域（河川、海域等）に流出若しくは地下に浸透している場合又はそのおそれがある場合は、事業者に対して緊急に適切な措置をとるよう指導する。
- 市（みどり環境局）は、災害に伴う、公共用水域及び地下水の有害化学物質等による汚染状況を確認する。

3 市及び災害時協定締結団体の協力

- 横浜市環境技術協議会は、協定及び市（みどり環境局）の要請に基づき、有害化学物質による汚染状況の把握に協力する。
- （一社）建築物石綿含有建材調査者協会は、協定及び市（みどり環境局）の要請に基づき、被災建築物における石綿調査及び石綿の飛散防止のために必要な支援等に協力する。

4 施設・設備等の保安強化

- 県警察は、火薬類、高圧ガス、放射性物質、石油類貯蔵施設等、大規模災害発生の要因となり得る施設に対する保安対策の強化を図り、危険物被害の予防及び被害拡大の防止に努める。

第1節 消防活動

1 初動体制の確立

(1) 活動方針決定のための情報収集等

- 市（消防局）は、気象警報等、関係機関等からの情報提供、市民等からの通報、高度安全安心情報ネットワークによる情報、各消防署で把握する情報等を集約する。集約した情報は、各消防署及び関係機関等に連絡する。

(2) 災害覚知体制の確保

- 電話通信回線に障害が発生した場合は、119番非常切替装置により対応するとともに、電話の通信不能区域について、消防活動二輪隊の派遣、航空隊、災害監視カメラ等の活用による災害覚知体制の強化、無線局開局による出場指令及び通信連絡体制の確保を行う。また、火災・救急等の通報手段及び出火防止について広報し、災害の防止等を図る。

(3) 災害対策消防警戒体制、消防警戒本部又は消防対策本部の設置等

- 災害対策消防警戒体制、消防警戒本部及び消防警戒地区本部、又は消防対策本部及び消防対策地区本部の各体制の責任者は、配備を発令し、当直警備人員及びその他必要な人員により、体制を確立又は設置する。各体制の確立又は設置及び廃止基準、並びに配備発令基準は、別に定める。
- 各体制の責任者は、体制を確立又は設置した場合、活動方針及び実施する対策を決定するため、必要に応じて、会議を開催する。
- 消防警戒本部又は消防対策本部の設置時は、市庁舎に必要な人員を派遣し、災害情報室を設置して、緊密に情報連絡を行う。各体制の長は、災害情報室を通じて、市本部長への報告を行う。
- 配備発令時は、通信統制の実施等により、通信体制を確保する。
- 災害の規模及び配備状況により、通常業務の停止又は縮小を行い、対処する。
- 消防団長及び消防団分団長は、災害対策消防団警戒本部及び災害対策消防分団警戒本部、又は災害対策消防団本部及び災害対策消防分団本部を設置して各消防署と連携して災害防止活動を実施する。各体制の設置及び廃止基準、並びに配備発令基準は、別に定める。

2 主な活動

- (1) 消火活動
- (2) 人命の救助・救急活動
- (3) 災害拡大防止活動
- (4) 安全避難の確保
- (5) 適時的確な情報受伝達

3 消防局による活動

(1) 消防隊等の運用及び編成

- 消防隊等は、適切な部隊編成及び運用を図り、災害応急活動を行う。災害の状況、編成可能な部隊及び人員状況、時間経過等を踏まえ、必要に応じて、増強又は縮小を図る。
- 航空隊は、情報収集及び伝達、人命救助、空中消火、避難指示等の伝達、活動人員及び傷病者の搬送、物資及び資機材の搬送等を行う。
- 水上消防隊は、沿岸火災の消火活動、陸上部隊への送水及び油流出の警戒消防活動並びに消防資機材の輸送に当たるとともに、航行中に溺水者を発見した場合は、救助に当たる。

(2) 現場の早期把握

- 先着消防隊等の隊長は、災害現場の状況から傷病者が多数と判断した場合は、速やかに災害の種類及び概要、並びに傷病者の概数を、消防局長に報告する。

(3) 現場指揮体制の確立及び現場指揮本部の設置

- 市（消防局）は、現場における指揮体制を確立し、指揮命令の円滑と徹底を期すことを目的として、現場指揮本部を設置し、災害状況の把握、活動方針の決定、消防隊等の総合指揮、仮救護所の設置、情報受伝達、関係機関等との連絡調整、消防広報の実施等の主要な任務を行う。
- 災害の状況により、関係機関の参加を得るほか、前進指揮所を設置し、指揮命令等の伝達体制の確立を図るとともに部隊間を有機的に連携させ、防御活動の効率化を図る。
- 現場指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先として、消火及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断して、行動を決定する。

(4) 活動要領

ア 消火活動

- (ア) 早期鎮圧と延焼拡大防止の優先
- (イ) 重要防御地区及び重要対象物を中心とした活動の優先
- (ウ) 飛火警戒の徹底
- (エ) 延焼防止線の選定
- (オ) 避難路確保のための防御活動

イ 救助・救出活動

- (ア) 緊急度及び重症度が高い傷病者救出の優先
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 傷病者の救出
- (エ) 仮救護所までの傷病者の搬送
- (オ) 二次災害の予防措置及び警戒区域の設定

ウ 救急活動

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 救命活動の優先
- (ウ) 仮救護所における応急処置及び容態管理
- (エ) 医療機関の収容状況把握
- (オ) 医療機関への傷病者の搬送
- (カ) 傷病者に関する情報収集及び現場指揮本部への報告

4 消防団による活動

- 消防団による主な活動は、消火、救助・救急、救護及び水防活動、警報等の伝達及び避難誘導等、並びに情報収集及び指揮支援活動等とする。
- 消防団は、消防地区本部（消防署）及び消防隊等と災害現場の情報を相互に交換して災害状況を把握するとともに、緊密に連携して活動する。また、関係機関及び地域住民と連携・協力して活動する。
- 消防団の活動範囲は受持区域を優先する。被害状況等に応じて、消防本部からの要請があったときは、受持区域外への応援も行う。
- 消防団は、消火活動に当たっては、防火水槽、プール等の消火栓以外の水利を活用することを原則とする。火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに、避難路及び住民の安全確保に重点を置く。

- 車両隊は、消火活動を主とするが、火災が受持区域に発生しておらず、家屋倒壊、崖崩れ等による救助事象が発生した場合は、救助活動用資機材等を活用して救助、救急活動を実施するほか、消防隊、救急隊等に協力する。
- 地域活動隊は、地域住民に対して、出火防止の呼びかけ、初期消火、人命救出活動、応急救護活動などの指導等を行う。
- 消防団員は、参集に際して、自宅等周辺の出火防止及び初期消火の呼びかけ、火災等発生状況及び道路状況等の情報収集を行う。必要に応じて、消火、救助・救急等の応急活動を指示し、又は直接実施する。

5 自主防災組織による活動

- 自主防災組織は、自宅の出火防止措置及び家族の安全確保を実施する。
- 自主防災組織は、初期消火器具等を活用し、地域の初期消火活動を実施する。なお、火災が拡大して危険となった場合は、活動を中止して速やかに避難する。
- 自主防災組織は、周囲の協力を得て、救出・救助活動の実施及び二次災害発生の防止に努める。
- 自主防災組織は、平常時から把握する災害時要援護者等の情報をもとに、救助・救急活動を行う。
- 自主防災組織は、消火、救出・救助活動に当たり、必要に応じて、消防隊等の出動を要請する。消防隊等の到着時は、必要な情報を提供するとともに、その指示のもと応急活動に協力する。

6 防災関係機関等による連携及び活動

- 横浜建設業防災作業隊は、市（消防局）の指揮のもと、救助活動を支援する。
- 県警察（機動隊、広域緊急援助隊）、自衛隊、横浜海上保安部及び市（消防局）等防災関係機関は、現場において、各機関の指揮者間で随時、活動区域、分担等の調整を行い、救出・救助活動を行う。

第2節 医療・救護活動

1 災害時における医療救護体制の確立

- 災害時において限られた医療資源を結集し、効果的な医療救護活動を展開するため、市（医療調整チーム、区）は、災害医療の総合調整を行う。
- 市（医療調整チーム）は、医療機関の応需情報等について、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、横浜市救急医療情報システム（YMIS）、各種非常用通信機器から把握する。また、必要に応じて、救急隊から情報を得る。診療所、薬局の情報は、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会の協力を得て確認する。その他の医療関連施設についても関連情報の収集に努める。
- 市（医療調整チーム）は、医療資源及び負傷者の状況等、各種情報を把握、分析及び評価し、医療救護体制を確立する。また、医療救護活動の安全確保及び活動調整のため、二次災害の危険性、ライフライン等の状況、道路事情や移動可能手段等を把握する。
- 市・区災害医療アドバイザーは、医学的見地からの助言及び医療機関の医師との調整等に従事する。参集要請及び任務解除は、市本部長又は区本部長が要請又は指定する。
- 市（医療調整チーム、区）は、必要と認める場合は、市・区災害医療連絡会議を開催する。災害現場における医療提供状況、診療状況等に関する情報を共有して、各機関は災害応急活動に反映する。
- 市（医療調整チーム）は、県保健医療調整本部、県DMAT調整本部、県DPAT調整本部及び緊急消防援助隊神奈川県消防応援活動調整本部等と連携し、応援者受入れ等に当たる。また、必要と認める場合は、横浜救急医療チーム（YMAT）協定締結医療機関及び日本赤十字社神奈川県支部長に対して、出動を要請する。

- 市（医療調整チーム）は、DMAT、DPAT、日本赤十字社救護班、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、他都市医療救護隊等、医療ボランティア等の受入調整を行い、必要な地域（被害が甚大な地域を優先）に派遣する。
- 市医師会は、必要に応じて、十四大都市医師会の「災害時相互支援に関する協定」に基づき、他都市の医療支援チーム派遣等を要請する。
- 医療機関及び薬局は、診療または調剤可能な場合に、横浜市共通の目印となる旗を掲出する。

2 緊急度及び重要度、並びに発災後の時間経過に応じた医療提供体制

- 災害時において効果的に対処するため、負傷者等の緊急度及び重症度（以下「重症度等」という。）並びに時間経過に応じて、医療提供主体を分担する。災害拠点病院の機能を発揮させるため、被災を免れた医療機関は重症者以外の負傷者を中心とした受入態勢を整える。
- 災害医療は、時間経過により医療ニーズが異なるため、あらかじめ災害フェーズを設け、その対応を想定する。災害フェーズの間隔や進行は、災害規模等による変動可能性を考慮する。

(1) 救助・救命期（発災直後～超急性期）

ア 災害拠点病院

- 他の医療提供では対応困難な重症者を中心に受入れを行う。重症者の搬送は、区内に限らず、至近の災害拠点病院への搬送を原則とする。
- 被災地外へ転送する負傷者等及び長期的入院が必要な患者等を判別するとともに、広域搬送に当たり県保健医療調整本部と連携する。被災状況に応じて、県 DMAT 調整本部から派遣指示された DMAT の支援を受ける。

イ 災害拠点精神科病院は、被災地からの精神疾患を有する患者の受け入れ、DPAT の派遣に係る対応を行う。

ウ 災害時救急病院（災害拠点病院以外で、災害時に負傷者等受入れを行う病院）は、診療所や医療救護隊による医療提供では対応困難な中等症の負傷者等を中心に受入れを行う。

エ 診療所は、可能な範囲において、軽症の負傷者等を中心に受入れを行う。

オ 医療救護隊

- 医師、看護職、薬剤師及び業務調整員を基本として臨機応変に編成し、地域防災拠点等の避難場所における負傷者等の状況把握とともに、主に軽症者に対する応急医療を行う。
- 市（医療調整チーム）は、必要に応じて、市医師会及び市薬剤師会に対して、医療救護隊の出動を要請する。また、各区は必要に応じて、区医師会等と調整し、登録看護職への協力を要請する。震度6弱以上を観測した区は、区医師会及び区薬剤師会の協力を得て、速やかに医療救護隊を編成する。状況に応じて、他の医療関係団体、医療ボランティア等、及び市職員の保健師が加わる。
- 医療救護隊は、原則として、休日急患診療所、区役所等に参集する。参集場所が複数の場合は、連絡手段を確保して各区で一体的に運用する。原則として、活動場所は、区が指定する。
- 地域防災拠点での活動は学校保健室を活用する。こころのケア、歯科診療、保健活動等との連携に配慮する。

カ 他都市医療救護隊、医療ボランティア、他自治体応援保健師等

- 市（各区）の指示に基づき、定点・巡回診療、医療機関への応援、巡回健康相談等に従事する。活動区域は、医療調整チームが指定する。

キ 薬局

- 緊急持ち出し医薬品を備蓄する薬局は、市（各区）が指示する休日急患診療所等に医薬品を

運搬し仕分けを行うなど、医療救護隊の活動を支援する。

○ 被災を免れた薬局は、医薬品を調剤できる体制を整える。

ク 仮設救護所について、市（各区）は必要と認める場合に、安全な場所に設置する。

(2) 急性期、亜急性期及び慢性期以降

○ 市（医療調整チーム、区）は、医療救護隊、他都市医療救護隊、医療支援チーム（歯科診療、口腔ケア等）の支援を受けながら、被災者に対する医療救護活動を継続する。

○ 市（医療調整チーム、区）は、慢性疾患患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者等に対する医療提供等に配慮する。在宅慢性疾患患者に関する情報は、保健師、医療救護隊、医療機関等、及び在宅酸素機器メーカー等からの収集に努める。分娩予定者に対しては、市内出産取扱施設をはじめ、県保健医療調整本部と連携して、被災地外出産取扱施設の確保に取り組む。

○ 市（各区）は、国又は県が派遣する災害支援ナース等と連携し、保健・福祉の領域にまたがる医療活動についても対応する。

○ 市（各区）は、他都市医療救護隊等の支援状況に応じて、区内医療関係者が診療所等の復旧・復興に順次移行できるよう配慮する。また、復旧・復興状況を見極めながら、医療救護隊の活動を徐々に縮小させるなど、区内医療体制を平常時に戻すよう調整を図る。各区は、区医師会等の協力を得て、区内の医療救護活動に係る総合調整を継続する。

3 搬送体制等の確保

○ 負傷者等の医療機関への搬送は、救急車、緊急消防援助隊によるほか、市及び医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、あらゆる手段を講じる。

○ 市及び県保健医療調整本部は連携して、県外への広域医療搬送、收容能力を超えた災害拠点病院及び災害時救急病院が生じた場合における受入可能医療機関及び搬送手段の確保にあたる。

(1) 市内搬送

ア 医療救護隊で対応できない負傷者等は、最寄りの受入可能医療機関に收容する。

イ 市（医療調整チーム）は、EMIS等を活用し、市内の受入可能医療機関の確保に努める。市内での受入れが困難な場合は、県保健医療調整本部に受入れ先の確保を要請する。

ウ 市（医療調整チーム）は、継続的な医療処置が不可欠な慢性疾患患者への医療提供のため、必要に応じて、被災地外の受入医療機関及び移送手段を確保する。人工透析患者が地域内で透析治療が受けられない場合は、県保健医療調整本部及び日本透析医会の災害情報ネットワークと連携し、治療先及び移送手段の確保に努める。

(2) 広域搬送（市外搬送）

ア 市（医療調整チーム）は、重症患者等の広域搬送に備えた市内臨時拠点の確保と運用に当たるほか、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）までの搬送について、県保健医療調整本部と協議し、指示を受ける。

イ 市（医療調整チーム）は、SCUまでの搬送手段の確保に努める。自衛隊等関係機関の協力を得る場合は、県保健医療調整本部と協議・調整する。ヘリコプターによる搬送は、各災害拠点病院が指定する離着陸場を起点とする。横浜ヘリポート及び病院屋上ヘリポート以外の場所に離着陸する場合は、誘導及び安全確保等のため、消防局に対して航空支援隊等の出場を要請する。

ウ 市（医療調整チーム）は、SCUへの搬送が困難な場合は、医療機能を有する海上自衛隊の護衛艦及び横浜海上保安部の巡視船等の活用について、県保健医療調整本部と協議する。

4 医薬品等の備蓄、調達等

- 避難所、仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所及び区役所等の備蓄を使用する。
- 医薬品等を備蓄する薬局の薬剤師は、市（各区）が指示する地域防災拠点等に医薬品等を運搬する。
- 災害ボランティアバイクネットワーク関東神奈川支部は、地域防災拠点で医薬品等が不足する場合は、協定及び市（医療局）の要請に基づき、バイクによる輸送協力を行う。
- 市（医療調整チーム）は、協定等を締結する運送業者等の協力を得て、拠出可能な医薬品等を各区が指定する場所に運搬する。各区は、区薬剤師会の協力を得て、不足又は拠出可能な医薬品等を把握し、医療調整チームに要請又は報告する。
- 市（医療調整チーム）は、他都市からの救援医薬品等を受け入れた場合は、不足する区へ供給する。
- 市薬剤師会及び横浜薬科大学は、協定及び市（医療局）の要請に基づき、避難所等における災害処方箋の対応等について、災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）を派遣する。
- 市薬剤師会及び市内医薬品卸会社は、協定及び市（医療局）の要請に基づき、医薬品等を供給する。
- 市（医療調整チーム）は、必要に応じて、県保健医療調整本部に医薬品等の供給を要請する。

5 医療情報の提供

- 市（医療調整チーム、区）は、各区医療機関の診療可能科目、処方可能な薬局等をリスト化し、地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供する。

第3節 保健活動

1 市本部の活動

- 市（健康福祉局）は、必要と認める場合は、各局に所属する保健師等をその指揮下（統括保健師）に集約し、統合的な保健活動を行う。
- 市（健康福祉局）は、発災直後から被災者支援の保健活動を開始するため、必要に応じて、他自治体保健師等職員の応援斡旋について、県、厚生労働省に要請するとともに、他自治体応援保健師等の受入調整を行う。また、各区の活動調整等を行う。

2 区本部の活動

- 救助・救命期は、市（各区）は、避難場所及び在宅の巡回健康調査等を実施し、被災者の中で慢性疾患、感染症、歯科医療、こころのケア等の医療支援が必要な対象者を把握して、巡回診療、相談、医療に結びつけるとともに、健康問題の発生防止のための保健指導や予防活動を行う。
- 急性期、亜急性期及び慢性期以降は、避難場所及び在宅の巡回健康相談を実施し、被災者及び災害時要援護者の健康管理、疾病予防、福祉保健医療ニーズの把握と対応、歯科診療及び口腔ケアの把握と対応、こころのケア等を対象者の状態に合わせて提供し、健康被害の最小化に努める。

第4節 こころのケア

1 早期支援及び継続的支援

- 市（医療調整チーム、区）及び関係機関は、被災者及び被災地支援の従事者のこころのケアへの早期介入の重要性を鑑み、メンタルヘルスに関する情報、並びに精神保健医療福祉への受診・相談方法等に関する情報を提供し、治療・支援に遅滞のないよう取り組む。
- 災害時のこころのケアは、時間経過に伴う各段階（茫然自失の時期、ハネムーン期、幻滅期、再建期）を踏まえ、幻滅期から再建期に向かう時期の支援が重要であることを認識し、長期的かつ継続的

に行う。

2 こころのケアの実施

- 市（各区）は、被災者等のこころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置する。また、必要に応じて、巡回訪問及び相談活動等を行う。
- 被災者対応の従事者は、災害応急活動及び窓口での対応等により、多大な精神的ストレスを受けるため、市（医療調整チーム、区）は、従事者のこころのケアについて十分に留意する。
- 市（各区）は、区災害医療連絡会議等を通じて情報収集するとともに、DPATによる診療活動等について総合調整等を行う。
- 市（医療調整チーム）は、他都市からの応援受入れを行い、必要とする区へ差配する。また、医療調整チームは、各区に対して、こころのケアに関する技術的な支援や協力等を行う。

第5節 歯科医療

- 市（医療調整チーム）は、市歯科医師会の協力の下に、状況に応じて、災害時歯科医療体制を構築する。市域で震度6弱以上が観測された場合は、市歯科医師会内に設置される歯科医療対策本部及び情報収集班と市が連携して、各区の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行う。震度6弱未満であっても、必要と認める場合は、市は、歯科医療対策本部に対応を要請する。
- 歯科医療対策本部は、市（医療調整チーム）の要請により、市歯科保健医療センターにおいて歯科診療・口腔ケア等を行う。また、必要に応じて、又は市の要請に応じて、各区地域防災拠点等において、巡回歯科診療・口腔ケア等を実施する。

第6節 行方不明者の搜索

1 搜索活動

- 市は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の搜索を、防災関係機関の協力を得て実施する。
- 市（救出・救助チーム）は、県警察、横浜海上保安部、自衛隊派遣部隊等の関係機関、消防団等及び関係区局間での連携を密にし、役割や搜索区域の分担を行って、搜索を実施する。
- 県警察は、機動隊等警察部隊を被災現地に出動させ、防災関係機関と連携して搜索を実施する。
- 搜索に当たっては、二次災害の防止に留意する。

2 行方不明者の把握

- 市（各区）は、搜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、対象者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。
- 市（各区）は、死亡者名簿と避難者名簿の確認、地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行う。
- 市（本部運営チーム、区）は、県警察と協力して、行方不明者、避難者、死亡者に関する情報の共有・突合を行い、生存者の居場所確認等を行うとともに、行方不明者数を確定する等、把握に努める。

3 後方支援活動

- 市（各区）は、防災関係機関、自主防災組織、日赤奉仕団等の協力を得て、搜索活動のための後方支援活動（警備、交通整理、広報等）を行う。
- 市は、搜索活動又は後方支援活動に関する情報を把握し、必要な対応を執る。各区は、前記情報を

本部運営チームに報告するほか、必要に応じて、各局が締結する協定等に基づく、関係機関等の協力を要請する。各局は、把握する情報に基づき、自ら、又は各区の要請に応じて、所管する協定等に基づく関係機関等への協力を要請して、区の後方活動を支援する。

- 大型クレーン等の建設機械は、搜索活動等に有効なため、活用に努める。市（危機管理室）は、搜索・救出活動に当たり重機等が必要なときは、横浜建設業防災作業隊等に応援を要請する。

第7章 緊急輸送・交通・警備

- 災害時における対策人員及び物資等の輸送並びに被災者の避難輸送は、応急活動の基幹であることから、輸送路及び輸送手段を同時に確保して、緊急輸送を行う。緊急輸送路及び緊急交通路の道路啓開を行うとともに、必要な車両及び船舶等を確保して活用する。

第1節 輸送路の確保

1 道路啓開の実施

- 市（道路局）は、土木事務所からの情報及び国土交通省、県、各高速道路(株)※等が管理する道路の被災状況、災害対策などの情報を集約し、県警察、他の道路管理者等と協議のうえ、道路啓開方針を決定する。併せて、応急復旧チームに道路啓開方針を提供する。

※ 東日本高速道路(株)京浜管理事務所が管轄する高速道路は責任啓開事務所と情報収集を行う。

- 市（土木事務所）は、道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、県警察等と連携し、作業隊、支援隊の協力を受けて路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行う。原則として2車線の通行帯確保に努める。

2 河川関係障害物の除去

- 河川・水路の管理者等は、河川・水路の溢水の防止、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合は、障害物の除去等を行う。実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得る等、状況を考慮して速やかに行う。なお、復旧に支障がないよう応急的な措置とする。
- 市（土木事務所）は、人命の救助等緊急の場合、必要な範囲において、障害物の排除を行う。この場合において、下水道河川局は、土木事務所に指示する。

3 ヘリコプター離着陸場の確保

- 市（危機管理室、消防局）は、交通路が遮断された場合に、市（消防局）及び防災関係機関等のヘリコプターによる緊急連絡、人員輸送、傷病者搬送、緊急物資輸送等を行うために、市内各地にヘリコプターの離着陸場を確保する。

4 海上輸送路の確保

(1) 在港船舶の避難

- 市（港湾局）は、京浜港の長と調整のうえ、国際 VHF 無線により在港船舶との連絡を行った後、避難船舶の運航調整、水先人等への情報提供を行い、適切に避難させる。

(2) 海上交通規制

- 市（港湾局）は、本市港務艇及びパトロール艇を出動させ、海上の状況を調査・把握するとともに、港内の安全確保のため、必要に応じて、京浜港の長に対して、所要の航行規制を要請する。

(3) 海上障害物の除去

- 海面に障害物が漂流した場合、市（港湾局）は、港務艇及び清掃船を出動させ、船舶航行の支障とならない水域にえい航し、収集又は一時係留した後、適宜処理するほか、大型の漂流物等は、「災害時における曳船の協力に関する協定」に基づき、横浜川崎曳船(株)にタグボートの出動を要請する。また、必要により、京浜港湾事務所の協力を要請する。

第2節 輸送体制の確保

1 輸送手段の確保

- 原則として、災害応急対策実施機関の保有車両等による。不足する場合は、他の実施機関の保有車両等を使用する、又は、各実施機関が営業者より直接調達する。
 - 市（各区局）は、法令又は協定等に基づき、各機関に輸送車両等の調達及び輸送協力を要請する。
 - (1) 自動車
 - 神奈川県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部、日本通運(株)横浜支店及び横浜港運協会は、協定等に基づき、市の要請に応じて、輸送に協力する。
 - 災害応急対策実施機関において、必要数の確保が不可能な場合は、市は、県に対して、輸送手段の確保を要請する。
 - (2) バス
 - 市（交通局）は、バスによる輸送を行う。本部運営チームの要請に基づき、実施する。
 - (3) 鉄道
 - 市（物資チーム）は、道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合、又は遠隔地で物資を確保した場合において、必要と認める場合は、鉄道事業者に協力を要請する。
 - (4) 航空機
 - 市（消防局）は、空中輸送が必要な場合は、ヘリコプターによる輸送を実施する。市において輸送ができない、又は不足が生じる場合は、必要に応じて、県に対して、緊急消防援助隊の派遣、又は自衛隊及び横浜海上保安部への輸送協力を要請する。
 - (5) 船舶及び海上輸送
 - 市（港湾局）は、陸上交通による輸送が困難な場合、又は途絶した場合は、横浜海上保安部、関東運輸局、横浜港運協会等関係機関と協議し、活動に必要な人数、物資等の海上輸送を図る。
 - (株)ポートサービス、京浜フェリーポート(株)、関東旅客船協会、(一社)日本外航客船協会、横浜屋形船事業協同組合、クルーズライン協同組合は、人員輸送等で海上交通の確保が必要な場合は、「災害時における交通船等の協力に関する協定」等及び市（港湾局）の要請に基づき、輸送の協力を行う。
 - 市（港湾局）は、前記手段による暇がないとき、又は不足が生じるときには、横須賀地方総監部、横浜海上保安部、京浜港湾事務所に輸送協力を要請する。
 - ア 海上輸送基地の確保
 - 市（港湾局）は、他の地方公共団体からの緊急物資を受け入れるため、周辺状況を調査・把握するとともに、物資受入れに支障が生じると判断した場合は、京浜港湾事務所と協力の上、横浜港運協会、横浜港災害対策支援協議会に対して、出動を要請する。
 - 海上輸送基地を中心に被害状況、輸送船舶の諸元等を把握し、受入岸壁を選定するとともに、背後の荷捌き地、一時保管のための上屋を確保する。接岸岸壁に不足が生じるときは、横浜海上保安部に対して、横浜海上防災基地の岸壁の使用を要請する。
 - イ 救援船の受入れ
 - 救援船の入港に際しては、接岸岸壁を指定するとともに、水先人、タグボートに待機を依頼する。また、国際 VHF 無線又は市港務艇により到着を確認し、救援船の安全な接岸を確保する。
- (6) 他の地方公共団体、防災関係機関等から車両等の供与があった場合
 - 市（本部運営チーム）は、受入れの調整を行うとともに、被害状況に応じて配車する。

2 燃料の確保

- 市（危機管理室）は、通常の方法により、自動車等の燃料が確保できない場合は、「災害時における燃料の供給協力に関する横浜市と神奈川県石油業協同組合との協定」に基づき、神奈川県石油業協同組合に対して、供給協力を要請する。
- 航空機及び船舶の燃料確保は、各機関の定めるところによる。

第3節 輸送

- 輸送対象、期間及び費用等の取扱いは、災害救助法による。

第4節 警備

1 県警察による警備体制の確立

- 県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県警備本部を、各警察署に警察署警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 県警備本部は、県、市及び関係機関と緊密な連携をとり、災害の概要把握、情報収集を実施するとともに、警察部隊の統括指揮にあたる。
- 県警察は、別に定めるところにより、警備部隊等を編成し、事案の規模及び態様に応じて運用する。

2 情報受伝達

- 県警察は、災害警備上必要な情報収集を行うとともに、必要に応じて、関係機関へ連絡する。
- 県警察は、災害に関する警報等を認知した場合、内容、情勢等を分析・検討し、必要に応じて、地域住民に対する広報を行う。当該警報等の緊急性並びに市の体制等を勘案し、災害警備上必要がある場合又は市から要請のあった場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。

3 二次災害の防止

- 県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、所要の調査班を編成し、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した危険場所等の情報を市に伝達して、避難指示等の発令を促す。

第5節 交通規制

1 交通規制に関する措置等

- (1) 県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地域における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止し、又は制限する区域の設定、緊急交通路確保など必要な交通規制を実施し、緊急通行車両の通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努める。
- (2) 県公安委員会は、神奈川県及び隣接都県（東京都、静岡県及び山梨県）において災害が発生し、緊急の必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条第1項に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両や規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。災害地の実態、道路及び交通の状況を把握するとともに、災害地を管轄する都県公安委員会、都県知事又は市町村長と緊密に連絡して、通行の禁止又は制限に関する資料を収集し、判断する。
- (3) 前記による通行の禁止又は制限を実施するときは、原則として、道路管理者に事前に通知する。また、関係都県公安委員会に通知するとともに、報道機関の協力及び立て看板等の設置により、一般に周知する。
- (4) 災害時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規

制を迅速・的確に実施し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

- (5) 県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに住民等に周知を図る。
- (6) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認める場合は、放置車両の撤去、警察車両等による先導、運転者等に対する措置命令を行い、また、自ら措置を行う。現場に警察官がいない場合は、自衛官及び消防吏員は、各々の緊急通行車両の通行を確保するため、同様に措置命令を行う。
- (7) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認める場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずる。

2 緊急通行車両

- 災害応急対策に使用する車両は、あらかじめ交付を受けた緊急通行車両確認標章及び確認証明書を、所定の場所に具備又は掲示する。なお、標章及び証明書の交付を事前に受けていない車両は、災害時において県公安委員会に申請し、確認及び交付を受ける。

3 交通情報の収集等

- 県警察（交通管制センター）は、災害時における道路交通情報を、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用するほか、警察航空隊との連携により、収集する。

4 交通情報の広報

- 県警察は、規制標識版、立看板、携帯用拡声器等を利用して、運転者及び地域住民等へ広報する。情報板、信号機等の交通管制施設も活用する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関との連携、必要に応じて、広報車、航空機等を活用して周知に努める。また、必要に応じて、市の協力を依頼する。
- 特に避難誘導、交通規制に関する広報については、隣接都県との整合性を考慮し、相互の広報内容に矛盾の生じないように努める。

第8章 避難

第1節 避難指示、警戒区域の指定

1 避難指示等

- 区本部長又は市本部長は、災害時において、市民の生命及び身体を保護し、被害の拡大を防止するため、避難、危険な場所への立入制限、屋内への退避及び外出の自粛等の必要があると認める場合は、避難対象区域を指定して、避難指示及び屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置の指示（以下「避難指示等」という。）を行う。
- 他機関が法令等に基づき避難等の措置を行う場合、市は協力する。なお、警戒体制又は平常時体制において、市民の生命及び身体を保護し、被害の拡大を防止するため、緊急を要する場合は、各区局長は、次の定めに基づいて、直ちにでき得る避難の措置等を実施する。

(1) 市による避難指示等

- 原則として、区本部長が実施する。複数の区に渡り一括して実施する必要がある場合は、市本部長が実施することができる。市本部長が実施する場合は、関係局長及び該当区の区本部長に対し、避難指示等の発令日時、対象地域及びその他必要な事項を明示し、通知する。
- 現地の対応は、避難等を必要とする状況に応じて区役所職員、消防署員等が行い、警察署等関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施する。

(2) 防災関係機関による避難指示等

- 次に掲げる者は、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条及び自衛隊法第94条等の関係法令に基づき、避難の指示等を実施する。この場合において、避難、立退き等を指示した場合、直ちにその旨を市長に通知する。

ア 県警察

- 警察官は、市長等が避難指示等を行う暇がない場合、市長等が要請した場合、又は市民の生命及び身体に危険が切迫していると自ら認める場合は、直ちに当該住民等に避難指示等を行う。
- 避難誘導に当たっては、災害時要援護者に配慮する。警察施設への来庁時に被災した者は、市等が開設する避難場所が整った段階で、当該施設に誘導する。

イ 横浜海上保安部

- 海上保安官は、市長等が避難指示等を行う暇がない場合、市長等が要請した場合、又は市民の生命及び身体に危険が切迫していると自ら認める場合は、直ちに当該住民等に避難指示等を行う。

ウ 自衛隊

- 災害派遣部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない場合は、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 県

- 県知事は、市が、災害によりその全部又は大部分の事務を行うことができない場合は、市長に代わり避難指示等を行う。

(3) 国又は県の助言

- 市本部長又は区本部長は、避難指示の発令に当たり必要と認める場合は、国の機関又は県から災害に関する情報等の助言を得ることができる。また、土砂災害防止法第32条に基づき、避難指示の解除に当たり必要と認める場合は、国の機関又は県から助言を得ることができる。
- 市から助言を求められた国の機関又は県は、その所掌事務について必要な助言を行う。

2 警戒区域の設定及び立退き

(1) 災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域

- 市本部長又は区本部長は、必要と認める場合は、警戒区域を設定して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 市本部長若しくは区本部長、若しくは市職員が現場にいない場合、又は市長等から要請があった場合は、警察官、海上保安官又は自衛官は、前記の職権を行使できる。

(2) 消防法第 23 条の 2 に基づく火災警戒区域

- 消防長若しくは消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、当該区域内における火気の使用を禁止し、又は当該区域への出入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 消防長若しくは消防署長、又はこれらの者から委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき、又は消防長等から要請があったときは、警察署長は、前記の職権を行使できる。

3 関係機関における情報共有

(1) 区本部長から市本部長への報告事項（終了時も同様に報告する。）。

- ア 避難指示等の発令日時
- イ 避難等の対象地域、対象世帯数及び人員数
- ウ 開設した避難場所（施設名、所在地等）、及び避難場所における活動
- エ その他必要な事項

(2) 関係機関等への連絡

- 市本部長は、避難指示等を発令したときは、県に報告するとともに、県警察及び自衛隊等の関係機関等に対して通報する。
- 区本部長は、避難指示等を発令したときは、所轄警察署等の関係機関等に対して通報する。

4 終了

- 市本部長又は区本部長は、警報等の解除、避難対象区域の安全の確認等がなされ、避難の指示等を継続する必要がなくなったときは、それを解除する。避難指示等を解除した市本部長又は区本部長は、終了した旨を対象者へ伝達する。

第 2 節 避難指示の伝達及び避難誘導

1 避難指示の伝達

(1) 対象者への明示事項

- ア 避難等を要する理由（他機関の実施する避難措置理由等を含む。）
- イ 避難等の対象地域
- ウ 避難先及び避難場所、並びに避難を要する場合の経路
- エ その他必要な事項

(2) 伝達方法

- 市（各区）は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、対象者に対して可能な限り複数の手段（防災スピーカー、サイレン、スマートフォン等の媒体への発信、市ウェブサイト等）で伝達する。事前登録している聴覚障害者には、各区からファクシミリにより伝達する。

- 市（各区）は、施設管理者又は責任者、町の防災組織等関係者の協力を得て、対象者への避難指示の徹底を図るとともに誘導を行う。ただし、津波警報又は大津波警報の発表時は、津波に関する情報に留意し、必要に応じて、活動を中止して避難する。
- 市（危機管理室）は、広域にわたって避難指示等の伝達を行う必要がある場合、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、放送機関に対し、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、避難指示等の放送を要請する。
- 日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム(株)及び(株)Inter FM897 は、災害時における放送要請に関する協定・覚書に基づき、市の要請に協力する。

2 避難誘導

- 区本部長又は市本部長は、消防、警察等の関係機関等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努める。
- 区本部長又は市本部長は、事前に安全な避難経路を検討し、必要に応じて誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- 区本部長又は市本部長は、避難誘導を行う際は、災害時要援護者への必要な配慮に努めるものとし、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、行う。
- 区本部長又は市本部長は、避難場所を指示して避難の措置等を実施した場合は、施設管理者に通知するとともに、職員を派遣し、必要な措置を講じる。その場合において、市本部長は、避難場所の状況の適切な掌握に努める。そのため、区本部長又は局長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、市本部長に報告する。

第3節 指定緊急避難場所

1 開設

- 災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所として、災害（異常な現象）の種類ごとに定める開設基準及び方法に従い、開設する。
- 市（各区）は、災害の状況により必要と認める場合は、地区センター等の公共施設、自治会町内会館等あらかじめ指定する指定緊急避難場所以外の施設等について、施設管理者等の同意のうえ避難場所として開設する。
- 市（各区）は、市民の早めの避難行動に対応できるよう、開錠等について、必要に応じて、施設管理者又は地域の協力を得ることで、迅速な開設及び避難者の受入れを図る。

2 運営

- 市（各区）は、避難指示等により避難した市民に対して、区内の防災備蓄庫の物資を活用するなど、必要に応じて避難生活等に必要な給食、寝具等の提供を行うことができる。防災備蓄物資に不足が生じた場合には、市（危機管理室）に、方面別備蓄庫の物資の使用を要請する。
- 災害時要援護者等に配慮したスペースを確保する。
- 避難場所内における感染症対策として、患者等の専用スペースの確保、動線の工夫、避難者の健康状態の確認、手洗いやマスクの着用等の基本的な対策を行う。
- 飼い主と同行避難してきたペットの一時飼育場所は、避難者との動線を分け、台風等の荒天時でも雨風をしのげる場所に確保する。動物を苦手とする人、動物アレルギーの人に配慮する。

3 閉鎖

- 市（各区）は、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合は、災害状況を踏まえ、閉鎖について判断、決定する。

第4節 指定避難所（地域防災拠点）

1 開設

- 地域防災拠点運営委員会を中心とする地域住民を主体として開設することを原則とする。開設に当たっては、地域防災拠点運営委員、市職員（拠点を担当する職員、学校職員）は、施設の安全性を確認した後、相互に協力して、避難者の受け入れに必要な措置を講じる。

2 運営

- 地域住民の相互扶助による運営を基本とし、避難してきた者全員が協力する。地域防災拠点運営委員会は、学校・行政と連携して、地域防災拠点がその機能を発揮するよう、運営する。
- 市（各区）は、避難所に関する情報を把握し、必要に応じて、被災者支援チームと調整する。
- 地域防災拠点運営委員会の主な活動は、次のアからシに掲げる。中長期化する場合は、避難所の衛生管理、被災者のこころのケアなどについて、区役所やボランティア団体と連携して、運営する。
 - ア 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割当て
 - イ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導
 - ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
 - エ 負傷者及び高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする避難者の把握・援護
 - オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
 - カ 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し
 - キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
 - ク 公的避難場所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付
 - ケ ボランティアに関する対応（区災害ボランティアセンターとの受入調整、避難地区内のボランティアニーズの把握、情報提供）
 - コ 防犯パトロールの実施
 - サ 「ペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づく対応
 - シ その他必要な事項
- 学校附帯設備（統廃合による廃校の跡地利用施設を含む。）は、次のとおり活用する。
 - ア 被災者の生活スペースとして使う場所は、体育館、教室の順とし、職員室、校長室、会議室、保健室、給食室等は使用しない。
 - イ 性別、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮して、概ね3教室をあらかじめ確保し、利用する（建物の被害状況等により柔軟に対応する）。
 - ウ 保健室は、学校職員が鍵を開錠し、避難者の応急手当ができる状態を整える。地域防災拠点運営委員会は、応急処置を行う。また、医療救護隊が定点・巡回診療を行う場として活用する。
 - エ 給食室・家庭科室は、学校給食の実施に支障のない範囲で、避難者の援助に有効活用する。
 - オ トイレが使用可能な場合は、仮設トイレに優先する。多機能トイレが整備されている場合は、女性、乳幼児、高齢者、障害者、トランスジェンダー等、誰でも利用できるトイレとして活用する。
 - カ プールの水は、防火用水、トイレ用水等に利用する。
 - キ 緊急通行車両や物資等運搬車両の妨げとならないよう、自家用車の校庭への乗入れを禁止する。また、周辺道路への駐車も禁止する。

- ク ペット同行避難を想定し、あらかじめ学校敷地内（可能であれば、雨風をしのぐことができる場所）等に、ペットの一時飼育場所を設定する。
- 避難所運営にあたっては、主に次の事項に留意する。その他、状況に応じて、必要な配慮を行う。
 - ア 多様な意見の反映（運営側への女性の参画等）
 - イ 避難者への暴力等を防ぐための防犯の強化（地域防災拠点における照明配置の工夫、女性も含めた班編成による巡回の実施など）
 - ウ プライバシーへの配慮（着替え、下着等の洗濯等）、物資配布時の配慮（女性用物資の女性による配布、必要な人が必要な支給物品（衣服、下着、女性用物資）を受け取れる配慮等）
 - エ 性別を問わず設備・支援を安全・安心に利用できる工夫（男女別設備・スペースに加えた多機能トイレの活用・個室の更衣スペース等の設置、設置場所、経路及び照明の工夫 等）
 - オ 妊産婦への配慮（休息・授乳スペースの確保、健康管理、栄養相談、保健指導、分娩・診察に対応できるよう医療機関等の情報提供、必要な物資等の配布、妊娠早期の者への配慮等）
 - カ 乳幼児及び子どもへの配慮（専用スペースの確保等泣き声への対応、保健指導、育児相談、子どものプレイルーム、児童生徒の学習スペースの確保）
 - キ 障害の特性に応じた配慮（スペースの確保、情報伝達の工夫（筆談、指差し等）、福祉用具等）
 - ク 高齢者への配慮（孤立防止のためのコミュニティスペースの確保、健康増進知識等を有する地域人材による軽度の運動等を行うミニデイサービス、生活不活発病の予防及び早期発見、認知症等への配慮、オムツ使用への配慮等）
 - ケ 災害時要援護者の援護を行う者に関するスペース・資機材等の確保
 - コ 標識の工夫（誰もがわかりやすいピクトグラム、やさしい日本語等）
 - サ 同性パートナーの尊重等多様な家族への配慮
 - シ 外国人等の生活習慣の違いへの配慮、通訳ボランティアの活用
 - ス 感染症対策（患者・有症者等の専用スペース確保、導線の工夫、健康状態の確認、手洗い・マスク着用等の基本的な対策、流行している感染症に応じた対策）

3 避難者の受入

- 区本部長又は市本部長は、災害により住家を失い、又は破損等により、日常起居する居住場所を失った者を一時的に受け入れる必要がある場合は、次のとおり受け入れ、及び保護する。
 - (1) 受入施設
 - 原則、指定避難所とし、状況に応じて、公共施設等で避難者を受入可能な施設とする。
 - (2) 受入割当て
 - 区本部長は、避難者の居住地域及び災害の状況を勘案して、割当てを行う。原則として、あらかじめ指定する指定避難所ごとの割当てに従う。状況に応じて、他の施設でも受け入れる。
 - (3) 受入期間
 - 避難者が、その住宅を修理、新築する等住宅を確保するまでの間又は応急仮設住宅へ入居するまでの間とする。
 - (4) 受入環境の整備
 - 市（各区局）は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等避難施設の維持管理を行う。
 - (5) 受入状況の把握
 - 市（被災者支援チーム）は、避難者の状況を把握する。各区は、受入施設の開設時期、受入世帯・人員、受入者の状況、物資等の供与状況等について、被災者支援チームに報告する。

(6) 留意事項

- 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）に基づく身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴・使用は、同法に基づき対応する。
- 施設の使用及び学校教職員の従事に当たっては、児童生徒の安全確保及び学校教育の早期再開に支障を来さないよう考慮する。

4 統合及び閉鎖

- 市（各区）は、災害の状況が明らかになる時期（概ね 3 日以内）、ライフライン復旧時期、住宅の確保時期等の各段階において、地域防災拠点運営委員長と協議を行い、地域防災拠点の統合、避難者の集約、閉鎖等を決定する。
- 市（各区）は、発災から一定時間を経過しても住民の避難がない場合は、災害状況を踏まえ、また、地域防災拠点の情報受伝達及び物資供給拠点としての役割も考慮して、地域防災拠点の閉鎖について判断、決定し、地域防災拠点運営委員等に指示する。

第 5 節 補充的避難所又は一時受入施設

1 開設

(1) 開設基準

- 市（各区）は、多数の避難者で避難所のスペースが不足する、若しくは不足することが明らかなる場合、又は避難所が被災等により機能しない場合等において、区内の他の公共的施設や民間施設等を補充的な避難所として開設する。

(2) 対象施設

- 市立学校、地区センター等の市有施設、県有施設、民間施設等（避難場所に指定済み、又は別に用途を指定する公共施設は除く。）

(3) 県有施設等の利用

- 必要と認める場合は、市（危機管理室、各区）は、県に対して、県有施設の利用を要請する。県は、可能な範囲で提供し、当該施設管理者は、市が行う避難所の運営に協力する。

ア 要請する県有施設の条件

- a 原則として、受入能力 50 人以上の施設であること。
- b 給水、給食等の救護活動が容易であること。

イ 対象施設の種類

県立高等学校（広域応援活動拠点に指定した高校を除く。）、青少年センター、図書館、かながわ労働プラザ、保養所、その他県有施設

ウ 利用期間

災害救助法に定める期間とし、必要に応じて、県市の調整により延長する。教育施設等は、応急教育の実施に支障のない範囲とする。

エ 近隣地方公共団体の施設

近隣市町村又は県外の施設での避難の受け入れが必要な場合は、県に受け入れの調整を要請する。

2 運営

- 地域住民の相互扶助による運営を基本とし、避難してきた者全員が協力する。その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とする。

第6節 在宅被災生活者及び任意の避難場所

- 自宅で被災生活を送る被災者（以下「在宅被災生活者」という。）及び任意の避難場所で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報及び物資等を地域防災拠点から得ることを基本とする。避難者は自ら、町の防災組織又は地域防災拠点運営委員会に、被災生活を送る場所、住所・氏名及びその他必要事項を報告するとともに、情報及び物資が必要な場合は、地域防災拠点運営委員会等と調整を行う。
- 町の防災組織及び地域防災拠点は連携して、在宅被災生活者及び任意の避難場所への情報伝達・物資の集配など、地域コミュニティを生かした地域の共助で対応する。

第7節 福祉避難所

1 開設及び運営

- 施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能するよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保する。
- 市（各区）は、協定を締結する施設に対して、福祉避難所の開設を要請する。
- 社会福祉施設（入所型、通所型）等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行う。人員が不足する場合は、区は、ボランティア等の受入窓口に協力を要請する。
- 市（各区）は、社会福祉施設だけでは不足する場合は、施設及び施設職員と連携して、市民利用施設を福祉避難所として開設する。家族、ボランティア等による自主運営を原則とし、各区は、運営を支援するとともに、必要な措置を講じる。

2 受入れの決定

- 福祉避難所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が行う。
 - (1) 老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とし、各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かす。
 - (2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の災害時要援護者を対象とする。受入れに当たっては、緊急入所によるものとする。
 - (3) 通所型の社会福祉施設等、市民利用施設等は、福祉避難所としての受入れを行う。
- 区内の施設だけでは受入れが困難な場合、又は区域外への避難を必要とする場合は、区の要請に基づき、健康福祉局が受入施設の調整を行う。

第8節 災害時要援護者支援

1 市民、地域等の役割

- 自主防災組織等は、地域の助け合いを基本として、地域ぐるみで災害時要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等地域関係者及び地域住民と連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行う。
- 地域の連帯という観点から、主体的に災害時要援護者の援護を行うとともに、行政、関係団体等と相互に連携協力する。

2 援護対策の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者は、医療機関と連携し、入院又は健康管理に係る措置を講じる。
- (2) 地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な災害時要援護者は、福祉避難所での受入れを行う。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努める。
- (4) 災害時要援護者に対しては、従前のサービスの提供のみではなく、早期に生活全体の安定を図る

施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応する。

- (5) 災害時要援護者対策は、長期的かつ計画的に実施する。必要な援護は多様であり、対象者ごとのニーズに応えた小回りの利く援護は、市民、地域、ボランティア等の持つ力に期待するところが大きい。市（健康福祉局、こども青少年局、各区局）は、的確に情報を発信し、ボランティア等と連携・協力してきめ細かい援護を展開する。
- (6) 地域防災拠点単位で、災害時要援護者が、要介護状態にならないよう取り組む。

3 援護体制の確保

(1) 災害時要援護者の状況把握

- 市（こども青少年局、健康福祉局、区）は、災害時要援護者の状況を把握し、必要な援護を行う。
- 市（各区）は、地域防災拠点運営委員会等の協力のもと、災害時要援護者の住所、氏名、健康状態、傷病の有無その他必要事項を把握する。また、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等地域の関係者・住民等の協力を得て、地域の声かけ・見守りのネットワーク等から在宅の（地域防災拠点に避難していない）災害時要援護者の状況（健康状態、生活状況、環境衛生等）を把握する。
- 市（各区）は、区で保管する災害時要援護者名簿を活用し、地域防災拠点運営委員会、自主防災組織等と連携して、災害時要援護者の安否確認、状況把握を行う。区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、災害時要援護者の安否についての情報を収集する。
- 市（健康福祉局）は、施設の利用者（入所者）及び被害状況を把握し、各区と共有する。

(2) 援護対策計画

- 市（こども青少年局、健康福祉局）は、必要に応じて、市域又は他都市を含む広域的な援護対策計画を策定して、関係区局に周知する。
- 市（健康福祉局）は、被災者の生活支援に係る援護対策計画、並びに障害者及び高齢者の援護対策計画を策定する。
- 市（こども青少年局）は、妊産婦、乳幼児、児童、障害児の援護対策計画を策定する。

4 援護の実施

(1) 地域防災拠点での援護

- ア 災害時要援護者の特性及び状況に応じた配慮・支援の実施
- イ 災害時要援護者の状況（健康状況、生活状況、環境衛生等）把握及び安否確認、並びに必要な援護策の調整
- ウ 巡回健康相談等の保健活動
- エ 福祉避難所での受入れが必要な災害時要援護者の把握
- オ その他必要な援護

(2) 在宅の災害時要援護者等への援護

- 市（医療調整チーム、区）は、必要な医療・保健・福祉サービス及び支援策を提供・調整する。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

- 市（各区）は、災害時要援護者及び応急仮設住宅入居者の状況を把握し、ケア方針を決定する。また、各区、健康福祉局及び民間福祉事業者は連携して、災害時要援護者への各種福祉保健サービス等利用のための支援を行う。

(4) 関係機関との連携等

- 市（健康福祉局）は、災害時要援護者の援護に際して、関係機関・部署との総合調整を行う。
- 市（健康福祉局）は、被害の少ない区又は他の地方公共団体への災害時要援護者の受入調整を行う。
- 市（健康福祉局）は、他の地方公共団体、各種施設協議会、専門職種団体等関係機関に対する職員派遣等の協力要請など、広域的な援護体制の確保に係る連絡調整を行う。
- 市（健康福祉局）は、民間福祉事業者との連絡調整、応援要請（市内福祉施設の応援ニーズ把握、他の地方公共団体等からの福祉人材のマッチング）を行う。

第9節 児童生徒の安全確保（学校における対策）

- 各学校は、災害時は、児童生徒の安全確保及び被災状況の確認を行う。夜間・休日等に発災した場合は、地域防災拠点等から情報を得るなど、安否確認を行う。各学校は、確認した状況を市（教育委員会事務局、区）に報告する。
- 各学校は、災害時は、防災計画等に基づく措置及び避難誘導等の措置を講ずる。実施に当たっては、各区と緊密に連絡するとともに、必要に応じて、地域住民の協力を得る。
- 各学校は、施設及び周辺の被害状況等を確認し、市（教育委員会事務局、区）に報告する。危険な箇所等がある場合は、立入禁止措置及び応急復旧工事等の応急措置を講じる。
- 各学校又は放課後キッズクラブ等における児童生徒の留置き又は保護者への引渡しは、あらかじめ定めるとおりとする。

第10節 施設利用者等の安全確保（施設における対策）

1 施設利用者等の安全確保

- 施設管理者等は、必要に応じて、最寄りの避難場所その他安全な場所（施設内を含む。）に、利用者等を避難誘導する。施設等に被害が発生し、又は発生が予想される場合は、直ちに利用者等に避難を指示するとともに、施設の緊急閉鎖等の必要な措置をとる。
- 施設管理者等は、災害時は、直ちに施設の点検及び出火防止措置を講じる。出火時は、所轄消防署へ通報するとともに初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期する。
- 市（各区局）は、所管又は区域内に所在する施設について、施設管理者等及び関係機関と連携して、必要な対策を行う。

2 避難場所等への協力

- 避難場所等、あらかじめ災害時の用途が指定されている施設の管理者等は、災害関連情報に留意し、施設の安全点検等を行うとともに、関係機関との連絡体制及び災害時における施設利用等について、市（施設所管区局）と協議し、必要な対応を行う。
- 災害時の用途が事前に指定されていない施設の管理者等は、災害状況により、市から協力を求められた場合は、協力を努める。市と指定管理協定を締結する者は、協力を努める義務を負う。
- 施設管理者等は、災害応急活動を実施する場合、又は避難者を受け入れる必要がある、若しくは受け入れた場合は、市（所管区局）に報告する。

第11節 帰宅困難者対策

- 市（危機管理室）及び関係機関は、鉄道機関の被害状況、滞留者及び帰宅困難者の発生状況、一時滞在施設等の帰宅困難者受入れ状況等を把握するとともに、滞留者の一時避難場所への誘導、帰宅困難者の一時滞在施設等への誘導、搬送等により、混乱の防止及び被害の軽減を図る。

- 事業者等は、風水害等、一定の予測が可能な災害は、可能な限り、未然に防ぐための対策を講じる。
- 市（危機管理室）は、発災時間等を考慮して、事業者等に対する一斉帰宅抑制を呼びかける。

1 市の対応

- 市は、帰宅困難者対策チームを設置して総合調整を図るとともに、必要に応じて、関係地方公共団体及び国との調整を実施する。
- 市（各区）は、主要駅等における混乱を防止するため、職員を派遣して、滞留者等の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、警察等と連携して、災害情報等の広報、避難誘導等を行う。また、区内の一時滞在施設の開設及び運営状況等を把握し、必要な支援を行う。
- 市（帰宅困難者対策チーム、西区、神奈川区）は、必要に応じて、横浜駅周辺総合防災センターに情報連絡本部を設置し、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、県警察等と連携して混乱防止対策を行う。また、屋外拡声器を利用して、滞留者等へ情報提供を行う。

2 関係機関の対応

(1) 鉄道事業者

- 利用者を安全に待機できる場所へ誘導し、鉄道運行情報等を広報する。施設内に待機場所を確保可能な駅は、滞留者等の受入れ等を実施する。必要に応じて、災害関連情報及び公共交通機関の運行情報等の提供、関係機関と連携した一時避難場所及び一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段の情報提供等を実施する。

(2) バス事業者

- 利用者の安全確保を図るとともに、滞留者等に対して、運行状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報等を広報する。また、関係機関と連携して、代替輸送手段の情報提供等を実施する。

(3) 駅周辺事業者

- 利用者を安全に待機できる場所へ誘導し、冷静な行動を呼びかけるとともに、災害関連情報等を広報する。施設内に受入場所を確保可能な事業者は、滞留者の受入れを実施する。必要に応じて、災害関連情報及び公共交通機関の運行情報等の提供、関係機関と連携した一時避難場所及び一時滞在施設への案内又は誘導等を実施する。

(4) 県警察

- 主要駅周辺等の安全確保を図るため、災害の状況に応じて、関係機関と連携して、一時避難場所及び一時滞在施設への誘導を行う。駅周辺、一時避難場所、一時滞在施設等に立ち寄り、関係機関と適宜情報共有する。

(5) 事業所・学校等

- 帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童生徒等の保護に努める。従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させ、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供するとともに、必要に応じて備蓄物資等を提供する。
- 共助の観点から、可能な限り帰宅困難者等（来街者、来客等）の受入れに努めるほか、事業継続のために必要な人員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要援護者の保護等）を実施する。

(6) 大規模集客施設等

- 施設管理者は、施設の安全が確認できた場合には、利用者を施設内で一時的に保護する。施設内に滞在場所を確保できる施設は、帰宅困難者等を受け入れ、災害関連情報の提供等を実施する。
- 施設内で利用者保護ができない場合は、状況に応じて、徒歩帰宅を支援する情報を提供すると

ともに、関係機関と連携して一時避難場所及び一時滞在施設への案内又は誘導を実施する。

3 一時滞在施設等

(1) 運営

- 一時滞在施設の管理者は、必要かつ可能な範囲で、トイレ、水道水、災害関連情報を帰宅困難者へ提供する。また、市（帰宅困難者対策チーム、区）と施設の開設・運営状況等を共有する。
- 市（にぎわいスポーツ文化局）は、パシフィコ横浜及び横浜アリーナを一時滞在施設として開設するとともに、各区と連携し、水、食料、災害関連情報等の提供を行う。
- 市（帰宅困難者対策チーム、区）は、一時滞在施設に対して、鉄道運行状況及び代替輸送の実施状況等を広報する。
- 市（帰宅困難者対策チーム、区）は、災害時に任意に提供された避難スペースについて、可能な限り把握に努め、帰宅困難者の受入れに必要な支援を実施する。

(2) 開設期間

- 一時滞在施設の開設期間は、原則として、発災から3日間とする。ただし、災害及び施設の状況に応じて、開設期間を変更できるものとする。
- 災害及び鉄道運行状況等を踏まえ、必要に応じて、一時滞在施設の開設を一部延長する。延長する施設の選定に当たっては、運営人員の確保及び物資搬送のほか、避難者の移動等の負担を考慮する。原則として、3日目以降は全市でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とする。

4 物資の搬送

- （一社）神奈川県トラック協会及び赤帽首都圏自動車運送協同組合神奈川県支部等は、物資が不足する場合には、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等及び市（物資チーム、区）の要請に基づき、輸送に協力する。この場合において、物資チームは、帰宅困難者対策チームの要請を受けて行う。

5 帰宅困難者等の搬送

- 市（帰宅困難者対策チーム）は、徒歩帰宅が困難な災害時要援護者及び遠方からの観光客等の帰宅困難者に対しては、混乱が収まった後に、必要に応じて、代替交通機関を確保する。
- 発災翌日における一時滞在施設への移動は徒歩を原則とするが、災害時要援護者等は、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、神奈川県タクシー協会横浜支部及び神奈川県個人タクシー協会に対して、タクシーでの搬送協力を要請する。
- 発災3日目以降における一時滞在施設への移動は、バスによる搬送（交通局）とし、近隣都市間での搬送は、バス、船舶（港湾局）等の代替交通機関を確保する。

6 徒歩帰宅者への支援

- 徒歩帰宅可能な一定の距離内に自宅等がある帰宅困難者等に対しては、原則として、秩序だった徒歩帰宅を促進するとともに、その支援を行う。
- コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等（災害時徒歩帰宅者支援ステーション）の施設管理者は、帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、災害関連情報の提供等を行う。
- 市（帰宅困難者対策チーム、区）は、必要に応じて、徒歩帰宅者の通行が想定される幹線道路沿いの公共施設等に、一時的な休憩場所や災害関連情報を提供するための支援拠点を設置する。

第12節 避難行動

- 市民等は、自ら気象情報、避難情報等を収集する。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害軽減行動、早めの避難行動、避難行動計画に基づく行動、状況に応じた適切な安全確保の実施（不要不急の外出の自粛、屋内での安全確保措置）により、自らの生命及び身体の安全を確保する。
- 自主防災組織等は、気象情報、避難情報等を収集する。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、共助の活動として、災害時要援護者の安否確認及び避難行動の支援、地域における負傷者の救出・救護、集団避難、浸水防止措置等を必要に応じて実施する。

第1節 災害時広報・報道

- 市及び関係機関は、災害時広報・報道を実施して、憶測・不正確な情報による人心の不安及び社会的な混乱を防止し、社会秩序を保全する。
- 市及び関係機関は、救助・救出、救援等、災害応急活動の周知により、市民生活の安定化を図る。
- 市及び関係機関は、必要な情報を提供することで、被災者の生活再建を促進する。

1 災害時広報・報道の実施

(1) 市は、災害時に必要な広報を実施する。市は、広報・報道チームを設置して、広報（市民等への災害関連情報の提供）及び報道機関を通じた情報提供を総括する。広報・報道チームは、各チーム・区局に広報の指示をする。各チーム・区局は、広報が必要な場合は、広報・報道チームに依頼する。

(2) 主な広報内容

- 広報は、時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じて行う。
 - ア 災害及び被害等の状況に関すること
 - イ 避難指示等に関すること
 - ウ 応急対策活動等に関すること
 - エ 医療情報（病院、診療所、薬局等の再開状況）
 - オ 避難場所・地域防災拠点の開設状況
 - カ ライフライン等の被害・復旧状況
 - キ 生活支援情報（被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者支援に関する事項等）
 - ク 死傷者・行方不明者の公表
 - ケ その他市民生活に必要なこと

(3) 死傷者・行方不明者の広報（公表）

- 市は、県及び県警察と調整し、必要に応じて、死傷者・行方不明者の広報（公表）を実施する。

(4) 広報媒体・手段

- 市は、市ウェブサイト、電子メール、SNS、スマートフォンアプリ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌、広報紙、掲示板、広報車、人員派遣等により、効果的な広報を行う。広報に当たっては、あらゆる人に情報が届くよう、可能な限り複数媒体を用いて情報伝達手段の多様化を図るとともに、視覚・聴覚情報の併用、多言語又はやさしい日本語を用いるなど適切な配慮に努める。
- 市（消防局）は、必要に応じて、又は区の要請に基づき、ヘリコプター（搭載スピーカー）により、住民に対して各種情報提供、避難指示及び避難誘導等を実施する。
- 市は、地域防災拠点を避難者及び地域住民に対する広報活動の拠点とし、生活支援情報等を提供する。情報提供に当たっては、県警察、消防等関係機関との連携を図る。

(5) 報道機関等への情報提供

- 市（各区局・体制の責任者）は、主に社会的関心が高いと思われる事項について、適切な時期に情報提供を行う。情報提供に当たっては、混乱防止に留意して適切な場所、方法で行うものとし、広報・報道チームと調整する。報道機関等への情報提供時は、各区局は、連絡可能な体制をとる。
- 市（国際局）は、在日外国公館等との情報交換、並びに海外からの支援、取材に対応するために、連絡調整窓口を設置する。

(6) 放送機関及び関係機関との連携

- 市（政策経営局）は、市民広報、防災関係機関への緊急連絡及び災害対策基本法第 57 条に定める通信のため特別の必要がある場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会（横浜放送局）、（株）テレビ神奈川、（株）アール・エフ・ラジオ日本、横浜エフエム放送（株）及び（株）InterFM897 に対して、放送を要請する。また、必要に応じて、都市型ケーブルテレビ各局に対し、放送を要請する。
- 市（政策経営局）は、人命や財産に重大な影響を及ぼす、重要かつ緊急な災害情報（①津波警報、②避難指示等）について、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会（横浜放送局）に対して、緊急警報放送システムを利用した放送を要請する。
- （公財）横浜観光コンベンション・ビューローは、横浜観光情報公式サイト、SNS、観光案内所等において、外国人旅行者に対する情報提供の協力を努める。

2 混乱防止及び秩序の保全

- 不特定多数の者が利用する施設又は繁華街を構成する店舗等の事業者は、利用者の安全を確保するため、構内放送や非常用放送設備を用いて、混乱防止のための広報を実施する。
- 鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、広報及び避難誘導等の混乱防止対策を行う。
- 市は、事業者等と協力して避難誘導に関する広報を最優先に行う。また、災害に関する正確な情報を早期に市民に提供することで、混乱防止に努める。

第 2 節 放送機関の対策

1 基本方針

- 放送機関は、災害状況等に応じて、対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定める体制を早期に確立し、また、法令・社内規定等に従い、災害応急対策及び災害時広報を行う。
- 災害時における放送の重要性に鑑み、施設の応急復旧等必要な措置を講じて、早期に報道体制を確立して緊急放送を実施する。放送に当たっては、津波警報、避難指示及び誘導等、人命に係わる緊急情報を優先する。放送所が罹災した場合は、適切な場所に移転し、放送を行う。
- 気象庁、県、市その他防災関係機関との連絡を密にし、協定等に基づく放送要請があった場合は、形式、内容、時刻等を都度決定し、放送する。

2 放送機関の対応

(1) 日本放送協会（横浜放送局）

- 総合テレビ、衛星放送、ラジオ第一放送（594KHz）、FM 放送（81.9MHz）を中心に、災害規模に応じて通常番組を中断するなどして、随時、ニュース連報、臨時ニュース、災害特別番組を編成し、災害の規模、被災の実態、被災現場からのレポート、地方公共団体からの呼びかけを放送する。
- 被災により、施設、設備及び回線等が使用不能の場合は、緊急機材等により速やかに復旧に努める。FM 放送は、状況によって放送所に出向し、ローカル情報を直接放送する。

(2) （株）アール・エフ・ラジオ日本

- 社内規定に基づき、ニュース速報又は臨時ニュースを放送するとともに、事態に即応した番組編成を行う。災害情報、注意事項、官公庁からの通報等の収集及び放送を行う。

(3) （株）テレビ神奈川

- 災害の軽重により、災害放送対策本部が通常放送からの切り替えを指示し、速報臨時ニュース、特別番組等に移行して、被災状況等の情報、諸注意を市民に伝える。

- 一定時間経過後は、地方公共団体等の災害対策本部及び情報主要拠点からの中継放送を実施する。

(4) 横浜エフエム放送(株)

- 災害発生の確認ができ次第、社内規定に基づき、ニュース速報又は臨時ニュースを放送する。
- 災害状況に応じて通常番組を中断し、災害に関する情報を放送する。また、災害及び被害の規模によっては、特別番組に切り替える。
- 状況により、市・県災害対策本部等からの中継放送など、事態に即した情報を収集し発信する。

(5) (株)InterFM897

- 「外国人市民等への防災情報等の提供に関する協定」に基づき、外国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）での放送を行う。

第3節 安否情報の提供等

- 市は、被災者の安否に関する情報について照会があった場合は、災害対策基本法第86条の15及び同法施行規則第8条の3に基づき、緊急性の高い他の応急対策業務に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。

1 安否情報の照会受付

- 市は、市民等からの安否情報の照会について、窓口を設置し、原則として、書面により受け付ける。
- 安否情報について照会する者は、市が指定する事項を明らかにするとともに、本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証等）を提出又は提示する。

2 安否情報の回答

- 市は、照会者の区分（同居する者、親族、職場関係者、他の関係者、知人等）に応じて回答する。
- 回答に当たっては、必要最小限の情報に留めるとともに、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている場合はその同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認める場合は必要と認める限度において、当該被災者の安否情報を回答することができる。
- 市は、安否情報の照会者の氏名及び連絡先等並びに回答を行った担当者を記録する。

3 情報管理の徹底

- 市は、安否情報は個人情報であること、DV被害者等の情報が含まれる可能性があることなどを鑑み、取扱いに留意すべきことを職員に周知し、情報管理を徹底する。

第4節 広聴

1 臨時市・区民相談室

- 市（市民局、区）は、被災者の生活不安の解消、自力復興の促進のため、必要に応じて、臨時市民相談室及び臨時区民相談室を開設し、問合せ、相談、要望等に対応する。
- 区民等の問合せ、相談、要望等は、区役所及び地域防災拠点等において対応する。専門相談は、所管する区局で対応する。
- 被災からの時間経過及び状況の推移に応じて、専門相談員による相談業務を順次開始する。

2 災害時コールセンター

- 市（市民局）は、市災害対策本部設置時は、原則として、災害時コールセンターを設置する。設置場所は、市コールセンター内とするが、施設の被災により業務不能の場合は、市庁舎内に設置する。
- 災害時コールセンター設置時は、通常の市政案内等に優先して、災害等に関する問合せ対応に業務を移行する。災害時コールセンターは、市が把握する情報をもとに、市民等への情報提供を行う。

3 外国人災害時情報センター

- （公財）横浜市国際交流協会（YOKE）は、市災害対策本部が設置されたときは、「横浜市外国人災害時情報センターの設置及び運営に関する協定」及び市（国際局）の要請に基づき、横浜市外国人災害時情報センターを設置し、運営する。
- 外国人災害時情報センターは、臨時市民相談室へ外国語の通訳・翻訳ができるボランティアを派遣し、外国人への生活情報の提供等を実施する。

4 県警察による被災者等への情報伝達・相談活動

- 県警察は、被災者等のニーズを把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用等により、伝達に努める。
- 県警察は、行方不明者相談窓口を設置する等、被災者の安否を気遣う肉親等の相談対応に努める。

第10章 物資等の供給

第1節 応急給水

1 給水方法

- 市（水道局）は、水道施設が被災し、管路による給水が困難な場合は、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、給水車等による運搬給水を行う。その後は、耐震管路上に設置する緊急給水栓への応急給水装置の取付け、耐震給水栓の活用を行うとともに、逐次復旧工事を行い各戸給水まで回復させる。
- 災害用地下給水タンクは、原則、市民が応急給水装置を設置（共助）し、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行うことで、必要な飲料水を確保する。市（各区）は、これを支援する。
- 概ね発災4日目以降、断水状況を踏まえて、市（水道局）及び横浜市管工事協同組合は、順次、耐震管路上に設置する緊急給水栓への応急給水装置を取付け、給水を行う。
- 耐震給水栓が整備されている場合は、地域防災拠点運営委員の運用等により、耐震給水栓から飲料水を確保する。
- 災害拠点病院、救急告示医療機関等には、管路からの直接給水（管路を優先復旧し、復旧した配水管から病院等の受水槽へ給水）又は給水車等による運搬給水を行う。
- 市（水道局）は、必要に応じて、地域防災拠点に給水車等による運搬給水を行う。各区は、避難者等への水の配布を支援する。
- 市（水道局）は、他都市水道事業者、横浜市管工事協同組合、メーター検針・料金整理業務受託事業者（補助的作業）に、地域防災拠点等における応急給水作業の補助を要請する。
- 市（水道局、鶴見区、神奈川区）は、「災害時における飲料水の供給協力に関する協定」に基づき、キリンビール（株）横浜工場に給水車等への飲料水の供給を要請する。
- 市（各区）は、応急給水実施場所の案内、備蓄水缶詰の配布の支援、受水槽に簡易給水栓の設置・運用を行う市民への支援、独居高齢者等への運搬給水等の調整（地域住民、ボランティアへの応援依頼）、プール及び災害応急用井戸からの直接給水（生活用水として使用）等の給水支援を行う。

第2節 物資の供給

1 供給方法

- 発災直後（発災から概ね3日間）は、必要物資を被災者に確実にかつ迅速に届けるため、市（物資チーム）は、避難場所等及び集約する区からの要請の有無にかかわらず物資を確保し、避難場所等に供給する（プッシュ型供給）。
- 発災から4日目以降は、市（物資チーム）は、避難場所等の被災者ニーズを把握し、各区からの物資要請に基づいて、物資を避難場所等に供給する（プル型供給）。プッシュ型供給の継続は、避難場所等での物資の滞留を招く懸念があるため、早期にプル型供給への移行に努める。

2 供給対象者

- 避難場所の被災者、住家に被害を受けたことにより、炊事ができない者又は生活必需品を喪失した者、旅行者又は滞在者、災害応急対策従事者、区本部長が必要と認める者とする。

3 物資の配分等

- (1) 市民が自ら非常用に備蓄し、又は持ち出した物資の消費を優先する。
- (2) 市（物資チーム、区）は、地域防災拠点、区役所等に備蓄する物資を、被災者に供給する。

- (3) 地域防災拠点防災備蓄庫の備蓄物資は、地域防災拠点運営委員会の方針に従い、利用する。
- (4) 地域防災拠点等の備蓄に不足が生じた場合、市本部物資チームは、各区の要請に基づき、方面別備蓄庫等の物資の輸送を、基幹物流業者^{※1}及び支援物流業者^{※2}に要請する。
- ※1 災害時、協定に基づき市物流拠点の在庫管理、荷捌き業務、輸送等を一元的に行う物流業者
- ※2 災害時、協定に基づき物資を輸送する物流業者
- (5) 市民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力する。
- (6) 物資の配付は、被災者が相互に協力する。優先順位の基本は、①災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども、②地域防災拠点の避難者、③任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者、④その他（帰宅困難者等）とする。
- (7) 食料供給の留意事項
- ア 誰でもすぐに食べられる物の供給を基本とする。調理を必要としない弁当によることもできる。災害時要援護者への供給には、特に配慮する。
- イ アレルギー疾患患者への対応として、アレルギーが除去された食品を確保する。供給する際には、十分留意する。
- ウ 炊き出しは、必要に応じて、地域防災拠点運営委員会が行う。市（各区）は、状況に応じて、ボランティア等の協力を得て行う。衛生面に注意するほか、状況に応じて、節水など工夫する。

第3節 市が備蓄する物資が不足する場合の調達

- 市は、物資チームを設置して、物資調達を総括する。物資チームは、各区局からの要請に応じて、又は各区局及び関係機関に要請して、必要な調達を行う。
- 市（各区）は、備蓄物資が不足し、又は不足のおそれがあるときは、次により調達する。
- (1) 被災者数、必要な物資の品目及び数量を把握して、物資チームに調達を要請する。
- (2) 「食料・物資の確保に関する協定」を締結する区内の小売業者から調達する。
- (3) 物資チームによる供給を補完するため、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から、締結する協定に基づき店頭在庫を優先的に調達する。
- 市（物資チーム）は、発災後3日間を対象とする店頭在庫等からの調達に関して、市内に事業所（工場、倉庫、店舗等）を有する事業者（卸売業者、食料品製造業者、大規模小売業者等）との間で締結する協定に基づき、市内の事業所から優先的に調達し、地域防災拠点等へ供給する体制を構築する。
- 市（経済局）は、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」等に基づき、供給協力企業・団体に要請し、生活必需物資の調達体制を確立する。また、食料品及び生活必需品の販売を行う店舗については、できる限り早期に再開するように併せて要請する。
- 中央卸売市場は、「災害時における生鮮食料品等の緊急確保及び供給協力に関する協定」及び「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」に基づく供給協力企業・団体、各都市中央卸売市場等に、青果物、水産物、食肉、これらの加工品等の在庫流通品目の供給を要請する。輸送車両が不足する場合は、「災害時における生鮮食料品等の自動車輸送の協力に関する協定」に基づく協定企業に輸送を要請し、集荷、供給体制を確立する。また、中央卸売市場関係の小売組合、売買参加者組合等に対して、加盟組合員の各店舗ができる限り早期に再開するよう要請する。
- 市（みどり環境局）は、「災害時における米穀の供給協力に関する協定」等に基づき、協力団体に供給要請を行うとともに、調達体制を確立する。協定締結団体所有米穀では不足する場合は、災害応急用米穀の供給を県に要請する。災害救助法適用時は、政府所有米穀の供給を農林水産省に要請する。
- 市（財政局）は、「災害時における物品の供給協力に関する協定」等に基づき、物品供給協力企業に要請し、調達体制を確立する。調達する物資は、できる限り地域防災拠点等の避難場所への直送を

依頼する。生活必需品の販売を行う店舗は、できる限り早期に再開するよう併せて要請する。

- 市（物資チーム）は、救助の実施にあたり、その備蓄する物資が不足し、当該救助の実施が困難であると認める場合は、災害救助法適用がある場合は国に対して、適用がない場合は県に対して、物資供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

第4節 救援物資の募集及び受入・配分

1 市の体制

- 市は、窓口を一元化し、救援物資の需給調整、受入・配分体制を構築する。広報・報道チームは、物資チームの依頼に基づき、募集及び受入に係る一般的な広報を行う。物資チームは、募集内容等を整理記録するとともに、外部からの問合せ対応、他都市等への個別要請・調整を行う。

2 募集に係る広報事項

- (1) 必要（又は過剰）な物資の品目
- (2) 物資は、原則として、地方公共団体単位及び団体からの受入れとすること
- (3) 受入形態は、単品こん包又は類似品種のこん包とし、内容・数量についてラベル表示すること
- (4) 運搬手段は提供側で確保し、原則として、市物流拠点まで輸送すること

3 受入・配分

- 市（物資チーム）は、被災状況を確認の上、基幹物流業者に市物流拠点の開設及び市への職員派遣を要請するとともに、市物流拠点の在庫管理及び荷捌き業務等の実施を要請する。
- 基幹物流業者の職員等は、市物流拠点における物品の在庫管理等を行う。市（港湾局）は、必要に応じて、「災害時における緊急措置の支援に関する協定」に基づき、神奈川県倉庫協会に対して、物流専門家の派遣を要請する。
- 地域防災拠点及び市予備的物流拠点では、ボランティアの協力を得て受入配分を行う。また、搬入された物資を記録するとともに、搬入者に対して救援物資受領書を発行する。本部運営チームは、物資チームからの要請に応じて、拠点に職員を派遣する。
- 市（物資チーム）は、救援物資の輸送について、基幹物流業者及び支援物流業者に依頼する。救援物資等は、避難場所等への直送を原則とするが、市（各区）は、必要に応じて、区集配拠点を開設する。
- 市（港湾局）は、救援物資の受入場所を決定し、荷役作業及び輸送に必要な人員、機材の提供を横浜港運協会に要請する。また、海上輸送基地間の海上輸送が必要な場合、「災害救援応急措置の協力に関する協定」等に基づき、横浜港運協会、(株)ポートサービス、京浜フェリーボート(株)、横浜屋形船事業協同組合、クルーズライン協同組合、関東旅客船協会、(一社)日本外航客船協会、横浜ベイサイドマリーナ(株)に対して、船舶等の提供を要請する。なお、前記手段による暇がない場合、又は不足が生じる場合は、横須賀地方総監部、京浜港湾事務所に対して輸送協力を要請する。

4 協定等に基づく物資保管場所及び施設の確保等

- 市（危機管理室）は、基幹物流業者に対して、物資保管場所及び施設の確保等の協力を依頼する。
- 市（港湾局）は、「災害時における緊急措置の支援に関する協定」に基づき、神奈川県倉庫協会に協力を依頼する。
- 市（危機管理室、各区）は、「災害時における関東郵政局、横浜市間の協力に関する覚書」に基づき、横浜港郵便局長又は当該区を管轄する集配郵便局長に対して、当該施設又は用地を物資集積場所等として活用することについて協力を依頼する。

第11章 衛生・防疫・遺体対策

第1節 生活衛生に係る市民等への広報

- 市（医療局、区）は、被災地及び避難場所等における生活衛生に関する事項について広報を行う。避難場所においては、地域防災拠点運営委員会などを通じて周知に努める。
- 主な広報事項は、①食品の衛生管理（食品の取扱方法、調理者の衛生管理等）、②飲料水の衛生管理、③手洗い励行、手指消毒、④トイレ等の衛生管理（消毒方法等）、⑤飼育動物の適正飼養（扱い方、糞尿処理等）、⑥その他衛生情報（入浴施設情報等）とする。

第2節 飲料水及び食品の衛生確保

- 市（医療局、区）は、被災地及び避難場所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施する。
- 主な指導事項は、①災害応急用井戸の衛生指導（飲用はしない。）、②受水槽水の衛生指導、③食品の衛生監視（非常給食・弁当の保管状況点検、弁当類の早期喫食の啓発、損壊ビル等の悪環境下での営業の衛生確保、巡回指導の早期実施体制の確保等）とする。

第3節 感染症の拡大防止措置及び予防

1 感染症患者等の早期把握及び拡大防止措置

- 市（医療局、区）は、被災地及び避難場所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。
- 市（医療局、区）は、入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により横浜市立市民病院に移送する。
- 市（医療局、区）は、患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見、感染症発生時の消毒指導及び広域的な対応等が必要な場合の消毒作業、感染経路の遮断等感染拡大防止の措置を行う。
- 感染拡大防止の主な措置は、①ねずみ族、昆虫等の発生状況調査・駆除指導、②トイレ等の衛生指導、③感染症発生予防のための消毒指導及び広域的な対応が必要な場合の消毒作業、④防疫用資機材の調達とする。
- 市（医療局、区）は、区役所等の備蓄資機材が不足する場合は、協定に基づき、（社）横浜市薬剤師会及び関係事業者から防疫用薬剤及び防疫用機材を調達する。
- 市（医療局、区）は、薬剤散布等を実施する場合は、協定に基づき、レンタカー事業者団体から車両を借り上げる

2 予防

- 市（医療局、区）は、インフルエンザ等感染症が蔓延するおそれのある場合は、県と協議して、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種を実施する。
- 市（医療局、区）は、被災地及び避難場所の乳幼児の定期予防接種の実施に努めるとともに、市外避難者の定期予防接種の実施について関係地方公共団体に協力を要請する。

第4節 動物の保護収容

- 市（医療局、区）は、災害時における飼育動物保護、動物由来感染症予防、動物による咬傷事故等予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正飼育のために、（公社）横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会と連携して、次の活動を行う。

- 1 飼い主不明動物の保護収容
 - 2 負傷動物の保護、治療、一時保管
 - 3 継続飼育が困難な動物の一時保管
 - 4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡
 - 5 地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言
 - 6 その他、動物に係る相談、助言等
- 市は、許可した特定動物の状況を確認し、適切に対応する。
 - (公社)横浜市獣医師会、(公社)日本動物福祉協会横浜支部、神奈川県愛玩動物協会、(公財)日本補助犬協会、NPO 法人神奈川動物ボランティア連絡会、(公財)神奈川県動物愛護協会、(一社)全国ペット協会、市(医療局動物愛護センター)等は、横浜市災害時動物救援本部を設置する。
 - 市災害時動物救援本部が主体となり、動物救援センターを設置して、飼い主とはぐれたペットや飼育の継続が困難なペットの保護収容、移送、保管、返還、譲渡、各種相談受付等を行う。動物救援センター設置に係る土地利用は、市動物愛護センターのほか、あらかじめ3拠点と締結する協定による。
 - 環境省及びペット災害支援協議会は、市災害時動物救援本部等による災害時の動物救護活動を支援する。市は、環境省及びペット災害支援協議会に支援を要請する。
 - 動物救援病院((公社)市獣医師会に所属する市内の動物病院)は、市と(公社)市獣医師会との協定により負傷した飼い主不明のペットの一時保護、治療等の支援を行う。

第5節 遺体対策

1 関係機関との連携等

- 市(遺体取扱チーム、区)は、県警察等関係機関の協力を得て、災害時における遺体の処理、埋葬を行う。遺体の取扱いに当たっては、遺族の感情へ十分に配慮する。
- 県警察は、機動隊等警察部隊を被災現地に出動させ、県、市及び防災関係機関と協力して、遺体の収容を実施する。また、検視等を担当する。
- 市(遺体取扱チーム、区)は、葬祭業者との協定に基づき、遺体の取扱いを遅滞なく実施する。

2 遺体安置所

(1) 機能

- 市(各区)は、災害による遺体の一時保管・安置、検視検案等による遺体情報の確定、身元確認、遺留品の保管、納棺用品の保管、遺族への引き渡し等を行う。

(2) 開設・運営

ア 市(各区)は、県警察と協議の上、原則として被害の大きな区又は近隣区のあらかじめ指定する施設を遺体安置所として開設し、運営する。必要に応じて、近隣区にも追加で開設する。開設しない区は、職員の応援派遣等の支援を行う。

イ 市(水道局、区)は、遺体洗浄等のため、洗浄水の供給体制を確保する。

ウ 市(各区)は、遺体安置所ごとの情報を管理する。遺体取扱チームは、情報を集約・管理し、市民及び各遺体安置所へ提供するほか、市外からの問合せ等、早期の身元判明に繋がるよう対応する。

3 遺体の処理

(1) 遺体の発見及び搬送等

- 市（遺体取扱チーム、各区）は、災害現場から遺体を発見し、又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに管轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報する。遺体を搬送する必要がある場合は、関係機関等の協力を得て、所持品とともに搬送する。この場合において、発見場所、状況、発見者等を記録する。
 - 市（遺体取扱チーム、区）は、災害が原因で病院へ搬送され、その後病院において死亡が確認された遺体についても遺体安置所へ搬送し、取扱状況及び搬送の経緯を記録する。
- (2) 遺体の検視等及び検案
- 検視等は、県警察が、不自然な死亡の状況の有無について調査するために行う。
 - 検案は、法医学専門医、警察協力医又は応援協力により出動した医師が、死因を特定するために行う。
- (3) 遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の処置
- 市（各区）は、検視・検案後、遺体識別及び人道上の見地から、必要に応じて、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、死体票を作成のうえ納棺して、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。
 - 市（健康福祉局）は、「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び（一社）全日本冠婚葬祭互助協会に納棺、納棺用品等必要資材の調達等を要請する。
- (4) 身元確認
- 市（各区）は、県警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認及び身元引受人の発見に努める。
 - 県警察は、身元不明者の身元確認のため、県警察歯科医等への協力要請を行う。
- (5) 遺体の引渡し等
- 市（各区）及び県警察は相互に協力して、検視等及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。また、各区は、遺体の氏名等を地域防災拠点等に掲出し、遺族等の早期発見に努める。
 - 身元が確認できない遺体は、行旅死亡人として取扱う。市（各区）は、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (6) 死亡者数の確定と広報
- 検視・検案を終えた遺体は、死亡者数として計上する。計上に当たっては、市（遺体取扱チーム、区）及び警察が、死亡者名簿等の情報を相互に共有して、確定する。
 - 死亡者数、死亡者氏名、身元不明遺体数等の広報は、市（遺体取扱チーム、区）及び県警察が協議のうえ、統一的に行う。

4 火・埋葬

- 市（健康福祉局）は、各区又は遺族から搬送された遺体の火葬を行う。
- 市（各区）は、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、（一社）全国霊柩自動車協会に要請する。
- 市（各区）は、あらかじめ定める手順に従い、火埋葬許可証等を発行する。
- 市（健康福祉局）は、斎場等の稼働状況を点検し、その機能の確保、維持を図る。また、斎場等の運転に必要な燃料等を確保する。

(1) 応急的な火・埋葬

- 市（健康福祉局）は、各区の要請に基づき、遺族等の引取者がいない場合、又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、火葬及び焼骨の仮収蔵を行う。
- (2) 広域火葬への対応
- 市（遺体取扱チーム）は、市域の火葬場が被災し、早期の復旧が困難な場合は、神奈川県広域火葬計画に基づき、近隣都県での火葬協力を県に要請する。近隣都県も被災して火葬受入が困難な場合は、県を通じて国に広域火葬を要請する。
- (3) 仮埋葬、改葬
- 火葬を希望する遺族の心情を考慮し、原則として、仮埋葬、改葬は実施しない。
 - ただし、被害及び火葬の状況（①市営斎場の火葬機能が停止した場合（12 炉以上が機能停止かつ復旧に2 週間以上の期間を要する場合）、②夏季に発災した場合、③死者数が被害想定を大きく上回ると見込まれる場合、④広域火葬が見込めない場合）により、仮埋葬を実施する。
- (4) 火葬機能の確保
- 市（健康福祉局）は、火葬炉稼働のため、火葬場を電気及びガス供給の早期復旧が必要な施設と位置付け、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)に供給を要請する。
 - 市（水道局）は、火葬炉や排ガス等の冷却用水を確保するため、断水時の優先的な復旧、復旧が長期化した場合のタンク車による給水を行う。

第12章 災害廃棄物対策

第1節 災害廃棄物等の処理の基本的考え方

1 災害廃棄物の範囲（定義）

- 災害により発生した廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）で次のものとする。
 - (1) し尿
地域防災拠点等でのくみ取り式仮設トイレなどから発生するし尿
 - (2) 生活ごみ・避難所ごみ
 - ア 平常時と同様の、日々の生活から発生するごみ（燃やすごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトルなど）
 - イ 使用済みトイレパック等
 - (3) 路上廃棄物
災害時の道路啓開に伴う廃棄物
 - (4) 片付けごみ
倒壊に至らなかった被災建築物内の片付けで発生するごみ（破損した食器類、蛍光灯など燃えないごみ及び家具・家電類）
 - (5) 災害がれき
災害により損壊した家屋・事業所等の解体・撤去等に伴って発生する廃棄物（木くず・コンクリート片、金属くずなど）
 - (6) 津波堆積物
津波によって漂着した製品等や堆積した汚泥等

2 対応時期等

- 市（資源循環局）は、発災2日目以降、地域防災拠点の仮設トイレから、し尿の収集業務を開始する。なお、通常の汲み取り作業は、発災後2週間停止する。仮設トイレ等の収集は、汲み取り業務の回復状況に応じて行う。（目安時期は、震災等の大規模災害を想定するものとし、小規模又は局地的災害の場合は、順次対応を図る。以下同じ。）
- 市（資源循環局）は、発災72時間後までに、順次、生活ごみ・避難所ごみの収集業務を開始する。発災直後は、人命の救出・救助等の災害応急活動を優先的に行うが、生活環境の復旧を図るため、被災状況を把握し、市職員などによる収集体制を速やかに整える。
- 片付けごみは、無秩序な排出、道路への放置等がなされると、生活衛生環境の悪化だけでなく、早期の復旧・生活再建の妨げになることから、生活ごみと区別して収集する。
- 発災から1か月程度は、燃やすごみを最優先とし、次にプラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、古紙、古布の収集を行う。粗大ごみの収集は一時停止する。
- 発災から1か月程度以降は、復旧状況を踏まえ、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の収集が安定した段階で粗大ごみの収集を実施する。
- 災害がれきは復旧期に対応する。津波堆積物は応急復旧期に対応する。
- 事業系ごみは、原則として、事業者自らの責任及び費用負担により、資源化や環境に配慮して、適正な処理を行う。

第2節 トイレ・し尿対策

1 トイレ対策

(1) 指定避難所（地域防災拠点）

- 地域防災拠点運営委員会等の避難所運営者は、既存トイレが使用できない又は不足する場合、配管の損傷、断水等により水洗用水が無い場合は、災害用仮設トイレとして、備蓄トイレパック、次いで備蓄仮設トイレ（下水直結式（優先）又はくみ取り式）を設置し、利用する。
- 市（下水道河川局）は、水洗用水を確保するとともに、民間事業者の協力を得て、排水設備の補修等の水洗トイレ機能の確保を行う。
- 市（各区）は、被災状況を勘案して、仮設レンタルトイレの設置及び撤去の必要数を物資チームに要請する。資源循環局は、物資チームからの報告を踏まえ、配置計画を策定する。
- 市（資源循環局）は、仮設レンタルトイレ（原則、くみ取り式）及びトイレパックを地域防災拠点へ配置する。また、水道・下水道が復旧した場合で、長期の仮設トイレ配置が見込まれる場合は、水洗式とする。下水道河川局は、資源循環局からの依頼に応じて、配管工事及びますへの接続工事を手配する。
- 市（資源循環局）は、仮設トイレ及びトイレパックの配置について、民間事業者へ協力を要請する。その際は、民間事業者の被害状況等を調査し、配置先・数量及び利用可能な幹線道路等を連絡する。民間事業者は、地域防災拠点等への搬入・設置を行う。不足する場合は、他都市に協力を要請する。

(2) 広域避難場所

- 必要に応じて、備蓄する簡易テント、簡易式トイレ便座、トイレパックを活用する。

(3) 帰宅困難者一時滞在施設等

- 既存トイレが使用できない場合は、当該施設の備蓄トイレパックを活用するほか、不足する場合は、周辺の帰宅困難者用備蓄庫等から、運搬し、利用する。

(4) トイレの管理

- 既存及び仮設トイレの清掃管理は、地域防災拠点運営委員会が行う。
- 地域防災拠点運営委員会は、トイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を各区に連絡する。各区は下水道河川局へ報告する。
- 既存トイレの活用又は仮設トイレの設置に当たっては、男女別の設置、設置場所、経路、照明等、利用者の安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行う。
- 必要に応じて、和式トイレの利用が難しい場合は、備蓄簡易式トイレ便座を活用する。

2 し尿汲み取り対策

- 市（資源循環局）は、被災状況等を踏まえ、配車及び投入先に関する計画を策定する。計画に基づき、資源循環局北部事務所は収集を行う。必要に応じて、各収集事務所に応援を要請するほか、民間事業者及び他都市に協力を要請する。
- 収集したし尿は最寄りの磯子検認所・水再生センター等へ投入する。被災状況に応じて、近隣他都市への搬入を要請する。

第3節 家庭系ごみ対策

1 市における収集準備

- 市（資源循環局）は、収集計画の策定及び収集準備等の調整を行う。ごみ処理関連施設（焼却工場、資源選別センター等）の稼働状況の確認及び事務所地区隊との間における情報提供及び集約、並びに民間事業者及び他都市の支援体制等を把握する。
- 市（事務所地区隊）は、収集計画の策定、収集準備、施設及び車両の確認・整備等を行う。
- 市（事務所地区隊）は、ふれあい収集利用者の安否情報の収集と提供等、収集車を活用した広報及び物資運搬等を行う。また、避難場所、道路、ごみの排出状況等の情報を収集する。現地調査、収集車両からの報告、各区との相互連絡により情報を収集する。
- 市（資源循環局、事務所地区隊）は、燃料の確保を行う。また、収集委託業者及び横浜市資源循環公社の人員及び車両、並びに運営状況を把握する。

2 収集の実施

(1) 市による収集及び応援体制

- 市（資源循環局、事務所地区隊）は、家庭系ごみの収集を実施する。
- 事務所地区隊の所管区域は、平常時と同等を基本とする。被害の状況に応じて、地区隊間の相互応援体制を組織する。必要に応じて、民間事業者及び他都市に協力を要請する。

(2) 分別等

- 分別は、平常時と同様（燃やすごみ、プラスチック製容器包装等）とする。
- 家電リサイクル対象製品など一般廃棄物処理実施計画で掲げる本市が収集しないごみは、災害時においても収集しない。所有者は、メーカー又は販売店等に相談し、適切に処理する。

第4節 廃棄物処理施設

1 施設の応急復旧及び機能確保

- 市（資源循環局）は、所管施設の被害状況等を把握するとともに、必要に応じて、応急復旧を実施する。被害施設の補修は、優先順位を決定し、順次実施する。
- 市（資源循環局）は、焼却工場の被害状況及び周辺の搬入道路、ライフライン等の被害状況を確認し、継続稼働の可否を判断する。震度6弱以上が発生した場合は、焼却炉を一旦停止し、安全性を確認した後に再稼働する。
- 市（資源循環局）は、所有する焼却工場等の施設に重大な被害が生じた場合、又は焼却に必要な薬品等が不足する場合は、民間事業者に協力要請する。
- 市（資源循環局）は、焼却工場の稼働状況、ごみの発生量を踏まえ、必要に応じて他都市等にごみ焼却に関する協力要請を行う。

2 仮置場

- 市（資源循環局、総務チーム）は、災害廃棄物等を一時的に保管するための一次仮置場、二次仮置場について、あらかじめ市保有地等から選定する候補地から、決定する。
- 一次仮置場では、発生場所から撤去した災害廃棄物を一時的に保管し、二次仮置場では、一次仮置場などから運搬した災害廃棄物等を保管する。また、必要に応じ破砕や焼却などを行う仮設処理施設を設置する。最終処分場等が被害を受けて焼却灰の埋立てができない場合は、必要に応じて、一時保管場所として利用する。仮置場に保管の廃棄物は、既存及び仮設の処理施設の処理能力を踏まえ、搬送及び処理をする。

- 仮置場内は、悪臭、廃棄物等の飛散、火災、事故などを防止するための対策を行う。廃石綿等及び石綿含有廃棄物（以下「石綿含有廃棄物等」という。）は、原則として仮置場への受入れを行わないこととし、やむを得ず受入れる場合は、適切な飛散防止措置を講じる。また、再利用、再資源化などを効率的に行うため、品目ごとに分別して保管する。

第13章 社会秩序の保全及び応急教育の実施等

第1節 社会秩序の保全

- 県警察は、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難場所等の定期的な巡回を行い、各種犯罪・自己の未然防止を図り、治安及び社会秩序の維持に努める。
- 県警察は、自主防災組織及びボランティア団体等との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動に必要な支援を行う。

第2節 応急教育の実施

1 教育再開の時期

- 教育活動の継続又は再開は、各学校長が判断する。判断に当たっては、あらかじめ定める事項、並びに災害及び被害等の状況、児童生徒の安全確保を考慮する。児童生徒・保護者等への伝達は、あらかじめ定める方法による。
- 原則として、市域で震度5強以上が発生した当日及び翌日、又は火山噴火による降灰が継続している間は、休校とする。

2 被災施設の措置及び教育再開の準備

- 各学校は、児童生徒の安全確保を最優先とし、災害及び被害状況を把握し、できる限り教育活動への支障を軽減するために必要な措置を講ずる。被害状況等は、教育委員会事務局及び各区に報告する。
- 各学校は、被災状況、復旧期間を勘案して、可能な範囲において教育活動を実施する。施設の被害状況に応じて、安全確保のための応急措置を講じて、又は残存の安全な教室等の転用により、授業を行う。施設が全面的に使用不能な場合は、近隣の安全な学校・公共施設の代替利用、又は用地確保が可能な場合は仮設教室の建設を行い、授業を再開する。
- 市（教育委員会事務局）は、被災校の調査を指示し、状況に応じて、応急復旧計画を策定する。また、学校施設の応急復旧措置と並行して、復旧済の施設又は仮設校舎等へ児童生徒を収容するなど、平常の教育形態に近づけるよう措置する。
- 各学校は、避難場所が開設されている場合は、地域防災拠点運営委員会等の避難所運営者及び保護者等と連携・協力して、児童生徒が安全安心できる場づくり等を行う。学校教育再開に当たっては、避難所運営者及び地域住民等と、必要な協議を行う。
- 各学校は、学校教育再開に向けて、教職員の受入体制及び通学路等の安全確認を行う。

3 教材、学用品の調整等

- 市（教育委員会事務局）は、必要に応じて、被災した児童生徒に学用品の給与を行う。必要な教材・学用品は、基本的に通常、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 市（教育委員会事務局）は、被災の実態調査を行い、必要な物品等を調達する。被災した学校の管理運営に必要な需用費関係経費による設備等の復旧は、諸復旧計画と併せて処理する。

4 給食

- 各学校は、給食施設・設備及び給食物資納入業者の被害状況を把握し、必要に応じて、学校給食の献立変更又は中止などの措置をとる。また、復旧計画を策定する。
- 各学校は、各区、教育委員会事務局及びよこはま学校食育財団と連携して、可能な学校から逐次給食を実施する。

5 衛生管理

- 浸水被害を受けた学校は、校内全部、浸水を免れた学校は、便所等防疫上必要な箇所の消毒を行う。
- 各学校は、被災に伴う感染症の発生に留意する。感染症発生時は、区役所に届出を行い、適切な処置を講ずる。
- 各学校は、給食場、給食用設備、備品等の清掃及び消毒を実施するとともに、学校医・薬剤師、区役所等に依頼して、給食場等の衛生検査、給食従事職員の健康診断等を行う。また、給食従事職員及び給食物資納入業者の赤痢等感染症の発生状況を調査し、各区と連携して、防疫対策を行う。

第3節 保育の早期再開

- 市立保育所施設長は、所在区の区長の命を受けて、保育士をあらかじめ定めた配置につけ、児童の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動を行う。
- 市立保育所施設長は、災害時は、施設設備、周辺の被害状況等を調査し、被害状況を所在区及びこども青少年局に報告する。
- 市（こども青少年局）は、保育の早期再開のため、保育士など職員の適切な配置に努める。市域及び私立保育所の被害状況等から、必要と認めるときは、代替施設での臨時保育等を検討し、実施する。

第14章 災害ボランティア活動

第1節 専門ボランティア活動

○ 主な活動分野及び受入調整等は、次表のとおりとする。

主な活動分野	受入等
応急医療、保健、福祉、衛生等に関する業務（医師、歯科医師、看護師、薬剤師、保健師、助産師、社会福祉士等）	医療局又は医療調整チーム（医療従事者）が受入調整を行う。
①手話 ②要約筆記通訳（日本語）	健康福祉局が受入調整を行う。
理容師・美容師	横浜市理容連合会及び横浜市美容組合連絡協議会を通じて、医療局が受入調整を行う。
①獣医師等のペットの医療・飼養関係従事者 ②動物愛護団体等（ペットの保護収容・移送等）	医療局動物愛護センターが、横浜市動物救援本部への受入調整を行う。
児童福祉施設等（保育士・放課後キッズクラブ・学童クラブの専門職含む。）	原則、国・地方公共団体等からの応援で対応するものとし、こども青少年局が受入調整を行う。
アマチュア無線技士等	横浜市アマチュア無線非常通信協力会を通じて通信の協力を依頼し、各区で受入調整を行う。
外国語支援（通訳・翻訳）	横浜市外国人災害時情報センター（横浜市国際交流協会（YOKE）内）が受入調整を行う。

第2節 一般ボランティア活動

1 主な活動分野

○ 主に、①避難場所支援、②清掃（泥出し・片付け・美化活動）、③物資支援（仕分け・配分等）、④傾聴活動、⑤その他の支援を担う。

2 対応窓口の設置

- 市・区災害ボランティア（支援）センターのほか、一般的な申出や頻度の高い質問は、市コールセンターも一時案内窓口として活用する。
- 市（市民局、区）は、ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、職員を配置し、ボランティアの対応窓口を設置する。各区が窓口を設置したときは、市民局と共有する。

第3節 市災害ボランティア支援センター及び区災害ボランティアセンター

- 市社会福祉協議会及び横浜災害ボランティアネットワーク会議は、市を含めた三者による協議のもと、市の要請により、市災害ボランティア支援センターを設置する。
- 区社会福祉協議会及び区災害ボランティアネットワークは、区の要請により、災害ボランティアセンターを設置する。
- 区災害ボランティアセンターは、ボランティア希望者の受入れや被災者からのニーズ等の調整を実施する。

1 市災害ボランティア支援センターの主な役割

- (1) 区災害ボランティアセンターの状況把握（ボランティアニーズ、スタッフ、物資等）
- (2) ボランティア希望者に向けた情報発信（区災害ボランティアセンターの開設状況、ボランティアニーズなど）
- (3) 活動を希望するボランティア団体及びNPOとの調整、並びに区災害ボランティアセンター間の調整

(4) 市本部との連絡調整

2 区災害ボランティアセンターの主な役割

- (1) 被災者及び地域防災拠点からのボランティアニーズの収集
- (2) ボランティア希望者の受付
- (3) ボランティアニーズとボランティア希望者とのコーディネート、ボランティアの派遣
- (4) 区本部及び地域防災拠点、市災害ボランティア支援センターとの連絡調整

3 活動しやすい環境の確保

- 市（市民局、区）は、市・区災害ボランティア（支援）センターの活動拠点として、あらかじめ定めた施設を提供するとともに、活動に必要な事務用品（通信機器、コピー機、明細地図等）を可能な限り貸し出す。また、市及びボランティア双方の活動実施について、調整する。
- ボランティアは、その活動前に、災害に関するボランティア活動中に発生した事故に対して補償する保険に、社会福祉協議会で加入する。

4 ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報提供

- 市（市民局、区）は、ボランティアの協力を要する業務及び被災者のニーズ等を把握し、市・区災害ボランティア（支援）センターと共有する。また、全国のボランティアに対して、市・区災害ボランティア（支援）センター及び市ウェブサイト等を通じて、被災地の状況等と併せて情報提供する。

5 風水害時の市・区災害ボランティア（支援）センター設置

- あらかじめ被害が想定される場合は、市及び市社会福祉協議会は、設置について事前に協議を行う。

**第3部
応急対策**

地震・津波対策編

目次

第1章 地震対策	1
第1節 避難	1
1 避難指示の発令基準	1
2 指定緊急避難場所及び指定避難所（地域防災拠点）の開設	1
第2節 消防活動	1
1 応急活動の基本方針	1
2 消火活動	1
3 救助・救急活動	1
第3節 二次災害等災害の拡大防止	2
1 公共建築物等の被害状況の把握	2
第2章 津波対策	3
第1節 初動対応	3
1 津波警報等及び津波予報の発表	3
2 市及び防災関係機関による初動対応	3
3 沿岸住民、在泊船舶等への伝達	3
第2節 避難	3
1 避難対象区域	3
2 避難指示の発令基準	3
3 避難の基本	4
4 津波代替拠点（地域防災拠点の代替施設）の運用	4
第3章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	5
第1節 南海トラフ地震に関連する情報の発表	5
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	5
1 概要	5
2 市民及び事業者等の対応	5
3 防災関係機関の対応	6
4 市の対応	6

第1章 地震対策

第1節 避難

1 避難指示の発令基準

- (1) 地震に起因する火災の延焼拡大又はガス等の漏洩により、居住者、滞在者その他の者に生命の危険が及ぶと市本部長又は区本部長が認める場合
- (2) 崖崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、居住者、滞在者その他の者に生命の危険が及ぶと市本部長又は区本部長が認める場合
- (3) 市本部長又は区本部長が必要と認める場合

2 指定緊急避難場所及び指定避難所（地域防災拠点）の開設

(1) 基準

- 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生した場合は、全ての地域防災拠点を開設する。

(2) 開設方法

- 原則として、地域防災拠点運営委員会が開設する。
- 市（区、拠点参集職員、学校連絡調整者）は、速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受け入れに必要な措置を講じる。

第2節 消防活動

1 応急活動の基本方針

- 二次的に発生する火災が被害を増幅させることから、市は、発災後の初期段階から炎上火災の早期鎮圧及び拡大防止に総力をあげる。（消火活動の優先）
- 発災後の火災多発時は、消火活動に従事する一方で、建物の倒壊、崖崩れ、車両の事故など、複合的に災害が発生することから、適切な部隊運用を図る。（人命の救助、救急活動）
- 住民の安全避難を確保するため、避難が完了するまでの間、当該街区における火災の鎮圧及び拡大防止を図る。（安全避難の確保）

2 消火活動

- 現場指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断して、行動を決定する。
- 火災状況が消防力を下回るときは、消防隊等を集中させ一挙鎮圧を図る。火災状況が消防力を上回るときは、重要防御地区、消火有効地域、市街地火災、重要対象物、住民の安全確保を優先として消火及び延焼防止活動を実施する。

3 救助・救急活動

- 震災時の救助・救急活動は、救命活動優先、緊急度・重症者優先、幼児・高齢者優先、火災現場付近優先、救助・救急の効率重視、大量人命危険対象物優先の原則により、実施する。
- 火災の同時多発時は、消火活動を優先する。火災の拡大防止が図られた場合は、消火活動と並行して救助・救急活動を行う。原則として、消防署所周辺から対応し、大規模救助事象や医療機関の受入情報等を把握した場合は、消防署所周辺以外の救助・救急事象に対応できる体制に移行する。

第3節 二次災害等災害の拡大防止

1 公共建築物等の被害状況の把握

(1) 震度5強以上

- あらかじめ指定する関係団体の企業会員（即時出動者）は、市（建築局）の要請の有無にかかわらず、即時出動対象施設（区庁舎・消防署・病院等）の安全点検や応急措置を実施する。また、市の要請に応じて、他の公共建築物等についても安全点検や応急措置を実施する。
- 施設管理者は、施設の修繕が必要な個所を調査し、到着する即時出動者と協力して点検、必要に応じた応急措置を行う

(2) 震度5弱

- 関係団体の企業会員は、市（建築局）の要請に応じて、即時出動対象施設及び公共建築物等の安全点検や応急措置を実施する。
- 施設管理者は、その施設に被害が発生し、応急復旧が必要な場合は、市へ出動要請を依頼する。

第2章 津波対策

第1節 初動対応

1 津波警報等及び津波予報の発表

- 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生から約3分を目標に、津波警報等を発表する。津波警報等は、「大津波警報」、「津波警報」、「津波注意報」とする。
- 気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻、予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。
- 気象庁は、地震発生後、津波による災害が発生するおそれがない場合は、津波予報を発表する。
- 気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合、又は大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の潮位観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても津波の影響が生じる可能性がある旨を周知する。

2 市及び防災関係機関による初動対応

- (1) 市及び防災関係機関は、地震を感じたときは、直ちに情報収集に努める。
- (2) 市（みどり環境局、下水道河川局、港湾局）は、強い地震により防潮堤、護岸等の損壊のおそれがあるときは、津波災害の発生がないことを確認した後に職員を派遣し、防潮堤、護岸等の巡回調査を実施する。
- (3) 市（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区（以下「津波対策関係8区」という。）の消防署）は、津波警報等発表時は、消防隊等を沿岸地域及び河川流域周辺に派遣し、情報収集を行う。併せて巡回警戒、潮位観測等を行うが、二次災害防止のため、津波に関する情報収集体制を確保し、緊急退避を考慮しながら活動する。避難対象区域内で活動を行う場合は、津波に関する情報収集に努め、状況によっては活動を中止し、緊急退避する。

3 沿岸住民、在泊船舶等への伝達

- (1) 市（危機管理室）は、津波警報等が発表された場合は、沿岸住民、河川流域周辺住民等に広報する。
- (2) 市（津波対策関係8区及び所轄消防署、港湾局、みどり環境局、下水道河川局）は、津波警報等及び海面監視情報等を早期に掌握し、沿岸住民、河川流域周辺住民等に津波警報等を伝達し、海岸及び川岸から離れた高台等への避難を広報する。
- (3) 市（津波対策関係8区の消防署）は、津波警報等が発表された場合は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に定める標識により情報伝達を行う。
- (4) 横浜海上保安部は、津波警報等が発表された場合、港内及びその周辺海域の在泊船舶等に対して、情報伝達を行う。

第2節 避難

1 避難対象区域

- ①県が想定する慶長型地震の津波による浸水予測区域及び②河川遡上による影響を詳細に把握するため本市の検証において浸水可能性があるとした区域を合わせた区域とする。

2 避難指示の発令基準

- (1) 東京湾内湾を対象とする津波警報又は大津波警報が発表された場合

- (2) 東京湾内湾を対象とする津波注意報が発表された場合、かつ気象庁からの情報及び津波到達状況等から必要と認める場合
- (3) 市本部長又は区本部長が必要と認める場合

3 避難の基本

- 地震による大きな揺れを感じた場合、又は津波警報等の情報を得た場合は、市民等は自ら、直ちに避難することを判断し、海拔5 m以上の高台若しくは鉄筋又は鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難する。

4 津波代替拠点（地域防災拠点の代替施設）の運用

- 地域防災拠点運営委員会は、津波警報又は大津波警報が解除された場合は、地域防災拠点の被害状況を確認する。当該拠点が使用可能な場合は、その拠点を使用する。当該拠点が使用不能と認められる場合は、所在する区と協議のうえ、あらかじめ定める津波代替拠点を使用する。

第3章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

- 本章では、南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等における対策を定める。本章に定めのない事項は、共通対策、地震対策及び津波対策に係る記載を準用する。

第1節 南海トラフ地震に関連する情報の発表

- 気象庁は、南海トラフ地震を対象として、異常な現象を観測した場合、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。
- 「南海トラフ地震に関連する情報」は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」として発表する。
- 気象庁は、前記異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始する場合は、その旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。調査及び有識者による検討会での評価を経て、警戒又は注意を要する場合は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表する。
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合の情報の流れは、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（令和3年5月改定、内閣府）」による。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1 概要

(1) 巨大地震警戒（半割れケース）

- 最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認する。
- 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間は、巨大地震注意と同様に対応する。

(2) 巨大地震注意（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて、防災対応を準備・開始する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行う。
- 1週間経過後（又は巨大地震警戒から2週間経過後）は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。

2 市民及び事業者等の対応

- 市民及び事業者等は、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定して、次のとおり警戒レベルを上げて備える。
- 市民は、地震に伴って土砂災害が発生する危険性が高い箇所を特定することは難しいことを前提に、自ら不安がある場合は、知人・親類宅への避難など身の安全を守るための対応を検討する。
- 市民は、住宅の耐震性に不安がある場合は、知人・親類宅等への避難等を検討する。
- 事業者は、平常時からの地震への備えを再確認するなど警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じた防災対応を行い、できる限り事業継続に努める。事業継続に当たっては、一時的には企

業活動が低下しても、後発地震が発生した場合に、総合的に事業継続・早期復旧できるよう努める。

- 事業者は、大規模地震発生時に従業員などの生命に危険が及ぶことが明らかな場合は、回避するための措置を講じる。
- 事業者は、その事業所又は管理する施設の規模、立地、利用者等の状況を勘案して、従業員及び利用者の安全を確保する。また、施設の点検等を実施して、大規模地震の発生に備える。
- 不特定多数の者が利用する施設、危険物取扱施設等は、出火防止措置などの施設点検を実施する
- 幼稚園、学校等は、立地等の状況を勘案して、児童生徒等の保護の方法を定める。
- 社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法などについて、施設の種類並びに耐震性及び耐浪性を考慮して対応方法を定める。

3 防災関係機関の対応

(1) 県警察

- 県警察は、犯罪及び混乱防止等に関する措置として、情報の収集・伝達（情報収集、県及び市が行う南海トラフ地震臨時情報等の伝達への協力）、関係機関との相互連絡、広報等を実施する。
- 県警察は、南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、社会秩序維持に万全を期する。
 - ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
 - イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
 - ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
 - エ 混乱等の防止と人命の保護
 - オ 重要施設等の警戒
 - カ 民間防犯活動等に対する指導

(2) 放送機関（放送事業者）

- 放送事業者は、市民等に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、市民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

(3) 鉄道機関（鉄道事業者）

- 鉄道事業者は、利用者等に対して、当該情報を伝達する。
- 鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行のために必要な対応を行う。津波による浸水のおそれがある地域は、必要な対応を行う。

4 市の対応

- 市は、地震又は津波が発生している場合は、災害の規模又は被害状況等に応じて、応急対策を行う。
- 市は、市域において地震等の被害が発生していない場合は、気象庁が発表する情報に応じて、応急活動体制を執る。
- 市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、情報収集体制を確立する。情報収集体制では、平常時の組織体制のもと、情報収集を行い、必要に応じて上位体制に移行できるよう準備する。南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、又は災害が発生するおそれがないと認める場合は、廃止する。

**第3部
応急対策**

風水害対策編

目次

第1章 予報・警報等の発表等及び被害等の未然防止	1
第1節 気象庁（横浜地方气象台及び気象庁大気海洋部）が行う予報・警報等	1
1 一般の利用に適合する注意報及び警報	1
2 水防活動の利用に適合する注意報及び警報	1
3 土砂災害警戒情報	1
4 気象業務法に基づく警報事項の通知	1
5 多摩川、鶴見川洪水予報	1
6 地方海上警報	2
7 気象情報	2
第2節 気象庁又は防災関係機関が行う気象通報	2
1 火災気象通報	2
2 電話気象通報	2
第3節 防災関係機関等（気象庁を除く。）からの情報	2
第4節 水防警報	2
第5節 被害等の未然防止	3
1 情報受伝達	3
2 市民等への伝達及び注意喚起等	3
3 施設及び事業者、学校等における対策	3
第2章 水防活動	4
第1節 警戒活動	4
1 河川等の監視、警戒	4
2 農業用取水堰の操作	4
3 情報受伝達	4
第2節 決壊等の通報及び決壊後の措置	4
第3節 水防用資機材の調達及び輸送	4
第4節 公用負担	4
第3章 高潮災害対策	6
第1節 主な活動	6
1 潮位の観測及び異常発見時の措置	6
2 公共上屋の防潮対策の実施	6
3 市民への情報の提供、避難の指示等	6
4 港湾施設等の被害状況の把握	6
5 港湾施設工事箇所における防災対策	6
第2節 港湾施設対策	6
1 在港船対策	6
2 横浜港内の障害物の除去	7
3 通信連絡体制の確保	7
第4章 土砂災害対策	8
第1節 前兆把握及び早期避難	8
1 前兆現象等の早期把握	8
2 事前の避難	8
3 緊急警戒・巡視	8
4 住民等への情報伝達	8
第2節 二次災害防止	8
1 崖の監視	8

2	被災宅地の調査	8
3	警戒区域の設定等	9
4	応急対策事業等の実施	9
5	防災体制の整備	9
第3節	施設の応急復旧	9
第5章	避難	10
第1節	風水害（一定の程度において、発生が予測できる災害）時の避難行動	10
1	避難行動の基本	10
2	風水害時の避難行動のパターン	10
第2節	避難指示等	10
1	避難指示等の発令及び避難行動の目安	10
2	河川（洪水）に関する発令基準及び解除の目安	11
3	土砂災害に関する発令基準及び解除の目安	12
4	高潮に関する発令基準及び解除の目安	13
第3節	避難場所の開設	13

第1章 予報・警報等の発表等及び被害等の未然防止

第1節 気象庁（横浜地方気象台及び気象庁大気海洋部）が行う予報・警報等

1 一般の利用に適合する注意報及び警報

- 気象庁は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に、地域を分けて注意報又は警報を行い（以下「気象警報等」という。）、地域住民、防災関係機関等に注意・警戒を喚起する。
- 注意報は、気象等の現象により、災害が起きるおそれがあると予想される場合に行う。種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、着水注意報、着雪注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。
- 警報は、気象等の現象により、重大な災害が起きるおそれがあると予想される場合に行う。種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称する。大雨警報は、警戒が必要な災害（土砂災害、浸水害）を示して発表する。地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行う。
- 特別警報は、警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に発表する。

2 水防活動の利用に適合する注意報及び警報

- 暴風雨、大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行う水防活動用の気象注意報及び警報は、前1項の大雨注意報及び警報の発表を、水防活動用の洪水及び高潮に関する注意報及び警報は、前1項の洪水及び高潮に関する注意報及び警報の発表をもって代える。

3 土砂災害警戒情報

- 県及び横浜地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長が避難指示等を発令する際の判断及び住民の自主避難の参考となるよう、土砂災害警戒情報を発表[※]する。
- ※ 土砂災害は、土壌中の水分量が多いほど発生可能性が高く、何日も前に降った雨が影響する場合もあることから、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す指標として、土壌雨量指数を用いて、土砂災害警戒情報の発表基準とする。
- 発表対象地域は、市北部（鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区）、市南部（西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区）に区分する。

4 気象業務法に基づく警報事項の通知

- 横浜地方気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条及び同法施行令第7条の定める警報事項の通知を、県内防災関係機関に対して行う。

5 多摩川、鶴見川洪水予報

- 洪水による被害の発生が予想される場合は、洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）を発表する。
- 気象庁大気海洋部及び国土交通省関東地方整備局は、多摩川洪水予報を発表する。
- 横浜地方気象台及び京浜河川事務所は、鶴見川洪水予報を発表する。

6 地方海上警報

- 気象庁大気海洋部は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県沿岸を含む関東海域に対して、地方海上警報を発表する。発表した地方海上警報は、海上保安庁第三管区海上保安本部から、無線通信により関係船舶に通報される。
- 地方海上警報は、海上風警報、海上濃霧警報、海上強風警報、海上暴風警報、海上台風警報、海上警報解除とする。

7 気象情報

- 横浜地方気象台は、24 時間から 2～3 日先までに災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のある場合、又は警報・注意報発表時にその利用価値を高め、防災対策の支援効果を高めるために、現象の推移、観測成果、注意事項などを具体的に知らせる必要がある場合は、気象情報を発表する。
- 気象庁は、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」が出現し、かつ県内で数年に 1 回程度出現する記録的な短時間の強雨が観測又は解析された場合※は、「記録的短時間大雨情報」を発表して、広く警戒を呼びかける。

※ 神奈川県における運用基準は、1 時間当たり雨量 100 mm 以上

第 2 節 気象庁又は防災関係機関が行う気象通報

1 火災気象通報

- 横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、湿度及び風速の基準により、県（くらし安全防災局）に通報する。ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

2 電話気象通報

- NTT 東日本又は NTT 西日本は、(財)日本気象協会から提供される、一般の利用に適合する注意報及び警報を、天気予報と併せて 177 自動応答装置により一般の利用者に案内する。

第 3 節 防災関係機関等（気象庁を除く。）からの情報

- 市は、気象解析等業務委託機関からの情報として、横浜防災気象情報（時系列予測情報、降水量情報、臨時情報（警戒情報）、概況）、天気予報、降水短時間予測、気象レーダ、アメダス、気象衛星ひまわり雲画像、天気図、台風情報、地震情報、津波予報、警報注意報を把握する。
- 市は、必要な情報を、横浜市雨量監視システム（レインアイよこはま）、横浜市水防災情報システム、消防局通信指令システム（気象情報）、同雨量情報、横浜市地震情報その他各区局所管のシステム、国・県が配信する河川水位情報から収集する。
- 市（西区、保土ヶ谷区）は、河口橋、内海橋及び元平沼橋付近に設置した水位計により、河川水位の上昇を把握する。
- 京浜河川事務所は、「河川警報装置の運用に関する覚書」、「鶴見川における河川情報提供に関する覚書」に基づき、鶴見川流域の国土交通省所管地域における水位、その他の情報を市に提供する。

第 4 節 水防警報

- 国土交通大臣及び県知事は、あらかじめ指定した河川及び海岸について、水防法第 16 条第 1 項に基づく水防警報を行う。水防警報の種類は、待機、準備、出動、指示、解除とする。

第5節 被害等の未然防止

1 情報受伝達

- 市（危機管理室）は、横浜地方気象台（NTT 東日本又はNTT 西日本経由）、県（防災行政通信網）、総務省消防庁（Jアラート）及び気象解析等業務委託機関から、気象等に関する情報を収集する。
- 市（各区局）は、気象の悪化が予想されるときは、テレビ・ラジオの情報に注意し、気象状況の早期把握に努める。自ら整備する機器を保有する区局は、それにより、情報を収集する。
- 防災関係機関は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を、県及び市（関係区）に通知する。市（各区局）は、必要な情報を収集・共有して、対応する。

2 市民等への伝達及び注意喚起等

- 市（各区局）は、必要に応じて、市域に関する気象警報等又は土砂災害警戒情報が発表された旨及び避難喚起等市民等がとるべき行動について、直接、又は施設管理者等を通じて、市民及び施設利用者等に伝達する。気象通報及び気象情報が発表された場合は、必要に応じて、同様に行う。
- 市（各区）は、資料編に定める要配慮者利用施設等の所有者及び管理者等又は自衛水防組織の構成員に対して、施設所在区の区役所から、浸水又は土砂災害に関する警報等を伝達する。
- 市（危機管理室）は、京浜河川事務所と締結する覚書に基づき、洪水時等における鶴見川の水位状況、降雨状況、水位予想等について、流域住民に広報する。広報及び避難指示は、国土交通省所有の河川警報装置を使用する。また、必要に応じて、放送事業者にラジオ放送を要請する。
- 市（下水道河川局）は、市内で特に利用者の多い親水拠点等に設置した警報装置から、回転灯及び音声により、その危険性について利用者の視覚及び聴覚に訴える広報を実施する。
- 市（各区）は、特に河川に関する情報に注意を要する地域には、警報システム、スピーカー等により、地域住民等に対して、水位上昇時の広報、水害の注意喚起、避難指示等を実施する。

3 施設及び事業者、学校等における対策

- 施設及び事業者、学校等は、気象警報等若しくは土砂災害警戒情報等の発表時、又は発表が予想される場合は、利用者の安全確保対策を講じる。必要に応じて、施設の開閉、臨時休校等を行う。
- 施設管理者等は、被害を未然に防止するため、施設内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、重要機器・物品類の管理の徹底、安全な場所への移動などを行う。
- 各学校は、重要書類、備品類、理化学実験用危険薬品類等の安全保管及び非常持出について準備し、被害を最小限にする。給食施設は、機器及び在庫物資が被害を受けないように適宜措置する。
- 市（工事発注区局、土木事務所）は、建設工事現場について、工事現場、又はこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合には、建設現場での二次災害の未然防止策を実施する。
- 東京ガスネットワーク(株)は、風水害の発生が予想される場合は、必要なガス供給設備を巡回点検する。

第2章 水防活動

第1節 警戒活動

1 河川等の監視、警戒

- 市（下水道河川局、土木事務所、消防署等）は、随時、区域内の河川等（下水等の内水を含む。以下同じ。）を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに各管理者に所管局から連絡して必要な措置を求める。
- 市は、気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒を強め、即時に対応できるよう備える。（非常警戒）
- 監視及び警戒に当たっては、重要水防区域及び箇所、浸水想定区域、護岸工事等の施工中の箇所、浸水履歴のある箇所に重点を置く。
- 市（区、土木事務所、消防署）は、親水拠点警報装置、警戒の実施等により、河川の急な増水から親水拠点等にいる者の安全を確保する。

2 農業用取水堰の操作

- 市（土木事務所）は、農業用取水堰の管理者に適切な操作を行うよう依頼し、水災を未然に防止するよう措置する。みどり環境局は、農業用取水堰の実態を各区に通知する。

3 情報受伝達

- 市（各区局）は、災害及び被害等に関する情報収集、関係機関等との連絡、及び区域住民に対する必要な広報、避難指示等を実施する。

第2節 決壊等の通報及び決壊後の措置

- 市（下水道河川局、危機管理室、区）は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、該当する河川に応じて、横浜治水水防支部、厚木土木東部センター水防支部、藤沢土木水防支部、川崎治水水防支部及び氾濫が予想される隣接市町村にその旨を通報する。また、鶴見川（国土交通省管理区間）の決壊等は、京浜河川事務所に通報する。
- 堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、市（区、消防署）は、住民の救出及び避難を第一に行う。
- 堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、市（土木事務所）は、横浜建設業防災作業隊等の機関と協力して、決壊箇所に応じた水防工法を行い、可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。

第3節 水防用資機材の調達及び輸送

- 市（土木事務所）は、市水防倉庫備蓄資機材を使用する。資機材の輸送は、保有車輛を活用するものとし、不足する場合は共通対策のとおり行う。あらかじめ定める方法により緊急調達してもなお不足する場合は、県に対して、資機材の提供を要請する。

第4節 公用負担

- 市長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第28条に基づく権限を行使することができる。この場合において、公用負担命令権限書を提示し、公用負担命令書を発行して行う。
 - (1) 必要な土地の一時使用

- (2) 土砂、竹木その他の資材の使用又は収用
- (3) 車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

第3章 高潮災害対策

第1節 主な活動

1 潮位の観測及び異常発見時の措置

- 市は、潮位の異常を認めたときは、必要に応じて潮位の状況を監視するとともに、市民等への広報、避難指示等を実施する。施設の開放が危険と認める場合は、閉鎖などの措置をとる。関係区局は、沿岸6区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区）、内陸3区（南区、保土ヶ谷区、港北区）、みどり環境局、下水道河川局、港湾局、消防局、危機管理室とする。

2 公共上屋の防潮対策の実施

- 市（港湾局）は、気象警報等、特別警報、又は台風に関する情報に基づき、公共上屋へ水害等の影響が予想される場合に、公共上屋の防潮扉の閉鎖、及び水害を防止又は軽減する対策を指定管理者に指示し、必要に応じて自ら実施する。
- 市（港湾局）は、指定管理者を通じて、公共上屋利用者に気象情報を連絡する。また、必要に応じて、公共上屋利用者に防潮扉の閉鎖及び水害防止対策の実施を指示する。
- 市（港湾局）及び指定管理者は、必要に応じて防潮扉の閉鎖及び水害防止対策を自ら実施する。

3 市民への情報の提供、避難の指示等

- 市（みどり環境局、港湾局）は、気象警報等又は台風に関する情報に基づき、横浜港沿岸部の市民利用施設及びその利用者への水害等の影響が予想される場合は、利用者に対して気象情報を提供するとともに避難指示等を行う。また、施設の開放が危険と認める場合は、閉鎖等の措置をとる。
- 市（港湾局）は、公共ふ頭内等に立地する、本牧海づり施設、大黒ふ頭中央公園等の所管市民利用施設について、必要な措置を行う。
- 市（みどり環境局）は、海の公園、山下公園、野島公園について、必要な措置を行う。また、柴漁港、金沢漁港に対して、気象情報の連絡を行う。

4 港湾施設等の被害状況の把握

- 市（港湾局）及び指定管理者は協力して、港湾施設等の巡回等を行い、被害状況を把握し、必要な情報を共有する。

5 港湾施設工事箇所における防災対策

- 市（港湾局）は、風水害の発生が想定される場合、工事担当課を中心として、工事請負人及び関係機関と密接な連絡を取り、工事請負人に工事箇所の防災対策の徹底を指示し、建設現場における被害発生の防止を図る。この場合において、職員は気象情報に留意し、動員等を確認して備える。
- 市（港湾局）は、工事箇所において被害が発生した場合は、工事請負人に二次災害の発生防止のための応急対策を指示する。

第2節 港湾施設対策

1 在港船対策

- 台風の来襲が予想される場合で、京浜港台風対策協議会の協議に基づき、京浜港長が発令する警戒体制の指導・勧告があった場合は、市（港湾局）は、在港船に対して、避難の順序等の運航スケジュールを調整し、水先人、曳船等をあつ旋して、円滑な避難を図る。

- 市（港湾局）は、在港船の避難に際して、避難船舶の運航調整、水先人等のあつ旋に要する人員を配備する。また、巡視、連絡用として、人員を配備し、港務艇を出動させる。
- 市（港湾局）は、「災害時における曳船の協力に関する協定」に基づき、民間の曳船について、在港船の避難に係る協力を求める。

2 横浜港内の障害物の除去

- 台風通過後の港内清掃は、横浜港の清掃実施団体である（社）横浜清港会が実施する。加えて、海面に漂流する障害物の除去は、市が保有する港務艇及び（社）横浜清港会の清掃船により実施する。必要により、「災害時における曳船の協力に関する協定」に基づき曳船の協力を要請し、曳航一時係留して航行の支障とならない措置をした後、適宜処理する。
- 市（港湾局、資源循環局）は、河川から流入する流木等の障害物について、適切に処理する。

3 通信連絡体制の確保

- 港内の船舶航行の安全、海難防止及び災害発生に際しての適切な処置を図るため、市港務艇は、国際 VHF 無線よこはまポータラジオ局（東洋信号通信社）等により、必要な情報を収集する。また、港湾局内における連絡体制を確保する。
- 市（港湾局）は、防災行政用無線を開局して、各所からの必要な情報を収集するとともに、連絡体制を確保する。

第4章 土砂災害対策

第1節 前兆把握及び早期避難

- 市（区、消防署、土木事務所）は、区域の降雨量を把握するとともに、地域住民等と協力し、大雨警報、土砂災害警戒情報、顕著な大雨に関する気象情報及び記録的短時間大雨情報等が発表されたとき又は区域内に相当の降雨があったときは、次により市民等の早期の避難対策を講ずる。

1 前兆現象等の早期把握

- 市は、局地的な降雨等の情報、神奈川県土砂災害警戒情報システムによる土砂災害警戒情報を補足する情報の把握に努めるとともに、崖崩れの前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努め、市民等の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。
- 市民等は、前兆現象を発見した場合は、区役所に連絡する。

2 事前の避難

- 市（各区）は、危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行う。
- 市民等は、切迫した状況と判断したときは、自主的に避難する等の適切な行動をとる。

3 緊急警戒・巡視

- 市（建築局、区）は、土砂災害の発生が予想される場合は、次の箇所を中心に警戒・巡視体制を強化する。
 - (1) 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のものを重点に行う。）
 - (2) 土砂災害警戒区域等
 - (3) 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）
 - (4) 災害経歴箇所（特に最近崖崩れがあった箇所を重点に行う。）

4 住民等への情報伝達

- 区本部長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、即時避難指示対象区域の住民等に対して避難指示を発令する。その他の崖地についても、前兆現象を把握したとき等土砂災害の発生が予想される場合は、適宜、避難指示を発令する。特に、具体的に危険が予想される住民等には、個別伝達に努める。
- 避難指示等の発令は、あらかじめ各区が作成する「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

第2節 二次災害防止

1 崖の監視

- 市（区、土木事務所、消防隊等）は、行方不明者等の搜索活動、応急工事等に当たっては、降雨等の気象状況に注意するとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について監視を行う。

2 被災宅地の調査

- 市（建築局）は、豪雨等に伴い宅地災害が広範囲に発生した場合、被害の発生状況を把握するため、被災宅地危険度判定士等の協力を得て調査を行う。

3 警戒区域の設定等

- 市本部長又は区本部長は、安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示等を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等必要な措置を行う。

4 応急対策事業等の実施

- 崖地の所有者等は、降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により再崩壊の防止に努める。
- 崖地の所有者等による応急対策が困難な場合、市（建築局）は、崩壊した崖面に防災シート被覆等を行うなど応急資材を整備する。
- 土砂災害が発生し、放置すれば崖崩れ被害が拡大する等の二次災害が発生するおそれのある場合は、市（建築局）は、土地所有者等が行う応急的な仮設対策工事にかかる費用を要綱に基づき助成する。（応急仮設工事助成金、緊急応急対策工事助成金）

5 防災体制の整備

- 市（建築局）は、大雨警報が発表された場合、区本部の要請に応じて職員を派遣し、土砂災害発生時の対応や応急資材整備（防災シート等）の実施にあたり、技術的なアドバイスをするなど、区と連携した対応を行う。
- 市（建築局）は、市内で崖崩れが同時多発するおそれがある場合は、崖崩れ対策本部を設置して、区役所等と連携を図り崖崩れの情報収集や現地調査等を実施する。

第3節 施設の応急復旧

- 道路は、法面崩壊、盛土欠壊、路面埋没等が予想されるが、被災直後、緊急に最小限の交通路を確保する必要があることから、市は、迂回路等を確保するとともに、施設の緊急復旧を行う。
- 鉄道は、線路施設、電気施設の破損等の被害が予想されるが、緊急輸送のため確保すべき路線から重点的に復旧する。
- 河川、海岸、急傾斜地崩壊防止施設等の国土保全施設に被害が発生した場合は、二次災害防止のため、市及び施設管理者は連絡を密にし、堆積土砂の除去、土留工事等による応急復旧を実施する。
- 通信事業者は、緊急に現地や避難場所等に臨時の通信機能を確保するとともに、電話回線等が被災した場合には、その応急復旧を行う。
- 電気、ガス、水道施設等のライフライン施設は、その社会的、経済的重要性から早期復旧に努める。

第5章 避難

第1節 風水害（一定の程度において、発生が予測できる災害）時の避難行動

1 避難行動の基本

- 避難行動は、数分後から数時間後に起こるかもしれない災害から、命を守るための行動である。居住地の地形、住宅構造、家族構成等によりとるべき避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、市民等が自らの判断で避難行動をとることが原則かつ重要である。
- 市民等は、自らの命は自らが守るという意識を持ち、避難指示等が発令された場合は勿論のこと、発令される前であっても、警戒レベル相当情報等に留意し、災害が発生する前に、自らの判断で自発的に避難行動をとる。特に、避難行動に時間を要すると予想される場合は、早期の避難を考慮する。

2 風水害時の避難行動のパターン

(1) 立ち退き避難（水平避難）

避難場所、近くの高台、公園、近隣の高い建物、強度の強い建物など安全な場所に避難する。

(2) 屋内安全確保

ア 建物（屋内）の2階以上の安全を確保できる高さへの避難（垂直避難）

イ 夜間、危険が差し迫っている場合など、屋外へ避難することでかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、建物内のより安全な場所へ待避する。

第2節 避難指示等

1 避難指示等の発令及び避難行動の目安

- 区本部長又は市本部長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民等の迅速かつ円滑な避難行動を促すため、避難指示等が発令する。早い段階での高齢者等避難の指示、屋内での安全確保措置の指示等、災害の性質及び発災時の状況、対象者等を考慮して発令する。
- 避難指示等は、危険の切迫性に応じて伝達文を工夫し、対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるようにする。5段階の警戒レベル及び対応する避難等行動の促進を伝達する等、市民等の積極的な避難行動を喚起する。
 - (1) 【警戒レベル1】早期注意情報（警報級の可能性）
 - 気象庁が発表する。
 - 市民等は、防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
 - (2) 【警戒レベル2】大雨・洪水・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）
 - 気象庁が発表する。
 - 市民等は、ハザードマップ等により、災害リスク、避難場所及び避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備えて自らの避難行動を確認する。
 - (3) 【警戒レベル3】高齢者等避難
 - 区本部長又は市本部長は、避難の準備を促すため、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の住民等に対し、高齢者等避難を発令する。
 - 市民等のうち、避難に時間を要する高齢者等の災害時要援護者は、立ち退き避難する。
 - 市民等は、立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始するよう努める。特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害は、避難準備が整い次第、立ち退き避難するよう努める。
 - (4) 【警戒レベル4】避難指示

- 区本部長又は市本部長は、災害のおそれがある場合等において特に必要と認める地域の住民等に対し、避難行動が必要な地域を示して発令する。
 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況であることから、市民等は、緊急的に避難する。指定緊急避難場所等の避難場所等への立ち退き避難に限らず、近隣の安全な場所・建物等への避難を行う。屋外が危険な場合は、命が助かる可能性を高める避難行動として、屋内安全確保を行う。
- (5) 【警戒レベル5】緊急安全確保
- 区本部長又は市本部長は、災害が切迫している場合、又は既に災害が発生している場合において、地域の住民等に対し、命を守るための最善の行動を促すため、緊急安全確保を発令する。
 - 災害が切迫している状況、又は既に災害が発生している状況であることから、市民等は、命を守るための最善の行動をとる。

2 河川（洪水）に関する発令基準及び解除の目安

(1) 河川に係る発令基準及び発令

ア 洪水予報河川及び水位周知河川等※

※ 一部水位計には、避難判断水位または氾濫危険水位が設定されていない

(7) 発令基準

	洪水予報河川 (鶴見川、多摩川)	水位周知河川	
		県水防計画に定める基準水位 観測所（右記を除く。）	市が独自に設置する 水位観測所
警戒レベル3	<input type="checkbox"/> 避難判断水位に到達し、上流域の降雨等により、引き続き水位上昇が見込まれる場合 <input type="checkbox"/> 漏水等が発見された場合 <input type="checkbox"/> 夜間から明け方に台風の接近、通過又は線状降水帯の形成が予想され、大雨警報等の発表など多量の降雨が見込まれる場合（夜間から明け方に避難指示の発令が予想される場合） <input type="checkbox"/> 市本部長又は区本部長が必要と認める場合		
警戒レベル4	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位に到達した場合	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位に到達し、上流域の降雨等により、引き続き水位の上昇が見込まれる場合	
	氾濫注意水位を超えた状態で、 <input type="checkbox"/> 急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 <input type="checkbox"/> 台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合		(氾濫危険水位によらず、)
警戒レベル5	<input type="checkbox"/> 異常な漏水等が発見された場合 <input type="checkbox"/> 市本部長又は区本部長が必要と認める場合		
	警戒レベル4を発令した後に、以下項目に該当する場合に発令することができる。 <input type="checkbox"/> 垂直移動等の緊急的に安全を確保する行動を求める場合 <input type="checkbox"/> 災害が切迫している状況である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 越水・溢水のおそれがある場合 ・ 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 「氾濫発生情報」が発表された場合 ・ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 <input type="checkbox"/> 決壊や越水・溢水が発生している場合 <input type="checkbox"/> 市本部長又は区本部長が必要と認める場合		

(4) 発令

- 区本部長又は市本部長は、発令基準に達した場合、発令する。
- イ 洪水予報河川及び水位周知河川以外の小河川
- 区本部長又は市本部長は、河川の特性や水位等の状況、過去の災害状況等を鑑み、立ち退き避難の必要性の有無について検討し、避難情報発令を判断する。氾濫が発生した場合は、現場の氾濫状況を確認後、避難対象区域を選定し、警戒レベル4又は5を発令する。

(2) 想定最大規模降雨による浸水想定区域に係る発令基準及び発令

ア 発令基準

- 大雨特別警報が発表され、その後関係機関から助言*された場合

* 横浜地方気象台による「最大規模の降雨」の予想、京浜河川事務所からの水位情報の助言

イ 発令

- 市本部長は、想定最大規模降雨による浸水想定区域全域に発令する（徐々に拡大しない）。
- 市本部長による指示等の発令までの間は、計画規模の浸水想定区域を参考として、区本部長が避難指示等を発令する。

(3) 解除の目安

ア 避難指示等の判断基準に該当しなくなったと認められる場合

イ 河川水位の低下等により、家屋への浸水被害がないと認められる場合

ウ 滞水地域から水が引き、日常生活に支障がないと認められる場合

* 指定緊急避難場所等での避難者の有無は考慮しない。（以下、各項同じ）

3 土砂災害に関する発令基準及び解除の目安

(1) 発令基準

	即時避難指示対象区域	左記以外の崖地
警戒レベル3	<input type="checkbox"/> 日没から日出までの間に、土砂災害警戒情報の発表が予想される場合 <input type="checkbox"/> 昼間でも、台風などにより土砂災害警戒情報の発表が予想され、風雨の影響により避難に支障が生じる可能性があり、市民に早めの避難を呼びかける必要がある場合 <input type="checkbox"/> 市本部長又は区本部長が必要と認める場合	—
警戒レベル4	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 顕著な大雨に関する気象情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 土砂災害の前兆現象が発見された場合 <input type="checkbox"/> 市本部長又は区本部長が必要と認める場合	—
警戒レベル5	警戒レベル4を発令した後に、以下項目に該当する場合に発令することができる。 <input type="checkbox"/> 垂直移動等の、緊急的に安全を確保する行動を求める場合 <input type="checkbox"/> 災害が切迫している状況である場合 ・ 即時避難指示対象区域において、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・ 土砂災害の前兆現象が発見された場合 ・ 避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 <input type="checkbox"/> 土砂災害が発生した場合 <input type="checkbox"/> 市本部長又は区本部長が必要と認める場合	

* 市（各区局）は、県（県土整備局）が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難指示等の発令及び屋内安全確保の指示の参考とする。

(2) 発令

ア 即時避難指示対象区域に対する警戒レベル3の発令

- 区本部長は、市本部からの発令指示（発令時刻を含む）に従い、又は自らの判断により、発令する。
- 区本部長は、発令予定時刻を市本部に報告する。

イ 即時避難指示対象区域に対する警戒レベル4の発令

- 区本部長又は市本部長は、警戒レベル4の発令基準に達した場合、一斉に発令する。

ウ 即時避難指示対象区域以外の崖地

○ 区本部長又は市本部長は、発令基準に達した場合、発令する。

(3) 解除の目安

ア 即時避難指示対象区域に対する警戒レベル3発令中において、土砂災害警戒情報発表の可能性がなくなった旨の情報が気象台等から得られた場合

イ 即時避難指示対象区域に対する警戒レベル4発令中において、土砂災害警戒情報が解除された場合

ウ 即時避難指示対象区域以外の崖地においては、ア及びイに準ずるほか、次を参考とする。

(7) 当該崖地が、警戒レベル4等の判断基準に該当しなくなったと認められる場合

(4) 雨が止んでから一定時間が経過し、危険な状況ではないと判断する場合

4 高潮に関する発令基準及び解除の目安

(1) 発令基準

	基準
レ警戒 レベル 3	<input type="checkbox"/> 横浜地方気象台から高潮注意報(T.P.+1.4m)が発表された場合、かつ人的被害の発生する可能性が高い場合
レ警戒 レベル 4	<input type="checkbox"/> 横浜地方気象台から高潮警報(T.P.+2.3m) 又は高潮特別警報が発表された場合、かつ人的被害の発生する可能性が明らかに高い場合
レ警戒 レベル 5	<input type="checkbox"/> 警戒レベル4発令後に、以下項目に該当する場合に発令することができる。 <ul style="list-style-type: none">● 垂直移動等の緊急的に安全を確保する行動を求める場合● 災害が切迫している状況である場合<ul style="list-style-type: none">・ 潮位が警戒区域内における護岸の最も低い部分に到達した場合、かつ人的被害の発生する危険性が非常に高い場合 又は、 <ul style="list-style-type: none">・ 人的被害が発生している場合・ 高潮により沿岸地域の広範囲にわたり浸水する恐れがある状況の場合 ● 高潮により沿岸地域の広範囲にわたり浸水が発生した場合 <input type="checkbox"/> 高潮氾濫発生情報が発表された場合

(2) 発令

区本部長又は市本部長は、発令基準に達した場合、発令する。

(3) 解除の目安

ア 発令基準に該当しなくなったと認められる場合

イ 危険な状況ではないと判断する場合

第3節 避難場所の開設

○ 市(各区)は、避難指示等を発令した場合は、原則として、指定緊急避難場所を開設する。災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ指定する指定緊急避難場所以外の施設等を施設管理者等の同意のうえ避難場所として開設することができる。

○ 市(各区)が、指定緊急避難場所を開設する場合において、当該市立学校等の地域防災拠点運営委員会等の地域住民は、必要に応じて施設の開錠などについて協力する。当該学校の教職員は、開設を支援する。

**第3部
応急対策**

その他自然災害対策編

目次

第1章	雪害対策	1
1	情報の収集及び伝達	1
2	道路交通及び輸送の確保	1
3	被災者等の受入れ	1
4	施設管理者の対策	1
5	その他 市の対策	1
第2章	火山災害対策	2
第1節	火山噴火警報等	2
第2節	避難	2
第3節	情報受伝達等	2
第4節	消防活動	2
第5節	交通対策	2
第6節	都市機能・ライフライン等の応急復旧	3
1	道路	3
2	鉄道	3
3	電気	3
4	水道	3
5	下水道	3
第7節	宅地等の降灰対策	4
1	宅地等	4
2	河川	4
3	農作物・畜産	4
第8節	火山灰の収集・処分等	4
第9節	健康被害への対策	5
第10節	施設管理者等の対策	5
第11節	業務継続	5

第1章 雪害対策

1 情報の収集及び伝達

- 市（各区局）は、気象・積雪情報、ライフライン・交通情報、所管する施設・区域における人的・物的被害状況、市民の避難・帰宅困難者等の状況等について、収集し、把握する。

2 道路交通及び輸送の確保

- 市は、道路、交通機能に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、計画的に除雪を行う。道路局、土木事務所及び港湾局は、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に早い段階から降雪対策を行い、必要に応じて凍結防止対策を講じる。消防局は、消防水利確保のための除雪を行う。
- 市（交通局）は、道路局及び土木事務所と連携して、市営バスの運行確保に努める。また、市営地下鉄の除雪用列車等必要な措置を講ずる。

3 被災者等の受入れ

- 市（各区）は、家屋損壊等による被災者が発生した場合は、地域防災拠点、地区センター、スポーツセンター、公会堂などの公共施設を避難場所として提供し、毛布等の供給など必要な協力を行う。
- 公共交通機関の途絶により帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合かつやむを得ない場合は、市（各区）は、駅周辺の一時滞在施設などを活用して受入れを行う。

4 施設管理者の対策

- 市（施設所管区局）及び施設管理者は、除雪・融雪等の措置を講じ、利用者等の安全を確保する。また、施設の開設状況、大雪・道路交通に関する情報など、適宜、利用者等に情報を提供する。
- 市（危機管理室）は、市本部設置時において、市民生活に大きく影響を及ぼすと予想される市民利用施設の情報などについて、適時、広報を実施する。

5 その他 市の対策

- 市（みどり環境局）は、公園の倒木等による二次災害を防止する。また、農業用施設等の被害状況の把握及び関係機関との調整を行う。
- 市（資源循環局）は、ごみ収集作業実施のため、収集計画の作成、処理施設等の受入確保等、除雪、凍結防止等必要な措置を講じる。
- 市（建築局）は、状況に応じて、崖地対策を講じる。
- 市（経済局）は、市場を維持管理するとともに、流通状況を把握する。
- 市（消防局）は、救急要請の増加に対応するため、救急隊、指令管制員を増強する。

第2章 火山災害対策

第1節 火山噴火警報等

- 気象庁は、火山活動の観測・監視、評価を行い、居住地域又は火口周辺に危険を及ぼす噴火の発生又は拡大が予想される場合は、噴火警報を発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」とする。
- 気象庁は、火山活動が静穏な状態が予想される場合に、噴火予報を発表する。噴火警報の解除は、噴火予報として発表する。
- 気象庁は、富士山など噴火警戒レベルを導入する火山では、噴火警報又は噴火予報と併せて発表する。噴火警戒レベルは、火山活動の状況を、噴火時等の危険範囲、住民・登山者・入山者等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分した指標で、各区分に「避難」、「高齢者等避難」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」を付して発表する。
- 気象庁は、噴火の発生事実を端的かつ迅速に発表し、周辺住民や登山者等が身を守る行動を取るための情報として、噴火速報を発表する。ただし、恒常的に噴火している火山において同規模の噴火が発生した場合、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合は発表しない。
- 気象庁は、降灰予報として、降灰の範囲及び降灰量等について、「噴火前」、「噴火直後」、「噴火後」に分けて発表する。降灰量は、降灰の厚さにより、「多量」、「やや多量」、「少量」に区分する。

第2節 避難

- 市本部長又は区本部長は、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、警戒区域の設定、避難指示等の発令などの避難に関する措置を実施する。
- 避難等の判断に当たっては、層厚 30cm 以上の降灰で降雨があった場合は木造建物が全壊するおそれがあること、10cm 以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意する。
- 降灰等があった場合は、原則として、屋内に退避することとし、できるだけ降灰が屋内に入らないよう窓を閉めるなどの措置を講ずる。

第3節 情報受伝達等

- 市及び防災関係機関は、共通対策に準じて、情報受伝達を実施する。降灰状況等の報告に当たっては、①降灰の有無・堆積の状況、②降灰の程度（層厚等）、③被害等の状況、④降灰時間、⑤構成粒子の大きさ・特徴等を報告する。
- 市及び防災関係機関は、被害の拡大防止及び市民生活の早期安定を図るため、共通対策に準じて、広報を実施する。主な広報事項は、①火山灰の特性及び注意事項、②降灰による健康被害防止に関する事項、③噴火警戒レベルに応じた噴火の状況、安全情報等の提供、④除灰に関する事項等とする。
- 市（みどり環境局）は、大気汚染の監視を行う。

第4節 消防活動

- 消防活動は、降灰による影響を考慮する。消火栓の水圧低下及び河川等への降灰によるポンプ等への影響の考慮、通行可能な道路の把握及び経路等選定、電子機器等の防護措置を実施する。

第5節 交通対策

- 降灰時には、視界不良による衝突事故及びスリップ事故等の急増が予想されることから、県警察は、共通対策に加えて、次のとおり交通規制を実施する。

- 1 降灰の範囲や規模等、交通情報の収集に努め、交通障害の実態把握を行う。
- 2 広域的な降灰発生時は、交通規制について、必要な措置を講ずる。また、隣接市町等に通じる国道その他の幹線道路については、関係する警察本部と連携を密にし、交通秩序の維持に努める。

第6節 都市機能・ライフライン等の応急復旧

1 道路

- 道路管理者は、道路、その他の道路施設における降灰による被害を調査して、関係機関に周知するとともに、努めて早期に除灰を行い、その復旧を図る。道路啓開方針の策定要領は共通対策に準ずる。
- 除灰作業の優先順位は、原則として、①緊急交通路・緊急輸送路、②災害応急対策に必要となる施設（区役所・消防署・物資集配拠点等）に接続する道路、③交通量が多い道路等、市民生活の早期安定のため市本部長が必要と認める道路とする。
- 市（道路局）は、協定等に基づき、道路清掃事業者及び建設事業者に除灰作業への協力を要請する。また、必要に応じて、他都市に対して、相互応援協定等に基づく、人員及び資機材の応援を要請する。
- 除灰作業に当たっては、道路の側溝等に流さないよう留意する。万一流入した場合は、事業者等の協力を得るなど、早期に除去作業を行う。
- 宅地等の除灰作業等に大量の水を必要とするため、道路等の除灰作業に当たっては、可能な限り、工業用水や河川の水等を活用する。

2 鉄道

- 鉄道事業者は、軌道、踏切、その他の鉄道施設における降灰による被害を調査して、関係機関に周知するとともに、早期の復旧を図る。

3 電気

- 東京電力パワーグリッド(株)及び(株)JERAは、災害により電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

4 水道

- 市（水道局）は、水道水の水質及び供給を維持するために必要な措置を講ずる。
- 浄水施設においては、原水水質に応じた処理及び必要な措置、降灰被害軽減のための施設への覆いの設置、機器損傷を防ぐための除灰作業、処理能力低下等の被害発生時における他系統からのバックアップによる対応等を行う。
- 配水施設においては、露出管路、ポンプ施設等の制御設備の状況を確認し、必要な処理を行う。
- 水道施設に被害を生じた場合は、速やかに復旧活動を行う。
- 市（水道局）は、水質悪化、電力及び薬品等の供給停止により浄水処理が停止となり、断水となる場合は、応急給水を行う。

5 下水道

- 市（下水道河川局）は、降灰時においても水処理機能、雨水排水機能を維持するために必要な措置を講ずる。
- 下水道施設に被害が生じた場合は、主要施設から復旧を図り、影響を最小限にするよう努める。
- 管きょ内に降灰が流入し、詰まりが生じた場合は、清掃等の必要な措置を講じる。
- 水再生センター及びポンプ場は、降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、

異常が確認された場合は、施設の閉塞、汚泥の流出防止のための汚泥の引き抜き量、送泥量の管理を行うなどの必要な措置を講じる。

第7節 宅地等の降灰対策

1 宅地等

- 宅地等における降灰の除去、障害の軽減は、原則として、所有又は管理等を行う者が自ら実施する。除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積する。
- 除灰作業に当たっては、火山灰を道路の側溝等に流さないよう留意する。

2 河川

(1) 監視・警戒

- 市（下水道河川局、土木事務所、消防署等）は、常時監視に加えて、多量の降灰が予測されるときは、監視及び警戒を強め、事態に即応する措置を講ずる。（非常警戒）
- 常時監視警戒及び非常警戒に当たっては、重要水防区域及び箇所、浸水想定区域、護岸工事等の施工中の箇所、浸水履歴のある箇所に重点を置く。

(2) 河床上昇による洪水への対策

- 横浜地方気象台は、降灰状況に応じて、大雨警報・注意報の暫定運用基準を検討し、運用する。
- 市は、横浜地方気象台及び県の助言を参考に、大雨による避難指示等発令の暫定運用基準を検討し、運用する。

(3) 除灰

- 降灰により河床上昇が発生した河川の管理者は、浸水が発生する可能性が高い箇所、浸水による被害が大きくなると予測される箇所を優先に、順次、河床に堆積した火山灰の除灰を行う。

3 農作物・畜産

- 市（みどり環境局）は、生産者等に対し、次のとおり処置を行うよう周知する。
 - (1) 野菜、花木の生産者等は、応急処置として、作物、ビニール、トンネル等の灰を落とすとともに、土壌の酸度矯正等の処置を行う。事後措置として、収穫物、ビニールハウスの洗浄、ビニールの取替、有機物等を用いた土壌改良、追肥・中耕の実施、代替作物の作付けなどを行う。
 - (2) 果樹の生産者等は、応急処置として、樹体の除灰を実施する。事後措置として、土壌の酸度矯正、降灰の園外への排出などを行う。
 - (3) 畜産の生産者等は、応急処置として、降灰直後の家畜への飼料作物の給与を控えるとともに、畜体及び畜舎の除灰、土壌酸度矯正、灌漑施設による散水、サイレージ前の予乾等を行う。事後措置として、青刈り、牧草類は降灰をよく落としてから与え、多量に付着している場合は給与を控える。

第8節 火山灰の収集・処分等

- 火山灰の収集、市が指定する集積場所等までの運搬は、原則として、土地の所有者又は管理者が行う。なお、集積場所等への運搬開始の時期は、市が道路除灰状況等を勘案し指示する。
- 市は、収集した火山灰（宅地以外への降灰）を一時的に保管するため、市、国、県等が所有する遊休地、公園等の土地を関係者等と調整し、仮置き場として確保する。市域の降灰状況等、並びに除灰及び運搬の効率性を勘案して仮置き場を指定し、必要に応じて、一次、二次仮置き場を指定する。
- 宅地内降灰指定置場に集積された火山灰の仮置き場までの運搬は、市（資源循環局）又は収集請負業者等が行う。火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努める。

- 市（危機管理室、関係局）は、火山灰（宅地以外への降灰）の運送及び処分等、現時点において定めのない事項について、国及び県と連携して、方策の立案を行う。

第9節 健康被害への対策

- 市（医療局、各区）は、健康被害への対策として、目及び呼吸器の保護などを市民等へ広報する。主な広報事項は、①ゴーグル、マスクの着用等、②外出をなるべく控えること（特に呼吸器系の基礎疾患を有する方は注意を要すること）、③帰宅時のうがい、手洗い、洗顔等、④火山灰が目に入った場合は流水で洗い流すこと、等とする。
- 市（医療局、各区）、市民等からの健康相談に対応する。
- 除灰作業に従事する者（市職員、事業者等を含む。）は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用する。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮する。

第10節 施設管理者等の対策

- 市（各区局）は、降灰が予測された場合は、直ちに、窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム等を運転停止して吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施する。また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発動発電機への火山灰侵入防止措置などを実施する。
- 市（各区局）は、降灰が予測された場合は、不要不急の車両の使用を控える。運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施する。また、必要に応じて、吸気への火山灰侵入防止措置などを実施する。
- 市（消防局）は、大気中の火山灰の濃度が飛行可能な範囲であっても、災害対応のため、緊急かつやむを得ない場合を除き、航空機（消防局ヘリコプター）の運航を控え、格納庫内に移動させる。
- 市（こども青少年局、教育委員会事務局、各学校）は、児童生徒の安全を確保する。
- 市（各学校）は、市域において降灰予報が発表された場合は、原則として休校とする。降灰予報の発表時刻に応じて、児童生徒の登校前の臨時休校措置をとる、又は登校している児童生徒について保護者への引き渡し等により安全に下校させるものとする。
- 市（各学校）は、降灰が継続している間は、原則として休校とするが、降灰の程度を踏まえ、児童生徒の安全確保及び学校活動に支障がない場合は、学校長の判断で教育活動を継続又は再開できる。

第11節 業務継続

- 原則として、市の窓口業務は可能な限り継続し、市民生活に過度の制限をかけないよう留意する。

**第3部
応急対策**

都市災害対策編

目次

第1章 大規模な火災対策	1
第1節 防災関係機関の主な活動	1
第2節 地下街等及び高層建築物等関係者の応急活動	1
第3節 消防活動	1
第4節 避難	2
第2章 大規模な爆発対策	3
第1節 防災関係機関の主な活動	3
第2節 発災施設関係者の応急活動	3
第3節 消防及び関係機関の活動	3
第4節 応急復旧	4
第5節 避難	4
第3章 危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物取扱施設及び輸送時災害対策	5
第1節 防災関係機関の主な活動	5
第2節 応急活動	5
第3節 消防活動	5
第4節 避難	6
第4章 有毒物質漏洩災害対策	7
第1節 警戒活動	7
第2節 応急活動	7
第3節 消防活動	7
第4節 有毒物質の調査・情報集約、健康相談への対応	7
第5節 避難	8
第5章 海上災害対策（船舶火災及び爆発事故対策）	9
第1節 防災関係機関の主な活動	9
第2節 応急活動	9
第3節 消防活動	9
第6章 海上災害対策（大規模油等流出事故対策及び海上漂流物対策）	10
第1節 大規模油等流出事故対策	10
1 情報受伝達	10
2 大気汚染対策	10
3 オイルフェンスの展張、油等の処理・回収等	10
4 市民利用施設対策及び水産物対策	12
5 広報・広聴	12
6 その他留意事項	13
第2節 軽石等の海上漂流物対策	13
第7章 鉄道災害対策	14
第1節 防災関係機関の主な活動	14
第2節 鉄道事業者の応急活動	14
1 東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、市営地下鉄、(株)横浜シーサイドライン	14
2 日本貨物鉄道(株)	14
第3節 消防活動	15
第4節 滞留者又は避難者	15
第8章 道路災害対策	16
第1節 防災関係機関の主な活動	16
第2節 道路管理者の応急活動	16

第3節	消防活動	16
第4節	滞留者又は避難者	17
第9章	航空災害対策	18
第1節	防災関係機関の主な活動	18
第2節	緊急時の情報受伝達	18
第3節	消防活動	18
第10章	放射性物質災害対策	19
第1節	前提	19
第2節	災害の特性	19
第3節	防災関係機関の主な活動	19
第4節	核燃料物質等輸送事業者又は放射性同位元素保有施設を管理する事業者による応急活動	19
第5節	通報、情報受伝達及び状況把握	20
第6節	広報・広聴	20
第7節	防護措置	20
1	実施方針等	20
2	屋内退避、避難又は一時移転	21
3	汚染スクリーニング及び除染	21
4	応急活動従事者の防護措置	21
5	飲食物の摂取制限	21
6	焼却灰等への対応	22
7	医療活動	22
第8節	消防活動	22
第9節	災害復旧対策（中長期的な対策）	22
1	原子力事業者の措置等	22
2	汚染の除去	23
3	各種制限措置の解除	23
4	災害地域住民に係る記録の作成等	23
5	被害等の影響の軽減	23
6	被災者等への支援	23
第11章	行事等における雑踏事故対策	25
第1節	警戒活動（行事等の開催当日の対策）	25
1	警備計画に基づく主催者（公民を問わない。）の対策	25
2	県警察の対策	25
3	市の対策	25
第2節	応急対策（雑踏事故発生時の対策）	25
1	関係機関の主な活動	25
2	主催者の対策	26
3	県警察の対策	26
4	市の対策	26
第12章	不発弾等爆発事故対策	27
第1節	関係機関の役割	27
1	前提	27
2	関係機関の主な活動	27
3	海上で不発魚雷等が発見された場合	27
第2節	処理に至るまでの対策	27
1	埋没不発弾等の発掘	27
2	偶発的発見不発弾等の確認	28
第3節	処理	28

1	不発弾等に爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合	28
2	不発弾等に爆発のおそれがなく、自衛隊が後日回収する場合	29
3	情報受伝達	29
4	その他連絡調整	29

第1章 大規模な火災対策

第1節 防災関係機関の主な活動 (◎：主務機関 ○：協力機関)

関係機関 主な活動	防災 協議会 (企業)	警察	ガス 事業者	電力 事業者	消防局	市 (市本部)	区 (区本部)
通報	◎				○		
初期消火・避難等	◎						
現場指揮本部	○	○	○	○	◎	○	○
情報収集	○	○	○	○	◎	◎	◎
警戒区域の設定	○	○			◎		
人命検索・救助	○	○			◎		
消火活動・水損防止	○				◎		
避難誘導	○	○			◎		○
救急・救護活動	○	○			◎		
電路遮断	○			◎			
ガス緊急遮断	○		◎		○		
排煙・排熱活動	○				◎		
現場広報		○			◎	○	◎
群衆整理		◎			○		
被害状況調査収集	○	○	○	○	◎	◎	◎

第2節 地下街等及び高層建築物等関係者の応急活動

- 地下街等及び高層建築物等の所有者又は管理者等の関係者は、火災の発生を覚知したときは、消防局に通報する。
- 地下街等及び高層建築物等関係者は、地下街等又は建築物内の利用者等に対して、非常放送設備等により火災の発生を通報するとともに、避難誘導を行う。自衛消防隊等の避難誘導を担当する従業員等は、利用者等の混乱防止に努め、迅速かつ安全に屋外に通じる階段へ誘導し、避難させる。
- 地下街等及び高層建築物等関係者は、自らの消防計画に基づき、応急活動を実施する。
- 地下街等及び高層建築物等関係者は、消防隊等が火災の現場に到着するまで、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行うものとする。
- 地下街等及び高層建築物等関係者は、公設消防隊が現場到着した際は、出火点、初期消火状況、人命危険及び避難状況、消防用設備の作動状況、危険物等の状況などの情報を提供する。
- 防災組織の各社共同防火管理協議会は、火災の通報を覚知した際は、協議会加入各社に連絡するとともに、対策本部を設置し、各社に応援出場、情報収集、伝達の要請等を実施する。対策本部は、火元自衛消防隊から応援要請があり、又はその必要があると認めるときは、加入各社に応援要請を行う。
- 火元直近建物の自衛消防隊は、消火、避難誘導等の活動に協力する。

第3節 消防活動

- 市(消防局)は、災害出場計画に基づき、火災の規模に応じた消防隊等を出場させる。災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。
- 市(消防局)は、災害状況に応じて、消防警戒区域を設定し、関係者以外の者、車両等の出入りを

禁止又は制限する。

- 消防活動の主眼は、情報収集、人命検索・救助、避難誘導、排煙・排熱活動、消火活動、水損防止、災害情報等の消防広報、群衆の整理とする。

第4節 避難

- 市本部長又は区本部長は、火災の延焼拡大又はガス等の流出拡大により、居住者、滞在者その他の者に生命の危険が及ぶと認める場合は、避難指示を発令する。
- 市（各区）は、地下街等及び高層建築物等の管理者の要請、若しくは現場の状況に応じて避難者の受入れに対応する。

第2章 大規模な爆発対策

第1節 防災関係機関の主な活動 (◎：主務機関 ○：協力機関)

関係機関 主な活動	①		②	共通				
	防災協議会 (企業)	ガス事業者	ガス事業者	県警察	電力事業者	消防局	市 (市本部)	区 (区本部)
通報	◎	○	◎			○		
初期消火・避難等	◎		◎					
ガス需要家遮断	◎		◎					
現場指揮本部	○	○	○	○	○	◎	○	○
情報収集	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
ガス検知	○	◎	◎			○		
警戒区域の設定	○	○	○	○		◎		
避難誘導	○		○	○		◎		○
ガス導管遮断		◎	◎			○		
電路遮断	○		○		◎			
人命検索・救助	○		○	○		◎		
消火活動	○		○			◎		
救急・救護活動	○	○	○	○		◎		
排煙・排熱活動	○		○			◎		
現場広報				○		◎	○	◎
群衆整理				◎		○		
被害状況調査収集	○	○	○	○	○	◎	◎	◎

①地下街等における災害 ②都市ガス施設における災害

第2節 発災施設関係者の応急活動

- 地下街等の発災施設関係者は、ガス漏洩又は爆発時には、自らの消防計画に基づき活動する。ガス監視盤に異常が表示された場合には、保安係員は速やかに現場に出向し、状況を確認して防災センターに報告する。また、市（消防局）及び東京ガスネットワーク(株)保安指令センターへ通報する。
- 発災施設関係者は、ガス検知、火気の使用禁止、周辺シャッターの閉鎖、排煙機・自然排煙口による漏洩ガスの拡散・排出を行う。また、警戒線及び立入禁止区域の設定を行うほか、状況に応じたガス供給の緊急遮断を行い、拡散防止を図る。
- 発災施設関係者は、漏洩ガス濃度が危険範囲（警報設定値）を超えるおそれがある場合は、周辺の者の立入禁止及び緊急避難の指示、並びに自衛消防隊員による緊急避難誘導を実施する。
- 発災施設関係者は、ガス洩れ発生場所及び状況の伝達と併せて、火気使用厳禁及び電気スイッチ等の点滅禁止について非常放送等により徹底を図る。

第3節 消防及び関係機関の活動

- 市（消防局）は、災害出場計画に基づき、災害の規模に応じた消防隊等を出場させる。また、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。
- 市（消防局）は、現場における指揮体制を確立し、総合的に消防活動を実施するため、発災施設関係者、ガス事業者等を指揮本部要員に加え、現場指揮本部を設置する。
- 現場指揮本部は、近隣建物へのガス流入防止、周辺の者への広報・避難指示、増強出場要請、必要

資機材の確保、消防隊の進入活動の保護安全等の方策を協議し、協力して実施する。消防隊の現場活動は、発災施設関係者、ガス事業者等と連携して実施する。

- 事故概況の把握は、ガス流動範囲、漏洩・事故発生箇所、経過時間、電路・ガス遮断の状況、負傷者発生状況について行う。市（消防局）及びガス事業者は協力して、ガス濃度の検知を行う。
- 市（消防局）は、災害の規模及び状況に応じて、必要と認める場合は、火災警戒区域を設定して周辺の者の安全確保及び二次災害の防止をする。警戒区域は、気象及び災害等の状況に応じて拡大又は縮小する。
- 消防隊、警察官、ガス事業者、施設関係者等は、警戒区域への立入禁止、火気厳禁、車両の乗入禁止を周辺の者に指示する。警察官は、交通機関の規制を行う。
- ガスの遮断措置は、原則としてガス事業者等が行う。消防活動の現場最高指揮者は、ガスの遮断措置を必要と認める場合は、ガス事業者に要請する。ただし、消防隊等がガス事業者に先行して災害現場に到着し、かつガス事業者等の到着が相当遅れることが予想される場合で、災害の状況を総合的に判断して必要があると認める場合は、消防隊がガスの供給停止措置を行う。
- 電路の遮断は、原則として電力事業者が行う。消防活動の現場最高指揮者は、電路の遮断措置を必要と認める場合は、電力事業者に要請する。
- ガスの拡散・排出は、原則として発災施設関係者が行う。ただし、必要に応じて、消防隊が行う。
- ガス事業者（東京ガスネットワーク（株））の応急活動は、共通対策に準じる。

第4節 応急復旧

- 完全にガスの噴出が停止したことを確認し、かつ被害が拡大するおそれがない場合は、ガス事業者及び電力事業者は、ガス及び電路の復旧作業を行う。消防隊は、復旧後の安全確認を行う。
- 消防活動の現場最高指揮者は、警戒区域を解除した際は、関係機関へ連絡するとともに、住民等周辺の者に広報する。

第5節 避難

- 市（消防局）は、県警察、ガス事業者、自衛消防隊等の関係者と協議し、必要と認める範囲にある者に対して避難指示を行う。避難誘導は、ガス漏洩が認められる地下街等、その直上階、直下階、隣接する店舗等からの避難を最優先とし、危険度の高い区域の避難誘導は、原則として消防隊が行う。
- 市本部長又は区本部長は、災害の状況及び必要に応じて、避難指示を行う。
- 市（区、施設所管局）は、災害の状況及び必要に応じて、避難者の受入れに対応する。

第3章 危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物取扱施設及び輸送時災害対策

第1節 防災関係機関の主な活動 (◎：主務機関 ○：協力機関)

関係機関 主な活動	企業	県警察	県	高圧ガス 防災協議会	消防局	市 (市本部)	区 (区本部)
通報	◎				○		
初期消火・避難等	◎						
現場指揮本部	○	○		○	◎	○	○
情報収集	○	○	○	○	◎	◎	◎
警戒区域の設定	○	○			◎	◎	◎
人命検索・救助	○	○			◎		
消火活動	○				◎		
避難誘導	○	○			◎		○
救急・救護活動	○	○			◎		
処理等応急措置	◎			○	○		
処理剤の補給	◎		○	○	要請		要請
現場広報	○	○			◎	○	◎
群衆整理	○	◎			○		
被害状況調査収集	○	○	○	○	◎	◎	◎

機関名		危険物	火薬類	毒劇物	高圧ガス
市	消防局	●	●	●	●
	医療局			●	
	みどり環境局			●	
県	くらし安全防災局	●	●		●
	健康医療局			●	
(社)神奈川県高圧ガス防災協議会					●

第2節 応急活動

- 災害の発生を覚知した場合は、市（医療局、みどり環境局、危機管理室）、県（くらし安全防災局、健康医療局）、県警察、県高圧ガス防災協議会等の関係機関で速やかに共有し、応急活動を行う。
- 市（みどり環境局）は、災害現場周辺の状況について規制対象事業所から情報収集に努める。情報は、危機管理室、消防局及びその他の関係機関に提供する。
- 市（みどり環境局）は、災害時における防御活動に際して、汚染物質等のデータを提供する。また、発災施設の規模、工程、危険物等の種類、数量等の概要について、関係機関に情報提供する。
- 市（みどり環境局）は、災害により発生した大気汚染、水質汚濁等の拡大防止のため、事業者に対し防除活動等の指導又は要請を行う。

第3節 消防活動

- 市（消防局）は、特に発災初期には、総力をあげて災害の拡大と二次災害発生の防止を図る。災害規模・態様に応じた災害出場計画に基づき、消防隊等及び増強隊を出場させ、消防活動を行う。
- 災害発生に伴う負傷者、中毒者等に対しては、早期の救命処置が必要であることから、必要に応じた資機材を活用し、人命の救助救急活動を実施する。

- 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定、災害の推移による区域の拡大、縮小に配慮する。
- 消防活動の主眼は、情報収集、人命検索・救助、消火活動、増強の判断・要請、延焼防止活動、避難誘導、災害情報等の消防広報、自衛消防隊との連携、固定消火設備の活用、関係者の相互連携、漏洩又は拡散防止策の実施、必要資機材の確保とする。
- 火薬類、火工品等取扱施設等で爆発、火災等が発生した場合は、誘爆の危険があると判断して防御行動をとることを原則とする。

第4節 避難

- 市本部長又は区本部長は、必要に応じて、周辺住民に対する避難の指示等を実施する。
- 市（各区）は、必要に応じて、避難者の受入れに対応する。

第4章 有毒物質漏洩災害対策

第1節 警戒活動

- 市及び不特定多数の者が集まる場所・施設の管理者等（指定管理者を含む。以下同じ。）、又は市民に影響が大きいインフラ施設等の管理者等は、有毒物質等の漏洩災害が発生するおそれがある場合は、所管施設（所管区域を含む。）の警戒を強化して、災害を未然に防止するとともに、万が一発生した際には、必要な活動体制を設置して被害を最小化できるよう備える。
- 市（施設所管区局）及び施設管理者等は、従業員等による施設の巡回警戒を強化し、また、必要に応じて、ごみ箱等の使用制限、禁止等を行うとともに、従業員等へ不審物発見時の対応を徹底する。
- 市（施設所管区局）及び施設管理者等は、災害発生に備え、避難経路の確認、関係機関との連絡体制の確保、必要と認める場合は避難場所としての受入体制の確保を行う。
- 市（施設所管区局）及び施設管理者等は、利用者への注意喚起として、不審物発見時は触れずに届け出ること、避難路・避難口を確認するとともに、避難時は従業員等の指示に従うこと等を広報する。
- 市（各区局）は、応急活動に必要な資機材の点検及び確保、関係機関との連絡体制の確保を行う。みどり環境局は、必要に応じて、試験検査体制を確立する。
- 市（消防局）は、必要に応じて、多数の者が集まる場所の巡回警戒等を実施する。

第2節 応急活動

- 市（施設所管区局）及び施設管理者等は、利用者及び周辺住民等の安全を図るための措置を行う。
- 市（施設所管区局）及び施設管理者等は、有毒物質によると思われる災害が発生したときは、警察及び消防機関に通報する。市所有又は市管理施設の場合は、併せて危機管理室にも通報する。通報事項は主に、①災害発生日時、場所、概要、②被害者の人数及び状態・症状、③避難誘導の状況とする。
- 市（施設所管区局）及び施設管理者等は、は、不審物、液体、煙等にふれないよう、放送設備等を用いて利用者へ広報する。
- 市（施設所管区局）及び施設管理者等は、は、危険と思われる範囲への立ち入りを制限し、利用者、従業員等を安全な地上に避難誘導する。誘導に当たっては、落ち着いて行動するよう放送設備等を用いて広報する。必要と認めるときは、施設の使用を禁止する。

第3節 消防活動

- 市（消防局）は、火災、一般的な救急事故と同様に、発生場所や負傷者の有無、程度を把握する。有毒物質等による災害と判断した場合は、毒劇物災害に準じた必要消防隊等を出場させ、活動する。
- 効果的な部隊運用、必要な資機材の活用、交代要員の確保等により、消防隊等の安全確保に配慮して、人命検索、救助活動を行う。
- 消防警戒区域は、ガス検知活動、負傷者の発生位置、隊員の活動などを考慮して設定する。
- 有毒物質が特定され、処理作業の実施が必要なときは、所有する処理剤、提供された処理剤等を活用した除染等の必要な措置を実施する。

第4節 有毒物質の調査・情報集約、健康相談への対応

- 市（消防局）は、ガス検知を行い、有毒物質の調査、範囲及び濃度を測定し、危険度を把握する。ガス検知活動により、危険性が判明したときは、直ちに活動各隊に連絡するとともに、市民に広報する。有毒物質が不明なときは、みどり環境局に調査を要請する。
- 市（消防局）は、有毒物質に関する情報を集約する。医療局及びみどり環境局は、これに協力する。

必要に応じて、神奈川県警察、自衛隊、東京ガスネットワーク(株)から情報を収集する。

- 市（消防局）は、（公財）日本中毒情報センターと有毒物質の調査に関する連絡体制を確立し、情報収集を行う。
- 市（みどり環境局）は、協定を締結する横浜市環境技術協議会に有毒物質の検査を依頼する。
- 市（みどり環境局）は、必要に応じて物質の分析を行う。また、消防局、区（福祉保健センター）等との連絡調整を行う。
- 市（医療局）は、患者の治療方針確立のため情報を収集するとともに、症状などから有毒物質を推定する。消防局及びみどり環境局はこれに協力する。
- 市（各区）は、必要に応じて現場の調査を行う。調査に当たり、医療局及びみどり環境局と調整する。
- 市民等の健康相談は、区役所に対応する。医療局は、有毒物質に関する情報（予想される原因物質、汚染範囲、患者の症状、治療可能な医療機関）を、各区に提供する。
- 市（施設所管区局）は、施設利用者等の健康被害について、情報収集する。

第5節 避難

- 市本部長又は区本部長は、必要に応じて、周辺住民に対する避難の指示等を実施する。
- 市（区、施設所管局）は、必要に応じて、避難者の受入れに対応する。

第5章 海上災害対策（船舶火災及び爆発事故対策）

第1節 防災関係機関の主な活動（◎：主務機関 ○：協力機関）

関係機関 主な活動	船主等	海上 保安庁	県警察	消防局	市 (港湾局)	市 (市本部)	区 (区本部)
通報	◎	○		○			
初期消火・避難等	◎						
現場指揮本部	○	◎(海上)	○	◎(陸上)	○	○	○
情報収集	○	◎(海上)	○	◎(陸上)	◎	◎	◎
警戒区域の設定	○	◎(海上)	○	◎(陸上)			
人命検索・救助	○	◎(海上)	○	◎(陸上)			
消火活動	○	◎(海上)		◎(陸上)			
避難誘導	○	◎(海上)	○	◎(陸上)	○		○
救急・救護活動	○	◎(海上)	○	◎(陸上)			
海洋汚染防止	◎	○		○	○		
油処理剤等資機材調達	◎	○		○	○		
消火原液調達	◎	○		○			
現場広報	○	◎(海上)	○	◎(陸上)	◎	○	◎
群衆整理	○	○	◎	○	○		
被害状況調査	○	◎(海上)	○	◎(陸上)	○	◎	◎

陸上：ふ頭、棧橋又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶で災害が発生したとき。

海上：海上で災害が発生したとき。

第2節 応急活動

- 市（港湾局）は、港湾区域等における船舶火災及び爆発事故の発生に際し、情報収集、連絡活動を実施する。横浜海上保安部等関係機関から、①災害発生日時、場所、概要、②船名、船籍、総トン数、船会社、本船の動静、③積荷の情報（内容、量、危険性）等の情報収集を行う。
- 市（港湾局）は、港務艇・パトロール艇を災害現場に派遣し、災害規模等の情報収集を行い、関係機関に伝達する。現場指揮本部との連絡体制を確立する。
- 市（港湾局）は、災害の軽減及び安全確保のため、京浜港長に対し、入出港船の停止等の海上交通規制を要請するとともに、横浜海上保安部等の関係機関と協力して、火災の延焼防止等に努める。また、ふ頭に影響を及ぼす場合は、ふ頭利用者に対して協力を要請する。

第3節 消防活動

- 市（消防局）は、海上における火災又は爆発を覚知したときは、災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等及び増強隊を出場させて、消防活動の万全を図る。
- 現場指揮本部を発災地直近の陸上に設置し、常時消防艇等からの状況把握に努め、必要消防力の判断及び関係機関との連絡を密にした活動方針の決定、対応を図る。
- 二次災害に配慮した消防警戒区域の早期設定、災害の推移に基づく区域の拡大、縮小に配慮する。
- 消防活動の主眼は、人命救助最優先、流出油拡大防止、他船舶・港湾施設への延焼防止、外国船舶火災消火に伴う免責証書の受理、水損防止、関係機関との連携確保、必要資機材の要請配慮とする。

第6章 海上災害対策（大規模油等流出事故対策及び海上漂流物対策）

第1節 大規模油等流出事故対策

1 情報受伝達

- 港湾区域等に影響を及ぼすおそれのある船舶事故、沿岸部の貯油施設等における事故を覚知した者は、横浜海上保安部、消防機関又は港湾管理者に通報する。港湾局が覚知する又は通報を受けた場合は、危機管理室に通報する。
- 市（港湾局）は、横浜海上保安部との連絡体制の確立、横浜海上保安部への事故情報の確認、港務艇による情報収集（①事故発生日時、場所及び概要、②船籍、船名、種別、規模、船会社及び荷主、③流出油等の種類、成分及び流出量、④火災発生及び人的被害の有無等）を行う。収集した情報は、危機管理室と共有する。
- 市（消防局）は、横浜海上保安部、その他関係機関からの事故情報として、①事故発生日時、場所及び概要、②船籍、船名、種別、規模、船会社及び荷主、③流出油等の種類、成分及び流出量、④火災発生及び人的被害の有無を確認する。航空隊、水上消防隊によっても情報収集する。収集した情報は、危機管理室と共有する。
- 市（危機管理室）は、情報を集約する。また、関係区局（政策経営局、市民局、経済局、医療局、みどり環境局、下水道河川局、資源循環局、港湾局、消防局、教育委員会事務局、危機管理室）において共有する。
- 市（危機管理室）は、県と情報受伝達を行う。
- 市（危機管理室）は、県警察及び川崎市と、ヘリ TV 等の映像を含む情報を相互に提供する。
- 市（危機管理室）は、流出油等に毒性があることを把握したときは、関係区局及び防災関係機関に通報する。その場合は、空気呼吸器、防毒衣等の身体保護具を装備しない者の現場活動を禁止する。
- 流出油等の影響が港湾区域等にあると認めるときは、市（港湾局、消防局）は、港務艇・パトロール艇、航空隊及び水上消防隊による情報収集を継続して、流出油等の監視を行う。なお、消防局は、必要に応じて、沿岸部に陸上消防隊を派遣して海面監視を行う。
- 沿岸部の施設又は区域（外郭施設、係留等施設等の港湾施設、海の公園、山下公園、野島公園及び水再生センター等）所管局並びに沿岸6区は、流出油等の動向に応じて、海面監視を行う。

2 大気汚染対策

- 市は、流出油等の気化、海上油火災による大気汚染対策として、臭気調査を行う。みどり環境局、港湾局、消防局は海面監視箇所において、沿岸6区は区庁舎の周辺及び屋上などにおいて調査する。みどり環境局は、臨海部の事業場に臭気に関する通報を依頼し、状況把握に努める。臭気調査実施区局は、臭気が確認されたときは、危機管理室に通報する。
- 市は、大気汚染の分析等を行う。みどり環境局は、臭気の確認状況に応じた大気の監視及び汚染物質の分析を行い、また、医療局は、流出油の成分及び大気の結果から汚染物質による人体への影響を調査して、対応を危機管理室に通報する。危機管理室は、各区局に対応を指示する。

3 オイルフェンスの展張、油等の処理・回収等

(1) 概要

- 流出油等の防除作業は、原則、原因者の負担及び責任において実施するものであるが、原因者による対応が十分でないと判断される場合、又は海上保安庁長官からの要請があった場合は、市は、横浜管内排出油等防除協議会の関係機関と作業内容及び使用する資機材等を調整の上、活動

方針を決定し、関係機関と連携して防除作業を実施する。

- オイルフェンスの展張設置、油処理剤の使用については、船舶交通及び環境への影響が生じるおそれがあることから、事前に横浜海上保安部の確認を得てから実施する。
- 市は、必要に応じて、性状を踏まえた効果的な回収、処理方法について横浜海上保安部等から情報収集する。

(2) オイルフェンスの展張、油等の処理・回収等

- 市（港湾局）は、「災害時応急措置に関する協定」に基づき、横浜港災害対策支援協議会の協力を得て、オイルフェンスの展張を行う。また、「災害時における曳船の協力に関する協定」に基づき、横浜川崎曳船に対して、曳船及び人員を要請し、展張作業の支援を実施する。鶴見航路、横浜航路、八景島、本牧船だまり、河川河口部を展張箇所とする。
- 市（港湾局）は、関係機関の協力を得て、油等の処理・回収を実施する。（一社）横浜清港会に対して清掃船及び人員を要請する。また、横浜港運協会（「災害救援応急措置の協力に関する協定」に基づく。）、（株）ポートサービス及び京浜フェリーポート（株）（「災害時における交通船等の協力に関する協定」に基づく。）、横浜港災害対策支援協議会（「災害時応急措置に関する協定」に基づく。）の協力を得て、作業を実施する。
- 市（消防局）は、災害の状況に応じ油吸着材等の資機材を水上消防出張所に集積するとともに、活動方針に基づき、油等の処理・回収を実施する。
- 市（港湾局、消防局）は、航走又は放水による拡散作業が適切と認めるときは、港務艇・パトロール艇の航走による拡散作業、又は消防艇による放水等の拡散作業を実施する。
- 市（消防局）は、横浜海上保安部等の関係機関と連携し、流出油等による火災の警戒措置及び火災が発生した場合の消火活動を実施する。
- 市（みどり環境局）は、海の公園等に漂着する油等の回収を、関係機関の協力を得て実施する。
- 市は、油吸着材等回収・処理資機材が不足するときは、関係業者等から調達する。危機管理室は、早期に関係業者の在庫量を調査して調達に備えるとともに、都市間協定に基づき、油吸着材等の提供に関係都市に要請する。
- 市（港湾局）は、関係者等と協議して、回収油等の陸揚げ場所、ストックヤードを決定し、回収油等の量、性状、回収方法等、処理に必要な情報とともに、関係機関に連絡する。また、資源循環局、みどり環境局等と共有する。
- 市（消防局、危機管理室）は、オイルフェンスの展張、油等の処理・回収作業に当たり、必要に応じて、国、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関に協力を要請する。
- 県警察は、必要に応じて、道路の交通規制を行う。

(3) 回収油等の処理

- 回収油等の処理は、原則として、原因者が実施する。
- 市は、原因者が特定されない等やむを得ないときは、回収油等の処理を行う。資源循環局は、所管焼却工場における焼却可否、動員可能人員、運搬車両、機材等を調査するとともに、産業廃棄物処理業者等と連絡をとり、流出油の量等の情報を提供して、受入れ可能量等の把握に努める。その他運搬、処理に必要な事項を検討して、回収油処理計画を策定し、関係機関に連絡する。
- 市（資源循環局）は、必要に応じて、産業廃棄物処理業者が組織する団体、他の地方公共団体に協力を要請する。
- 市（資源循環局）及び産業廃棄物処理業者等は、回収油処理計画に基づき、関係機関と情報を交換しながら、陸揚げされた回収油等を運搬し、所管の焼却工場又は産業廃棄物処理施設で処理する。作業の実施に当たっては、資源循環局が中心となり、回収油等の陸揚げ日時・場所、回収

量、回収形態、運搬先、実施期間について周知する。

- 市（資源循環局）は、所管の焼却工場、産業廃棄物処理業者等からの報告により、処理状況を把握するとともに、処理に要した人員、車両、資機材、その経費等を集計する。

4 市民利用施設対策及び水産物対策

- 市（医療局、金沢区）は、海水浴場の監視及び水質検査を実施する。水質汚染の度合いに応じて、関係者に対して、海水浴場の閉鎖、利用者への広報の実施などの指導を行う。
- 市（みどり環境局）は、流出油等の動向に応じて、必要な水域の監視及び水質検査を行い、水質の汚染の度合いに応じて、関係局に対応を要請する。
- 市（みどり環境局、指定管理者）は、海の公園に漂着油による被害が予想される場合又は水質検査結果等に基づき必要と認める場合は、海の公園管理センター内にみどり環境局現地本部を設置し、海面監視、閉鎖又は海水浴禁止等の措置、利用者に対する広報、海域に漂着する油の回収を実施する。
- 市（みどり環境局）は、山下公園、野島公園において、流出油等による臭気、毒性の揮発成分などによる健康被害が予想されるときは、利用者への広報、公園の閉鎖等の措置をとる。
- 市（港湾局）は、海釣り施設、親水公園等において、流出油等による臭気、毒性の揮発成分などによる健康被害が予想されるときは、指定管理者等を通じて、利用者への広報、施設の閉鎖等の措置をとる。また、水質検査結果に応じて、利用者に対して、釣りの禁止、注意事項等を広報する。
- 市（みどり環境局）は、漁業協同組合に対して、①事故概要、油等の影響・動向、②漁港被害状況、③水質検査結果、④大気汚染状況、⑤漁業協同組合のとり措について、情報の提供及び収集を行う。港湾局、経済局、沿岸6区は、沿岸部の関連する民間施設に対して、必要に応じて、これに準じて情報の提供及び収集を行う。
- 市（医療局、関係区）は、市場、市内監視指導を強化徹底することで、流出油等による汚染が疑われる水産物の流通を防止する。本場食品衛生検査所において、水産荷受け会社、仲卸し業者等に対して、汚染水産物の排除を指導する。各区は、魚介類販売店、スーパー等に対して汚染水産物の排除を指導する。
- 市（医療局）は、水産物の汚染の実態を把握するため、衛生研究所において、厚生労働省から事故時に示される汚染指標物質の実測値の把握に努める。

5 広報・広聴

- 広報事項は、①事故の概要、②油等、揮発成分の人体への影響、③油等の漂着状況、④沿岸市民利用施設等の状況、⑤汚染水産物への注意、⑥市の対応状況とする。
- 市（危機管理室）は、協定に基づき、報道機関に対して、市民が注意すべき事項（注意を要する地域、外出の自粛、窓・扉の閉鎖、マスク着用等状況に応じた事項）について放送を要請する。
- 市（区、消防局）は、臭気及び大気汚染に関する情報及び区民の注意すべき事項について広報する。
- 臭気及び大気汚染、健康被害に関する市民からの広聴・相談は、区役所で実施する。医療局及びみどり環境局は、油等及び揮発成分の分析、大気分析結果及び水質検査結果に基づく対応を指示する。中毒症状などに対する治療可能病院の問い合わせがあったときは、区は、医療局に確認する。
- 水産物に関する広聴・相談は、区役所及び本場食品衛生検査所で実施する。
- 市（施設所管区局）は、施設入所者又は施設利用者（学校における児童生徒等）の健康被害について情報収集する。

6 その他留意事項

- 市（市民局、各区局）は、市沿岸部に油等が漂着した場合で、ボランティア等から活動の申し出があった場合は、関係機関等と連携し、対応する。
- 市（みどり環境局）は、流出油等による海鳥などの野生動物への被害が発生したときは、ボランティア、関係機関の協力を得て、これを保護する。
- 流出油等の防除にかかる活動経費は、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和 50 年法律第 95 号）等に基づき当該船舶所有者等に、又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）に基づき原因者に請求する。各区局は、経費請求に必要な資料を整え、危機管理室に報告する。

第 2 節 軽石等の海上漂流物対策

- 前節大規模油等流出事故対策に準じた対策を行う。

第7章 鉄道災害対策

第1節 防災関係機関の主な活動 (◎：主務機関 ○：協力機関)

関係機関 主な活動	鉄道事業者	県警察	消防局	市 (市本部)	区 (区本部)
通報	◎		○		
初期消火・避難等	◎				
現場指揮本部	○	○	◎	○	
情報収集	○	○	◎	◎	◎
警戒区域の設定	○	○	◎		
人命検索・救助	○	○	◎		
電路遮断	◎		○		
排煙・排熱活動	◎		○		
消火活動	○		◎		
避難誘導	○	○	◎		○
救急・救護活動	○	○	◎		
現場広報		○	◎	○	◎
群衆整理		◎	○		
被害状況調査収集	○	○	◎	◎	◎

第2節 鉄道事業者の応急活動

1 東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、市営地下鉄、(株)横浜シーサイドライン

- 鉄道事業者は、大規模事故等の災害発生時は、対策本部等を設置して、必要な対策を行う。
- 鉄道事業者は、災害関連情報を収集するとともに、関係機関に情報提供又は連絡する。
- 鉄道事業者は、災害発生現場において、消防隊の設置する現場指揮本部に組織的に参加協力する。
- 自衛消防隊は、消防隊の到着以前にあって、応急救急及び初期消火活動を行う。消防隊到着後は、その指導により、応急活動を行う。
- 鉄道事業者は、事故等発生時には、駅構内又は列車内の旅客を安全な場所へ避難誘導する。特に負傷者、老人、幼児等を優先して誘導し、混乱を招かないようにする。鉄道警察隊等と連携して、駅構内、列車等における犯罪予防、旅客の整理・誘導、混乱防止、秩序維持に努める。
- 鉄道事業者は、負傷者を安全な場所に収容し、応急活動をする。
- 鉄道事業者は、災害態様、被害状況、今後とるべき措置、列車の運行状況等の広報を行い、混乱を防止する。
- 鉄道事業者は、運行中に火災等の発生を覚知したときは、速やかに停止措置をとる。トンネル内、橋梁上等の場合は、できる限り安全な場所まで走行し、停車させる。
- 鉄道事業者は、二次的被害を防止するため、後続列車等の停止措置を適切に行う。また、輸送司令、運輸司令、運転司令等に連絡する。

2 日本貨物鉄道(株)

- 危険品タンク車の事故が発生し、貨物の漏えいその他による火災、爆発、中毒又はそのおそれのあるとき等、危険品輸送車両等の緊急措置は、「危険品貨物異常時応急処理ハンドブック」による。

- 事故発生時は、消防機関、県警察に通報するとともに、関係機関及び協力化学企業等に対して通報する。通報事項は、①事故発生場所及び時刻、②貨車種別及び危険品の品名、数、容量、③事故車両の状況、危険品の流出、噴出、火災、爆発、中毒の発生危険の有無、又は発生状況、④事故発生場所付近の状況、延焼危険及び住民避難の必要の有無、⑤死傷者発生状況とする。
- 関係する駅区長は、医師及び看護師からなる救護班と救急車の出動を要請するとともに、負傷者を安全な場所に収容して応急手当を行う。
- 引火性液体、石油類等が流出したときは、土砂等をもって下水及び低地への流入を防止し、周辺の火気使用を禁じるとともに、消火設備を整えて出火に備える。タンク車が横転又は亀裂などが生じ化学品流出のおそれがあるときは、直ちに連結車両を切り離して安全な箇所に移す。事故タンク車に残留油のある場合は、消火対策を手配したのち、タンクローリー車に移し替える等の措置をとる。
- 可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺、風下等に危険発生のおそれあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び地域住民の避難手配をとる。
- 危険品積タンク車に事故が発生したときは、出荷企業又は関係者に通報して、応急措置を要請する。
- 駅区長は、事故により火災が発生したときは、自衛消防隊を指揮し、流出防止の措置と併せて、公設消防隊が到着するまで初期消火作業を行う。
- 災害を発生した危険品積タンク車両等が運行可能な場合は、切り離して隔離等の措置をとる。
- 緊急措置要員のほかは、すべて危険区域への立入りを禁止する。
- ボイラー等の機械類は、最も安全な状態で停止処置をとるとともに必要な掲示を行う。
- 列車の運行及び旅客公衆の安全確保のため、作業現場は、所要の安全措置を施し、作業を中止する。工事現場は、必要により仮設物等の撤去を行い、工事を中止する。

第3節 消防活動

- 市（消防局）は、災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等及び増強隊を出場させる。
- 災害及び地勢の特異性を考慮し、災害種別に関係なく現場指揮本部を設置して、鉄道関係者と協議・連携して活動する。なお、災害現場が現場指揮本部又は消防車両から遠隔となる場合は、災害現場直前に前進基地を設置し、これを拠点として活動する。
- 二次災害の防止のため、消防警戒区域を早期に設定し、災害の推移に応じて拡大又は縮小する。
- 消防活動の主眼は、人命救助最優先、避難誘導、人命検索等の実施、災害状況の早期把握、関係者と連絡を密にした活動、設置消防設備を活用した消火活動の実施とする。

第4節 滞留者又は避難者

- 市（各区）は、鉄道事業者による実施が困難又は不足する場合において、滞留者又は避難者の受入れを実施する。

第8章 道路災害対策

第1節 防災関係機関の主な活動 (◎：主務機関 ○：協力機関)

関係機関 主な活動	道路管理者	県警察	消防局	市 (市本部)	区 (区本部)
通報	◎	○	○		
初期消火・避難等	◎				
現場指揮本部	○	○	◎	○	○
情報収集	○	○	◎	◎	◎
交通規制	○	◎			
人命検索・救助	○	○	◎		
消火活動	○		◎		
消火剤等資機材調達	◎		○		
避難誘導	○	○	◎		○
救急・救護活動	○	○	◎		
排煙・排熱	○		◎		
現場広報	◎	○	○	○	◎
交通整理	○	◎	○		
被害状況調査収集	○	○	◎	◎	◎

自動車専用道路管理機関

国土交通省関東地方整備局	国道16号
中日本高速道路(株)(東京支社)	東名高速道路
東日本高速道路(株)(関東支社)	横浜新道、第三京浜道路、横浜横須賀道路
首都高速道路(株)	首都高速道路(神奈川1号横羽線、神奈川2号三ツ沢線、神奈川3号狩場線、神奈川5号大黒線、湾岸線、神奈川7号横浜北線、神奈川7号横浜北西線)

第2節 道路管理者の応急活動

- 道路管理者は、管理区域内において大規模な事故、火災等が発生した場合、対策本部等を設置し、これに対処する。道路管理者は、市及び防災関係機関との連絡体制を構築し、災害に関する情報の収集及び共有を行う。
- 道路管理者は、災害を覚知したときは、消防機関に通報する。道路管理者は、初期消火を実施するとともに、応急救急活動に努める。また、発災現場付近の車両等に対して、安全な場所へ誘導する。
- 道路管理者は、緊急時は、通行の禁止、制限を行う。県警察に対応を要請するとともに、これに協力する。通行の禁止、制限等を実施した場合は、道路利用者への広報を実施する。
- 道路管理者は、発災時における交通の混乱を防止し、又は、災害応急活動の実施を円滑に行うため、あらかじめ関係機関と協議するところにより、う回路の確保に努める。
- 道路管理者は、道路施設等の損壊について、速やかに応急復旧を図る。

第3節 消防活動

- 市(消防局)は、災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等及び増強隊を出場させる。
- 現場最高指揮者は災害状況に応じて現場指揮本部を設置し、道路管理者等の関係者と連携して、防

御活動の万全を期する。

- 市（消防局）は、①災害の種別、規模、②人命危険及び有害物発生の有無、③車種別、危険物又は毒劇物等の種別、数量、引火爆発及び毒劇物の流出危険の有無、④トンネルの場合火点の位置、トンネル内の風向等、⑤トンネル構造及びその他の特性、⑥交通規制の状況等について、関係機関等から十分な情報収集を行う。
- 市（消防局）は、消防警戒区域を設定する。県警察、高速道路株式会社等による交通規制の早期実施、また災害の推移により、拡大、縮小に配慮する。
- 消防活動の主眼は、人命救助最優先、避難誘導、災害状況の把握、水利の確保、自動車専用道路外からの中断放水体制の確立、交通規制、道路啓開活動及び要請の配慮、防災関係機関等の協議・調整、二次災害防止措置の配慮、耐熱服等必要資機材の要請とする。

第4節 滞留者又は避難者

- 市（各区）は、道路管理者による実施が困難又は不足する場合において、滞留者又は避難者の受入れを実施する。

第9章 航空災害対策

第1節 防災関係機関の主な活動 (◎：主務機関 ○：協力機関)

関係機関 主な活動	事故機 関係機関	県警察	消防局	市 (市本部)	区 (区本部)
通報	◎		○		
現場指揮本部	○	○	◎	○	
情報収集	○	○	◎	◎	◎
警戒区域設定	○	○	◎		
人命検索・救助	○	○	◎		
消火活動	○		◎		
避難誘導	○	○	◎		○
救急・救護活動	○	○	◎		
現場広報		○	◎	○	◎
群衆整理		◎	○		
被害状況調査収集	○	○	◎	◎	◎

第2節 緊急時の情報受伝達

- 航空事故が発生した場合は、「航空事故・墜落（又は不時着等）発生」と告げ、国、県、市及び防災関係機関においてあらかじめ定める連絡体制により、次の事項を連絡する。なお、第一報において不明な事項は、判明次第連絡する。
- 主な連絡事項は、①時刻及び場所、②事故機の国籍・型式、③乗員数、④積載燃料量（キロリットル）、⑤積載物の概要、⑥事故の態様・被害の概要とする。

第3節 消防活動

- 市（消防局）は、災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等及び増強隊を出場させる。
- 市（消防局）は、消防警戒区域又は火災警戒区域を設定する。災害の推移に基づき、拡大又は縮小する。
- 消防活動の主眼は、情報収集、人命検索・救助、現場仮救護所の設置及び搬送体制の確立、必要消防力の早期要請、泡消火活動及び搬送体制の確立、前進指揮所の設置、医療機関及び防災関係機関への通報連絡及び要請、現場広報の実施、二次災害防止措置及び警戒区域の設定等とする。

第10章 放射性物質災害対策

第1節 前提

- この章は、放射性物質に係る災害について、災害対策基本法及び原災法等関係法令のほか、国の防災基本計画、県地域防災計画、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」等の規定を踏まえ、本市が対策を要する区域となった場合に必要となる対策をあらかじめ定める。
- 現時点では、市内には原子力施設及び核燃料施設はなく、「原子力災害対策指針」等で規定する「原子力災害対策重点区域」にも含まれていない。ただし、県公安委員会等への届出を経て、核燃料を輸送する車両が、安全確保対策をとったうえで、市域を通過することは想定される。

第2節 災害の特性

- 放射性物質又は放射線の存在は、機器により検知できるが、五感で感じとることができない。
- 放射性物質災害が発生した場合は、被ばくや汚染により、復旧・復興作業が困難かつ長期化することから、拡大防止が重要である。
- 外部被ばく（体外にある放射線源から放射線を受けること）及び内部被ばく（体内にある放射線源から放射線を受けること）は複合的に起こり得ることから、双方を考慮する必要がある。また、被ばくの影響は、被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があることに留意する。

第3節 防災関係機関の主な活動

関係機関 主な活動	原子力 事業者	輸送 事業者	国	県	県警察	消防局	市 (市本部)	区 (区本部)
通報	◎	◎				○		
初期消火・避難等	◎	◎						
情報収集	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎
放射線量測定	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
警戒区域設定	○	○			○	◎	◎	◎
避難指示					○	○	◎	◎
避難誘導	◎	◎			○	◎	○	◎
人命捜索・救助	○	○			○	◎		
救急・救護活動	◎	◎			○	◎		○
除染等緊急被ばく医療			◎	◎		○	○	
資機材調達	◎	◎	◎	◎		◎	○	
汚染者の措置	◎	◎		◎		◎		○
汚染物の措置	◎	◎	◎	◎		◎		○
被害状況調査収集			◎	○	○	◎	◎	◎
広報			◎	◎	○	○	◎	◎
群衆整理					◎	○		○
避難所開設・運営				○			○	◎
健康等相談			◎	◎			◎	◎

第4節 核燃料物質等輸送事業者又は放射性同位元素保有施設を管理する事業者による応急活動

- 輸送中の不測の事態により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防ぎよ活動は、第一次的には、輸送事業者が実施する。
- 輸送事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、状況を把握し、法令等に規定する連絡体制に従い、関係機関に通報・連絡する。

- 輸送事業者は、災害が発生した場合は、異常事態発生に伴う放射線測定、消火及び輸送物への延焼防止、輸送物の移動、立入制限区域の設定及び立入制限、汚染の拡大防止及び除染、放射線障害を受けた者及び受けのおそれのある者の救出、その他放射線障害防止のために必要な措置を講じる。
- 放射性同位元素保有施設を管理する事業者は、その施設に火災が発生し、又は延焼のおそれがある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、消防機関に通報する。また、施設内部に居る者等の避難、放射線障害を受けたものの救出、放射性同位元素の汚染拡大防止等、必要な措置を講じる。

第5節 通報、情報受伝達及び状況把握

- 市は、環境放射線のモニタリングポスト、又は平常時から観測・測定する放射線量若しくは放射性物質において異常な数値を検出した場合は、防護等の必要な措置をとるため、国、県、関係機関などに対して、事故等の発生有無等に関する確認・情報収集を行う。また、観測体制を強化する。
- 市は、原子力災害合同対策協議会又は現地事故対策連絡会議等に職員を派遣し、国、県、防災関係機関及び事業者との情報の共有化に努めるとともに、応急対策の実施のため協力体制を確保する。
- 市は、県外原子力施設において災害が発生した場合は、国及び県から緊急時モニタリング（原子力規制委員会の統括の下、関係機関が実施）の結果等の情報を収集するとともに、防災関係機関との連絡体制の確保に努め、国の原子力災害対策本部から示される防護措置が講じられる体制を整える。
- 市（各区局）は、大気中の放射線量測定のほか、市民利用施設又は区域等について、放射線量の測定を行う。また、水道水、農産物、下水汚泥焼却灰、一般廃棄物焼却灰及び最終処分場の放流水等について放射性物質検査を行う。
- 市内で生産される農作物などの食品は、市内食品関係検査機関（衛生研究所、本場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所）において、放射性物質検査を行う。

第6節 広報・広聴

- 市は、事故発生場所に近い地区から、順次、広報を開始する。広報事項は、①事故の概要、②応急活動の実施状況、③周辺への影響等（モニタリング・観測の実施状況等）、④事故現場周辺への立入及び外出の制限、避難に関する事項、⑤飲食に係る制限等とする。
- 広報実施時は、優先実施区域（事故現場周辺、病院等の重要施設）の選定、迅速性及び画一性の確保、応急対策等の推移を踏まえた定期的な広報、平易な表現でわかりやすい内容とするよう留意する。
- 市は、放射線災害に起因する市民等からの相談に対応するため、必要に応じて、区役所のほか、避難場所又は公共施設等に臨時相談室を設置する。臨時相談室には、市職員のほか、放射線量の人体への影響、健康状態の相談等に対応できる専門家（原子力施設関係者、医療関係者等）を派遣する。
- 市は、被ばくしたおそれのある市民又は不安のある市民を対象に、臨時相談室と連携しながら、市立病院、地域中核病院等を会場に指定し、健康診断を行う。被害状況に応じて、巡回健康診断を行う。

第7節 防護措置

1 実施方針等

- 市は、原子力規制委員会又は原子力災害合同対策協議会等が示す防護措置の実施方針に従い、必要な措置を講じる。ただし、状況に応じて、市本部長又は区本部長は自らの判断で避難等の措置を行う。
- 広範囲に放射性物質の拡散が予測される場合は、避難等の予防的措置が重要となる。市は、国等の緊急時モニタリングの結果などを踏まえ、防護措置を実施すべき基準（運用上の介入レベル（以下「OIL」という。））に照らし、避難や除染、飲食物等の摂取制限等の必要な措置を講ずる。

2 屋内退避、避難又は一時移転

- 国等が、防護のため、屋内退避、避難又は一時移転（空間放射線量等は低い地域ではあるが、日常生活継続による無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの）の必要があると判断する場合は、空間放射線量等の状況に応じて、市は、市民等に対して、屋内退避、避難又は一時移転を指示する。
- 避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、原子力施設の状況や緊急時モニタリングの結果、気象予測、拡散予測等を踏まえて、実施の判断を行う。国の原子力災害対策本部は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難計画を立案し、避難等の指示を行う。市は、これらの内容を、市民等に伝達する。
- 市内で避難を行う場合は、市は、避難対象者の人数、避難対象地域からの移動距離等を考慮し、市有施設等を避難場所として開放する。また、避難場所を運営する。避難場所には、必要に応じて、臨時相談員等のスタッフを配置する。
- 市域が避難対象区域に含まれる災害が発生するなど必要と判断される場合には、市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域（PAZ、UPZ）等の外とする。また、避難先の割振りは、地域のコミュニティ維持に配慮し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- 市域を超える広域避難計画の作成は、国及び県が中心となり、市町村間の調整を図る。市外への避難が必要な場合は、市は、国等の指示により実施する。

3 汚染スクリーニング及び除染

- 汚染スクリーニングは、必要な対象（人体、物品等）全てに対して実施できる場所を選定し、可能な限りバックグラウンドの値が低いところで実施し、OIL4を除染実施の基準とする。避難対象となった市民等に対しては、その避難先等において実施し、基準値を超えた場合には、除染を行う。
- スクリーニングの実施に当たっては、事故の規模や放射性物質の拡散状況、国からの指示等を踏まえて判断し、過剰な対応や風評被害を誘発しないよう配慮する。

4 応急活動従事者の防護措置

- 市及び防災関係機関は、汚染が懸念される区域の周辺等における応急活動従事者に対しては、直読式個人線量計（ポケット線量計等）、被ばくを低減するための防護マスク及び防護衣を配布するとともに、作業等実施後、内部被ばく測定等を実施する。市は、県及び防災関係機関に対して、必要に応じて、防護資機材の調達の協力を要請する。
- 応急活動従事者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を目安とするが、被ばく線量をできる限り少なくすることに努める。

5 飲食物の摂取制限

- 原子力規制委員会は、空間放射線量率に基づき、OILに照らして、飲食物の接種制限を措置する。この場合において、原子力規制委員会は、国の原子力災害対策本部を通じて、市に伝達する。市は、市民等へ周知を図る。
- 飲食物の摂取制限を講じる際は、必要に応じて、摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物の提供に配慮する。

6 焼却灰等への対応

- 市（資源循環局）は、下水汚泥焼却灰及びごみ焼却工場の焼却灰について、放射性物質検査を行い、基準を超える放射能濃度が検出された場合は、保管等の適切な管理を行う。また、下水道センター、ごみ焼却工場、最終処分場等の敷地境界や作業場所等の空間放射線量測定も実施する。

7 医療活動

- 国、県、医療機関等関係機関は、トリアージ、救急処置、スクリーニング、簡易除染、健康相談、広域的な医療機関等との連携等においてそれぞれの役割を担う。市は、国、県等が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。
- 放射性物質災害における医療対応は、通常の救急医療、災害医療に加え、被ばく医療の考え方に基づき、特に、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染可能性等を考慮し、被災者等に施す医療をコントロールして、適切に行う。
- 国の緊急被ばく医療派遣チーム、横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「市大センター」という。）の医師、市（区職員）、救急隊等は、現場付近の医療関係施設、公共施設、高速道路のパーキング等に仮設救護所を設置し、問診、スクリーニング、一次除染、現地本部及び医療機関との連絡調整、被ばく者の医療搬送等を実施する。
- 被ばく者又は被ばくの可能性がある市民等に対する救急医療は、仮設救護所においてスクリーニング、一次除染等を実施した後、被ばく程度、重篤度によって、対応する。
- 被ばくがある場合は、県内被ばく医療機関（北里大学病院）において二次的医療行為を、被ばく程度が大きい場合は、高度専門医療機関（放射線医学総合研究所）において三次的医療行為を行う。被ばくがなく、重篤な場合は、市大センターにおいて救命医療行為を行う。被ばくがなく、重篤でない場合は、市立病院、地域中核病院、災害拠点病院において一般的な対処療法による治療を行う。

第8節 消防活動

- 市（消防局）は、災害出場計画に基づき、災害の規模に応じた消防隊等を出場させる。災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- 現場指揮本部は、各種の被ばく、汚染形態を想定し、風上側の高台等、現場活動に支障のない範囲で遠方に設置する。
- 必要に応じて、放射線危険区域、又は二次災害を防止するための消防警戒区域を設定する。
- 消防活動の主眼は、放射線防護基準及び防護要領の順守、放射線危険区域又は消防警戒区域の設定、活動拠点の設置と必要資機材の集積、救助活動、消防活動交代要員の確保、広報活動、避難誘導、関係省庁の専門官等の要請、防災関係機関との協議・調整とする。

第9節 災害復旧対策（中長期的な対策）

- 市は、一定の事態の收拾がなされた後も、環境中に放出された放射性物質等への対応等、復旧に向けた中長期的な対策について、関係機関等と連携して進める。

1 原子力事業者の措置等

- 災害発生に係る原子力事業者等は、市が実施する災害復旧対策について、放射線モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員の派遣など、必要な措置を講じる。
- 災害発生に係る原子力事業者等は、原子力緊急事態解除宣言発出後、災害復旧対策についての計画

を作成し、国等及び市に提出するとともに、同計画に基づき、対策を実施する。

- 災害発生に係る原子力事業者等は、原子力緊急事態解除宣言発出後、被災者の損害賠償請求等への対応のため相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備する。

2 汚染の除去

- 原則として、災害発生に係る原子力事業者等が、放射性物質による汚染を除去する。
- 施設管理者等は、局所的に空間放射線量が高まるマイクロスポットが発生しやすい箇所を中心に空間放射線量の測定を行い、国の示す基準以上の値が検出された場合は、除去や清掃などの措置を行う。

3 各種制限措置の解除

- 市、県及び関係機関は、環境放射線モニタリング、放射性物質による汚染状況等の調査結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農水畜産物の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

4 災害地域住民に係る記録の作成等

- 市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在したこと、避難場所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。
- 市及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置図及び事後対策措置図を記録する。

5 被害等の影響の軽減

- 原子力事業者及び市（各区）は、国、県とともに、災害発生現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。
- 放射線の被ばくによる健康影響に加えて、長期間の避難又は屋内退避、集団生活等、平常時と異なる環境下における心身への影響に配慮し、健康への負荷を低減すると同時に、市民等の不安を軽減するため、必要に応じて、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための健康評価を実施する。
- 市は、国、県及び関係機関と連携して、科学的根拠に基づく農漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、風評被害等の未然防止又は軽減のための広報活動を行う。
- 市は、市民等が生活圏における放射線量測定を自ら行えるよう、区役所で放射線量測定器の貸出を行う。
- 市は、避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等、環境モニタリング、適切な役割分担の下での汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

6 被災者等への支援

- 市は、県等の支援のもと、他の市町村への避難者の所在地等の情報を把握し、行政サービスに関する必要な情報・支援の提供に努める。
- 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保及び生活資金等の支給に加え、生業及び就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等、生活全般にわたる支援に努める。被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等の設置に努める。
- 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援、並びに被災地域の復旧・復興対策等を進めるため、必要があるときは、災害復興基金の設立等の検討、被災中小企業等に対する資金貸付等の実施に努め

る。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報し、併せて相談窓口を設置する。

第11章 行事等における雑踏事故対策

第1節 警戒活動（行事等の開催当日の対策）

1 警備計画に基づく主催者（公民を問わない。）の対策

- 主催者は、情報等の集約及び警備全般の指揮のため、警備本部を設置するとともに、警備責任者を配置する。
- 主催者は、警備員並びに県警察、消防機関、市（危機管理室、会場となる施設の所管区局）等の関係機関と、通信試験等を行い、情報連絡体制を確立する。
- 主催者は、警備員等により、会場及びその周辺の警備並びに公共交通機関への誘導を実施する。
- 主催者は、放送及び導線の整備等により、来場者を整理する。過密となる場合には、来場規制、迂回誘導等の措置により、群衆の分断及び整理を行って、雑踏事故発生を未然に防止する。
- 主催者は、①避難経路・避難口の確認、②避難時の注意事項、③仮救護所の位置について、来場者への広報を行う。

2 県警察の対策

- 県警察は、警察警備計画に基づき、群衆流動等による雑踏事故を未然に防止する。
- 県警察は、主催者、消防機関、市（危機管理室）等関係機関との情報連絡体制を確立するとともに、連携して、会場等の警備を実施する。

3 市の対策

- 市（関係区局）は、情報連絡体制を確保するとともに、警戒体制を確立して、警戒活動を実施する。
- 市（行事等を共催する区局）は、行事等の進行状態等の把握及び主催者との連絡調整を行う。
- 市（行事等に関係する施設所管区局）は、施設管理上の対策、並びに行事等に関する情報の収集及び伝達を行う。
- 市（危機管理室）は、主催者、県警察及び関係区局等からの行事等に関する情報の収集及び伝達を行う。また、その他警備上必要な措置を行う。
- 市（医療局）は、医療機関との連絡調整を行う。
- 市（消防局）は、会場等の警備及び救急業務に関する措置を行う。

第2節 応急対策（雑踏事故発生時の対策）

1 関係機関の主な活動（◎：主務機関 ○：協力機関）

主な活動 \ 関係機関	主催者	県警察	消防局	市 (市本部)	区 (区本部)
通 報	◎	○		○	
避難誘導	◎	○	○	○	○
消防・警察等への報告	◎				
現場指揮本部	○	○	◎	○	○
情報収集	◎	○	◎	◎	◎
警戒区域の設定	○	○	◎	○	○
人命検索・救助	○	○	◎	○	
救急・救護活動	○	○	◎	○	
現場広報	○	○	○	◎	◎

群衆整理	○	◎	○	○	
被害状況調査収集	○	○	◎	◎	◎

2 主催者の対策

(1) 通報及び関係機関への報告

- 主催者は、群衆流動等による雑踏事故が発生した場合は、直ちに事故発生日時、場所等必要事項を県警察及び消防局に通報する。
- 主催者は、事故概要、負傷者の状況等について、県警察、市（消防局、関係区局）等の関係機関に報告する。

(2) 負傷者の救出・救護及び避難誘導

- 主催者は、県警察及び市（消防局）等と連携し、負傷者の救出・救護の支援を実施するとともに、周辺の混乱を防止するため、群衆等の避難誘導を行う。

(3) 現場広報

- 主催者は、県警察及び市（消防局）など関係機関等と協力して、混乱の防止及び収束を図るため、広報を行い、群衆等から、事故の拡大防止に対する協力を得る。
- 主な広報事項は、①事故の発生及び現在の状況、②避難誘導の実施状況、③う回路、避難場所及び立入・停滞等の禁止区域の設定に関することとする。

(4) 行事等の中断又は中止

主催者は、関係機関と協議し、状況に応じて、行事等の中断又は中止の措置をとる。

3 県警察の対策

- 県警察は、事故の概要、負傷者の人数、負傷者の状態等の情報収集に努め、関係機関と共有する。
- 県警察は、市（消防局）等と連携して、負傷者等を救出・救護するとともに、群衆の避難誘導を行う。また、二次災害を防止するため、警戒区域を設定する。
- 県警察は、主催者等と連携して、必要な広報を実施する。

4 市の対策

- 市（危機管理室、関係区局）は、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。
- 市（行事等に関係する施設所管区局）は、県警察及び消防局に協力するとともに、施設管理上の保安体制強化、施設利用者等の避難誘導及び職員の安全避難、施設管理者等との連絡調整、並びに災害に関する情報の収集及び伝達を行う。
- 市（各区）は、状況に応じて、避難誘導、区民への広報等を行う。
- 市（医療局）は、医療機関との連絡調整を行う。
- 市（消防局）は、救助・救急活動を行う。

第12章 不発弾等爆発事故対策

第1節 関係機関の役割

1 前提

- 国（自衛隊）は、その責務により、不発弾等そのものの除去及び処理を実施する。
- 県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。
- 不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び県警察等関係機関は、協力する。
- 処理に至るまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去又は保護、及び市民の安全対策等の対応は、一般に市町村の責務とされている。

（参考）昭和33年7月4日付4省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）

2 関係機関の主な活動

- 自衛隊は、不発弾等の処理を実施する。
- 県警察は、自衛隊に対する処理要請、交通規制、並びに警戒区域内の防犯及び警備を行う。
- 鉄道事業者及びバス事業者等交通機関は、不発弾等処理が影響する路線の運行に関する調整を行う。
- 東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株)は、施設の発災に備えた対応及び必要な広報を行う。東京電力パワーグリッド(株)は、処理等の対策実施に要する電源設備を、東日本電信電話(株)は、通信設備を確保する。
- 市（当該区、関係区局）は、処理に至るまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去又は保護、市民の安全対策等を実施する。
- 不発弾等が埋没し、又は発見された土地若しくは施設等の所有者若しくは管理者、及び関係機関は、処理の内容に応じた必要な事項を実施する。

3 海上で不発魚雷等が発見された場合

- 海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理は、自衛隊法第99条に基づき、海上自衛隊が行うが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及び住民避難が必要となる場合は、本章を準用する。
- この場合において、自衛隊への処理要請は、横浜海上保安部が行う。

第2節 処理に至るまでの対策

1 埋没不発弾等の発掘

(1) 確認

ア 通報

- 市民等からの不発弾の埋没情報などに関する相談窓口は、原則として、区役所とする。相談を受けた区は、危機管理室及び所轄警察署に連絡する。
- 県警察は、市民等からの不発弾の埋没情報などに関する相談を受けた場合は、当該地を所管する区役所に連絡する。

イ 情報の確実性の確認等

- 市（当該区）は、関連情報の収集及び史実等の調査により、情報の確実性を確認する。危機管理室は、これに協力する。複数区局に渡る統合的な調整が必要なとき、又は国・県が所有若しくは管理する土地等に関する相談を受けたときは、危機管理室が行う。
- 市（当該区）は、届出者（市民等）に対して、自費による探査及び工事実施の意思、並びに

自費による工事実施時の補助（自衛隊又は県警察の立会い等）を求める意思の確認を行う。

(2) 発掘実施の決定

- 市長は、埋没の可能性が高い場合には、不発弾の発掘の実施を決定する。

(3) 発掘事前準備

ア 市（当該区）は、発掘日程等を作成する。

イ 市（危機管理室）は、県（くらし安全防災局）を通じて、内閣府に交付申請を行う。（参考：昭和48年10月30日総管第524号の2都道府県知事あて総理府総務副長官通達）

ウ 市（当該区、関係区局）は、埋没不発弾等の探査を行うため、関係区局調整会議を行う。

エ 市（当該区、関係区局）は、不発弾の探査終了後、自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による事前調整会議を開催し、①各機関の発掘方針等、②事務分掌に応じた役割分担、③発掘当日の行動等についての調整を行う。

オ 市（当該区、関係区局）及び関係機関は、事務分掌に応じて、主に次の事項について発掘計画を作成する。

(ア) 発掘に伴う工事の調整又は構造物の移転等に関する計画

(イ) 交通機関の運行計画

(ウ) 交通規制計画

(エ) 広報計画

(オ) 警備計画

(カ) 警戒区域設定及び避難計画

(キ) 救急・救護計画

(ク) 発掘日までの保安計画

(ケ) 必要に応じて、各機関ごとの行動計画

カ 市（当該区）は、事前調整会議及び発掘計画に基づく地域住民説明を行う。

(4) 発掘

○ 市（当該区）は、発掘計画に基づき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。

○ 市（当該区）は、発掘に当たり、自衛隊等専門家の意見収集分析に基づき、住民避難・交通規制等の判断を行うため、状況に応じて、自衛隊（陸上自衛隊朝霞駐屯地第102不発弾処理隊）へ相談し、必要に応じて立会を要請する。

2 偶発的発見不発弾等の確認

○ 不発弾等が偶発的に発見された場合の処理に関する対応は、発見場所の属する区役所を窓口とする。相談を受けた区は、危機管理室及び所轄警察署に連絡する。危機管理室は、県警察に連絡する。

○ 県警察は、調査を行う。市（当該区、危機管理室）は、県警察の行う調査に立ち会う。災害発生に備え必要な場合は、消防局は消防隊を派遣する。

第3節 処理

1 不発弾等に爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合

(1) 県警察本部長は、自衛隊に不発弾処理要請を行う。

(2) 市（当該区、関係区局）は、爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、必要に応じ処理用防護工事等を行うため、関係区局調整会議を行う。次いで、市（当該区、関係区局）、自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。

(3) 自衛隊及び市は、不発弾等の処理に当たり、役割分担を事前に確認するため、協定を締結する。

- ア 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）
- イ 市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民退去等）
- ウ 不発弾等処理を実施する期間 等

- (4) 区本部長又は市本部長は、不発弾等処理に伴い、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定し、住民、車両等の退去と立入禁止の措置をとる。
- (5) 区本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、住民等を避難させる。避難誘導員の配置、地域住民等に対する避難広報を行うとともに、必要に応じて、避難所の開設及び運営を行う。
- (6) 県警察による警戒措置のもと、自衛隊は、不発弾等の処理を行う。

2 不発弾等に爆発のおそれがなく、自衛隊が後日回収する場合

- (1) 県警察本部長は、自衛隊に不発弾処理要請を行う。
- (2) 市（当該区）は、自衛隊の指示に従い、埋没保管（直射日光の当たらない環境での保管）等を行うとともに、県警察への警戒依頼、又は警備員を配置するなど、盗難防止措置を徹底する。
- (3) 市（当該区）は、必要により住民代表者等への広報を行う。
- (4) 自衛隊は、後日、不発弾等を回収する。

3 情報受伝達

- 区本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関等に伝達する。
 - (1) 不発弾等の処理作業の進行状況
 - (2) 避難所における避難者の状況
 - (3) 交通機関停止、道路交通規制等の状況
 - (4) 駅等における人員等の滞留状況 等
- 区本部長は、報道機関に対して、必要に応じて、情報提供を行う。

4 その他連絡調整

- 市は、国土交通省東京航空局東京空港事務所長に対し、航空会社、航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を依頼する。